共済事業向けの総合的な監督指針

令和7年5月

農林水産省経営局

制定:平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知 改正:平成18年7月20日付け18経営第2514号経営局長通知 改正:平成19年8月29日付け19経営第3248号経営局長通知 改正:平成20年3月19日付け19経営第7266号経営局長通知 改正:平成21年3月31日付け20経営第7236号経営局長通知 改正:平成21年6月5日付け21経営第 894号経営局長通知 改正:平成21年11月5日付け21経営第3511号経営局長通知 改正:平成22年8月23日付け22経営第2729号経営局長通知 改正:平成23年4月1日付け23経営第 17号経営局長通知 改正:平成23年10月11日付け23経営第1132号経営局長通知 改正:平成24年8月10日付け24経営第1493号経営局長通知 改正:平成25年2月6日付け24経営第3039号経営局長通知 改正:平成25年3月29日付け24経営第3532号経営局長通知 改正:平成25年11月1日付け25経営第2284号経営局長通知 改正:平成26年3月31日付け25経営第3861号経営局長通知 改正:平成26年7月4日付け26経営第1028号経営局長通知 改正:平成27年3月31日付け26経営第3446号経営局長通知 改正:平成28年4月1日付け27経営第3375号経営局長通知 改正:平成28年11月22日付け28経営第1822号経営局長通知 改正:平成29年4月21日付け29経営第 223号経営局長通知 改正:平成29年5月30日付け29経営第 697号経営局長通知 改正:平成30年4月4日付け29経営第3633号経営局長通知 改正:平成30年11月20日付け30経営第1669号経営局長通知 改正:令和元年5月24日付け元経営第 194号経営局長通知 改正:令和2年10月29日付け2経営第1893号経営局長通知 改正:令和2年12月25日付け2経営第2427号経営局長通知 改正:令和3年8月20日付け3経営第1334号経営局長通知 改正:令和4年3月31日付け3経営第3161号経営局長通知 改正:令和4年3月31日付け3経営第3167号経営局長通知 改正:令和4年6月10日付け4経営第 586号経営局長通知 改正:令和5年1月27日付け4経営第2524号経営局長通知 改正:令和5年3月31日付け4経営第3106号経営局長通知 改正:令和6年1月10日付け5経営第2231号経営局長通知 改正:令和6年12月18日付け6経営第2087号経営局長通知 改正:令和7年3月28日付け6経営第2801号経営局長通知 改正:令和7年5月30日付け7経営第 436号経営局長通知

附則

(施行日)

第 1 条 この規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、II - 3 - 2 - 1 (1)に規定する「契約概要」及び「注意喚起情報」並びにIV - 2 - 9に規定する

「解約返戻金の開示方法」については、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年7月20日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成19年8月29日から施行する。ただし、Ⅱ-3-6-1-2 (14) に規定する「意向確認書面」については、平成20年4月1日から 施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成20年3月19日から施行する。

附則

(施行日)

第 1 条 この規定による変更は、平成21年 3 月31日から施行する。ただし、II - 3 - 6 - 1 - 2 の改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成21年6月5日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成21年11月5日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成22年10月11日から施行する。ただし、II-3-2-1 (1)②について、組合においてこの日までに対応できない事情がある場合には、平成23年9月30日までその実施の猶予を認める。

附則

(施行日)

第 1 条 この規定による変更は、平成23年10月11日から施行する。ただし、 $\Pi - 2 - 9 - 1$ の改正は、平成24年 3 月31日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成24年8月10日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この通知のうち、I-1-2及びI-3-12の改正規定は平成25年2月6日から、I-2-9-4の改正規定は平成25年3月31日から、I-3-10の規定は平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年3月31日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年11月1日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年3月31日から施行する。ただし、Ⅲ-2-6 及び別添様式28号改正は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年7月4日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規定による変更後のⅡ-4-3-3については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとし、新しい事業年度が開始されるまでの間は、なお従前の例による。
- 第3条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第10条に規定する存続中央会(以下「存続中央会」という。)については、この規定による変更前の監督指針の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第12条又は第21条の規定による組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその

効力を有する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成28年11月22日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成29年4月21日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成29年5月30日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成30年4月4日から施行する。

附則

(施行日)

この規定による変更は、平成30年11月20日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この通知は、令和元年5月24日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお 従前の例による。
- 第3条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次条において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式による

ものとみなす。

第4条 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。

附則

(施行日)

この規定による変更は、令和2年10月29日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、令和2年12月25日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定の施行の際現にあるこの規定による改正前の様式により使用されている書類は、この規定による改正後の様式によるものとみなす。

附則

(施行日)

この規定による変更は、令和3年8月20日から施行する。

附則

(施行日)

この規定による変更は、令和4年3月31日から施行する。

附則

(施行日)

この規定による変更は、令和4年3月31日から施行する。ただし、II-4-6-1-2 (11)、II-4-7-1 及びII-4-7-2 の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この規定による変更は、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第41号)の施行の日(令和4年6月10日)から施行する。

附則

(施行日)

第1条 本通知は、令和5年2月27日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、II-4-2-2 (11) の改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通知による改正後のⅡ-4-1-2の規定については、施行日以後に締結された共済契約について適用する。

附則

(施行日)

第1条 本通知は、令和5年3月31日から施行し、令和4年4月1日以後に終了する 事業年度から適用する。

附則

(施行日)

第1条 本通知は、公布の日から施行する。ただし、Ⅱ-4-3-5の規定は農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和6年農林水産省令第1号)の施行の

日(令和6年1月10日)から施行する。

(経過措置)

第2条 本通知による改正後のⅡ-4-3-5の規定については、令和6年3月31日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

附則

(施行日)

第1条 本通知は、令和6年12月18日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 本通知は、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和7年農林水 産省令第12号)の施行の日(令和7年3月31日)から施行する。

(経過措置)

第2条 令和6年4月1日前に開始した事業年度に係る決算速報については、なお従 前の例による。

附 則

(施行日)

本通知は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。

〇 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)
規則	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令
	第27号)
告示	農業協同組合法施行規程(平成17年農林水産省告
	示第528号)
一般監督指針	農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合
	法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済
	事業のみに係るものを除く。) (平成23年2月28
	日付け22経営第6374号経営局長通知)
共済事業事務ガイドライン	農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業
	に関する指導監督等に当たっての留意事項(平成
	15年5月20日付け15経営第894号農林水産省経営
	局長通知)
農協	共済事業を行う農業協同組合
共済連	共済事業を行う農業協同組合連合会
組合	共済事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連
	合会

- ・ 本監督指針は、共済事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の全てを 対象としている。
- ・ また、農協、共済連によって取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定していることがあることに注意されたい。

(「農協」、「共済連」、「組合」との書き分け。)

- ・ なお、組合としている項目中の一部分のうち、一部の組合(農業協同組合法施 行規則第11条第1項第1号ワに規定する共同事業組合を除く。)のみにしか適用 されないことが明らかなもので、記載しても他の組合に影響が及ばないものにつ いては、煩雑となることを避けるため、書き分けをしていないものがある。その 場合、該当・非該当の組合があることに留意されたい。
 - (注) 「共同事業組合」については、例えば次の点に留意する必要がある。
 - ① 共済計理人の選任について (規則第44条関係)
 - ② 共済規程の記載事項について (規則第11条第2項関係)
 - ③ 支払余力基準に係る規定について(規則第13条・第14条)
 - ④ 責任準備金の積立てについて (規則第31条関係)
 - ⑤ 「支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令」について(規則第22 4条・第225条関係) 等

目 次

I 基本的考え方

	Ι	_	1	=	共	斉事	詳	€0	包包	岩	督	に	関	19	トス	5	基	本	的	jā	号	え	方		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P10
		I	_ :	1 -	_ ;	1	ţ	长沙	¥ ≣	事	業	0	監	霍	至(り	目	的	J Ł	· 居	监	督	部	局	j O)往	工言	割		•	•	•	•	•	•	•	•	•	P10
		I	<u> </u>	1 -	— :	2	ţ	Ļ 汾	羊	事	業	(T)	盟	霍	習り	C	当	た) ~	(の	基	本	自	Ŋ́‡	与	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	P 10
	T	_	2	Ę	监社	堅指	金金	十領	きる	字 (の	趣		<u>.</u>					•		•			•			•				•					•	•		P11
			_ :) ‡	取	旨		•		•																		P 11
			- 2																•		•	•	•	•	•		•	•											P11
Π		共	済事	事	業盟	监督	7	_0) 言	平/	価	項																											
	п	_	1	Ý	深点		计号	Ŧ		•							•		•		•						•				•			•		•	•		P 12
	11		_ :																																				P 12
			_ :												,																								P 12
			<u> </u>											坑	<u>'</u>		•	•	•																				P 22
	п	_	2	E	1 ∤3	タの	7年	₽ ∠	≻ .h	И.																													P 24
	П		_ <u>_</u> _ <u>_</u> _ <u>_</u>	-							借	· 仝	. 空	Ξ <i>α</i>	` `*										•							•			•				P 24
		ш	Π -								_	亚義		- V	ノ (T	貝	_'/.		V_	/ JI	<u>FU</u>	97	1.																1 44
			П -								_			, }-	£																								
			П -									理																											
			<u> </u>													离	切	性	:	<u>(E</u>]	期	見	正	甘	부 급	子))			•	•				•	•		P 26
		11	Π -								_	義		- •	<i>-</i> ,,	11-1	77	1_	•	(–		\ \ \	∕ ∟		- 1 E	э њ	3. /												1 20
			Ⅱ -											≟ }/ ₇	Ę	•	ໄ太	応																					
			Ⅱ -																	項	13	力	見 元	칻~	十	ろ	合	班	地	‡ <i>0</i>) 半	钏	折其	甚至	隹				
			Ⅱ -															拠												L. *	- 1	315	71 <u>~</u>	-	-				
			Ⅱ -															沢							./-1	•/	,,	_	'										
			_ 																						_	つ	V.	17	_										
			Π-																																				
		П	_ :	2 -	— ;	3	与	其	月草	汝:	戒	制	度	=		•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•		P 29
			Π -																																				
			Π-	_	2 -	- 3	} –	- 2	2	-	監	督	·手	- } ₂	<u></u>	•	対	応																					
		П	_ :	2 -		4	仁	上糸	且月	用	発	に	仔	3	5 P	勺	部	管	理	E fi	怎	勢		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 30
			Π-	_	2 -	- 4	L –	-]	Ĺ	-	意	義																											
			Π-	_	2 -	- 4	ļ —	- 2	2		È	な	着	剈	見,	点																							
			Ⅱ -	_	2 -	- 4	ļ –	- 5	3	-	盐	督	手	- 治	Ļ	•	対	応	`																				
	П	_	3	Ý Ž	売る	合合	j	リフ	スノ	クキ	管	理	態	会	丸		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•		•		•			•	•	•	•	P 34
						•									-				•		•			•			•					•					•	•	P 34

Π	_	3 —	2	IJ,	スク	'の特	寺定	及	C, i	リス	ク	•]	プロ	コラ	フア	イ	ル		•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 34
	Π	- 3	- 2	: —	1	意建	疺																					
	Π	- 3	-2	. —	2	主な	ょ着	眼.	点																			
П	_	3 —	3	リ	スク	の測	則定	<u>.</u>	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 35
	Π	- 3	- 3	; —	1	意義	虔																					
	Π	- 3	- 3	; —	2	リン	スク	0	測知	É																		
	Π	- 3	- 3	: —	3	ス	トレ	⁄ス [、]	テン	スト																		
		Π $-$	3 –	- 3	- 3	— <u>]</u>	1	主	なぇ	 音眼	点																	
		Π $-$	3 –	- 3	- 3	_ 2	2	ス	<u>ا</u> ا	レス	テ	ス	<u>۱</u>	ク根	要	(\mathcal{O})	開	示										
П	_	3 —	4	IJ.	スク	管理	里方	針			•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 37
	Π	- 3	- 4	. —	1	意拿	妄																					
	Π	- 3	- 4	. —	2	主な	ょ着	:眼.	点																			
П	_	3 —	5	IJ.	スク	・とす	支払	能	力の	の自	己	評個	価			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	P 38
		- 3																										
	Π	- 3	- 5	<u> </u>	2	リン	マク	ٔ ط	支担	么能	力	の	自语	己部	平価	i												
		- 3																										
Π		3 —					•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	P 39
	Π	- 3	- 6	· —	1	意記	É																					
	Π	- 3	- 6	· —	2	主な	え着	:眼.	点																			
П	_	3 —	7	業	務継	烧続位	本制] (В ($\mathbb{C} \mathbf{M}$	[)					•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	P 39
		- 3									ŕ																	
	Π	- 3	- 7	· _	2	平時	寺に	お	ける	5対	応																	
	Π	- 3	- 7	· _	3	危核	後発	生	時(こよ	け	る	対ル	ŗ.														
	Π	- 3	- 7	·	4	事創	芸の	沈	静化	匕後	こに	おり	ける	- ろす	す応													
	Π	- 3	- 7	· _	5	風記	平に	.関	する	- 5危	機	管3	理加		九 ナ													
П	_	3 —	8	資	産負	[債ℓ	り 約	:合	的力	な管	理		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	P 42
		- 3																										
	Π	- 3	- 8	; —	2	主な	え着	:眼.	点																			
П	_	3 —	9	共	済引	受]	ノス	ク	管理	里態	勢				•	•	•	•		•			•	•			•	P 43
	Π	- 3	- 9	—	1	意記	長																					
	Π	- 3	- 9	—	2	主な	ょ着	:眼.	点																			
П	_	3 —	10	再	共済	í• ₹	 写保	:険	に	関す	-る	リ	スタ	ク徨	9理	ļ	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	P 44
	Π	- 3	-10) —	1	保有	一	出:	再(こ関	す	る	リン	スク	窄管	理												
	Π	- 3	-10) —	2	受利	· 写に	.関	する	5 J	ス	クタ	管理	里														
		- 3													†0)	開	示											
П		3 —											•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	P 45
	Π	- 3	-1	1 —	1	意建	妄																					
	Π	- 3	-1	1 —	2	主な	ょ着	:眼.	点																			
Π	_	3 —	12	流	動性	ミリン	スク	管.	理寫	 追勢	Ţ.	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	P 52
		- 3								· ·																		
	Π	- 3	-1 :	2—	2	主な	ょ着	:眼.	点																			
Π	_	3 —	13	オ・	ペレ	∕—Ş	/ ヨ	ナ	ル	• IJ	ス	クタ	管理	里怠	总勢	Į.	•	•	•	•			•	•	•	•	•	P 53

```
II - 3 - 13 - 1 事務リスク管理態勢
   II - 3 - 13 - 1 - 1 意義
   II - 3 - 13 - 1 - 2 主な着眼点
  II - 3 - 13 - 2 システムリスク管理態勢
   II - 3 - 13 - 2 - 1 意義
   II - 3 - 13 - 2 - 2 主な着眼点
  II - 3 - 13 - 3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
   \Pi - 3 - 13 - 3 - 1 意義
    II - 3 - 13 - 3 - 1 - 1 システム統合リスク
    II - 3 - 13 - 3 - 1 - 2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽
                   減策
    II - 3 - 13 - 3 - 1 - 3 プロジェクト管理 (プロジェクトマネジメント)
                   の重要性
   II - 3 - 13 - 3 - 2 主な着眼点
  II - 3 - 13 - 4 その他オペレーショナル・リスク管理態勢
   II - 3 - 13 - 4 - 1 意義
   II - 3 - 13 - 4 - 2 主な着眼点
 Ⅱ-3-14 監督手法・対応 ・・・・・・・
\Pi-4 業務の適切性 ・・・・・
 Ⅱ-4-1 法令等遵守 ・・・・・・・・・・・・・・P67
  Ⅱ-4-1-1 不祥事件に対する監督上の対応
  Ⅱ-4-1-2 不必要な共済契約に対する監督上の対応
 Ⅱ-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立
  Ⅱ-4-2-2 共済推進上の留意点
  II - 4 - 2 - 3 団体扱契約関係
  Ⅱ-4-2-4 他人の生命の共済契約
  II-4-2-5 直接支払いサービス
 II - 4 - 3 共済代理店関係
                 . . . . . . . . . . .
  Ⅱ-4-3-1 適正な共済代理店体制の確立
  II - 4 - 3 - 2 共済代理店の体制整備義務(農協法第11条の22関係)
  II - 4 - 3 - 3 共済代理店に係る自己契約の禁止(農協法第11条の23関係)
  Ⅱ-4-3-4 帳簿書類
  Ⅱ-4-3-5 事業報告書
  Ⅱ-4-3-6 共済代理店における員外利用の管理等
  Ⅱ-4-3-7 自動車損害賠償責任共済
  Ⅱ-4-3-8 共済代理店の届出関係
 Ⅱ-4-4 保険会社の業務の代理
                     •••••••••••••••
  Ⅱ-4-4-1 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化
  Ⅱ-4-4-2 保険募集を行う場合における員外利用の管理
  Ⅱ-4-4-3 監督手法・対応
```

II-4-5 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む。) ・・・P99
Ⅱ-4-5-1 意義
Ⅱ-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立
II-4-5-2-1 意義
II-4-5-2-2 主な着眼点
II-4-5-3 金融ADR制度への対応
Ⅱ-4-5-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合
II-4-5-3-1-1 意義
II-4-5-3-1-2 主な着眼点
II-4-5-3-2 指定 ADR 機関が存在しない場合
Ⅱ-4-5-3-2-1 意義
II-4-5-3-2-2 主な着眼点
II-4-5-4 各種書面への記載
II - 4 - 5 - 5 監督手法・対応
II - 4 - 6 利用者の保護等 ・・・・・・・・・・・・・ P108
Ⅱ-4-6-1 利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行
Ⅱ-4-6-2 利用者に対する説明責任、適合性原則
II-4-6-2-1 利用者保護を図るための留意点
Ⅱ-4-6-2-2 共済事業の運営に関する措置等
Ⅱ-4-6-2-3 特定共済契約における適合性原則
Ⅱ - 4 - 6 - 3 共済金等支払管理態勢
II-4-7 利用者等に関する情報管理態勢 ・・・・・・・・ $P121$
Ⅱ-4-7-1 意義
II - 4 - 7 - 2 主な着眼点
Ⅱ-4-7-3 監督手法・対応
II - 4 - 8 利用者等の利益の保護のための体制整備 ・・・・・・ P 125
II-4-8-2 主な着眼点
Ⅱ-4-8-3 監督手法・対応
II - 4 - 9 利用者等の誤認防止等 ・・・・・・・・・ P 127
II-4-9-2 主な着眼点
II-4-10 取引時確認等の措置 ・・・・・・・・・・ $P127$
II - 4 - 10 - 2 主な着眼点
II - 4 - 10 - 3 監督手法・対応
Ⅱ - 4 - 11 反社会的勢力による被害の防止 ・・・・・・・ P 130
Ⅱ-4-11-1 意義
Ⅱ-4-11-2 主な着眼点 Ⅱ-4-11-2 主な着眼点
Ⅱ-4-11-3 監督手法・対応 ■ 4 10 選択なまラの旅程
Ⅱ - 4 - 12 適切な表示の確保 ・・・・・・・・・・・・・ P134 B - 4 - 13 陪字者等。の対応 P136
Ⅱ-4-13 障害者等への対応 ・・・・・・・・・・ P136

II - 4 - 13 - 1	意義
II - 4 - 13 - 2	主な着眼点
II - 4 - 13 - 3	監督手法・対応
II-5 その他 · ·	
	O共済事業に係る事務の外部委託 ・・・・・・・ P137
II - 5 - 1 - 1	70.72
II - 5 - 1 - 2	
	Rについての情報開示等 ・・・・・・・・・ P139
II - 5 - 2 - 1	
II - 5 - 2 - 2	
II - 5 - 2 - 3	監督手法・対応
Ⅲ 組合の監督に係る事	薬務処理上の留意点
Ⅲ 1 野叔東沙の江	#Ja D 141
	だれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 141
	ナイト・モニタリングの主な留意点 ・・・・・・ P141
	昭局との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 142
	検査部局による検査着手前
	検査部局による検査結果通知後
	検査・監督連携会議の開催 ないはスク副は関する世界
	こおける金融に関する措置 ・・・・・・・・ P 144
	災害地に対する金融上の措置
III - 1 - 3 - 2	南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸 措置
III - 1 - 3 - 3	行政庁報告
Ⅲ-1-4 組合に	こ関する苦情・情報提供等 ・・・・・・・・・ P145
III - 1 - 4 - 1	苦情等を受けた場合の対応
Ⅲ-1-5 法令角	军釈等の照会を受けた場合の対応 ・・・・・・・ P 145
III - 1 - 5 - 1	照会を受ける内容の範囲
III - 1 - 5 - 2	照会に対する回答方法
III - 1 - 5 - 3	法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター制度)
Ⅲ-1-6 組合が	『提出する申請書等における記載上の留意点 ・・・・ P 149
Ⅲ-2 農協法等に係	系る事務処理 ・・・・・・・・・・・・・・ P 149
	上等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 149
	子会社等の業務の範囲
	他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の
<u>.m. 2</u> 1 2	売買の代理・媒介会社の取扱い
$\Pi - 2 - 1 - 3$	組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い
	共済連の海外における子会社等の業務の範囲
	ス切足*ク1時/11に40() 3 1 五 五 1 4 7 大 切 */ 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1

11 - 2 - 3	弊害防止措置 ・・・・・・・・・・・・・・・ P 154
III-2-4	契約条件の変更 ・・・・・・・・・・・・・ P154
III - 2 - 4	4-1 契約条件の変更の申出
III - 2 - 4	4-2 共済調査人の選任
III - 2 - 4	4-3 組合の対応
III - 2 - 4	1−4 契約条件の変更に係る承認
III - 2 - 5	財産運用限度 ・・・・・・・・・・・・・・・ P 156
III - 2 - 6	議決権の取得制限 ・・・・・・・・・・・・・ P156
III - 2 - 7	責任準備金対応債券・・・・・・・・・・・・・ P 157
III - 2 - 8	説明書類の作成・縦覧等 ・・・・・・・・・・ P 157
III - 2 - 8	3-1 記載項目についての留意事項
III - 2 - 8	3-2 農協法に基づく債権の額の開示
III - 2 - 8	3-3 説明書類の縦覧場所等について
III - 2 - 8	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	支払余力比率の計算 ・・・・・・・・・・ P166
III - 2 - 9	
III - 2 - 9	9-5 期限前弁済の届出受理に際してのチェック
w o 4= 71.44	
	指導等を行う際の留意点等・・・・・・・・・・・P168
	行政指導等を行う際の留意点 ・・・・・・・・・ P168
m - 3 - 2	面談等を行う際の留意点 ・・・・・・・・・・ P 169
Ⅲ 4 /云政力	処分を行う際の留意点 ・・・・・・・・・・・・・P170
	で方を行う原の歯息点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
III 4 1	11 政党が (不可量だり) (に関する基本的な事務の) (加すいこう) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ P 170
$\Pi = A = 1$	1-1 行政処分
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 農協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告
ш -1 1	義務の解除
$\Pi - 4 - 2$	行政手続法との関係等 ・・・・・・・・・・・P172
m 1 2	
Ⅲ — 5 意見る	交換制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 173
	- 意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・P173
	監督手法・対応 ・・・・・・・・・・・・ P 173
IV 共済規程の承	承認に係る審査上の留意点等
Ⅳ-1 申請書	<u></u>
W−2 審查專	要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 174

IV - 2 - 1	保障内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 175
IV - 2 - 2	事業を行う地域 ・・・・・・・・・・・・・・ P175
IV - 2 - 3	共済の名称(共済約款又は特約の名称)・・・・・・P175
IV - 2 - 4	危険選択 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P175
IV - 2 - 5	告知項目 ・・・・・・・・・・・・・・ P176
IV - 2 - 6	免責事由 ・・・・・・・・・・・・・・ P176
IV - 2 - 7	告知義務違反に基づく契約解除期間 ・・・・・・・ P176
IV - 2 - 8	共済金額・共済期間・契約年齢範囲 ・・・・・・・ P176
IV - 2 - 9	共済契約者等(利用者を含む。)への説明事項 ・・・・ P176
IV - 2 - 10	解約返戻金の開示方法 ・・・・・・・・・・ P176
IV - 2 - 11	共済約款の規定による貸付けに関する事項 ・・・・・ P176
IV - 2 - 12	特別勘定を設ける共済契約 ・・・・・・・・・ P177
IV - 2 - 13	保険法対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ P177
IV - 2 - 14	共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置・・
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
Ⅳ-3 共済数	
IV - 3 - 1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P178
IV - 3 - 2	責任準備金 ・・・・・・・・・・・・・・・ P179
IV - 3 - 3	返戻金 ・・・・・・・・・・・・・・・ P179
IV - 3 - 4	過去の損害率等による割増引の適用 ・・・・・・・ P179
IV - 3 - 5	各種割引制度 ・・・・・・・・・・・・・ P179
Ⅳ-4 留意事	事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 179
<i>V</i> グループベー	-スでの監督等
V-1 監督に	こ当たっての基本的考え方 ・・・・・・・・・・ P 180
V-2 グルー	-プの経営管理 ・・・・・・・・・・・・・・ P 180
V - 2 - 1	意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P180
V - 2 - 2	主な着眼点 ・・・・・・・・・・・・・ P 181
V-3 グルー	-プベースの統合的リスク管理 ・・・・・・・・・ P 182
V - 3 - 1	
	主な着眼点 ・・・・・・・・・・・・ P 182
	グループベースの報告態勢 ・・・・・・・・ P 183
	B=1 意義
	3-2 報告対象とするグループの範囲
	3-3 報告体制と役割
	グループベースの資産負債の総合的な管理 ・・・・・・P184
	グループベースの共済・保険引受リスク管理態勢 ・・・・ P184
, 0	

V-3-5-1 意義
m V-3-5-2 主な着眼点
V-3-6 グループベースの再保険に関するリスク管理 ・・・・・ $P185$
V - 3 - 6 - 1 意義
V-3-6-2 主な着眼点
V-3-7 グループベースの財産運用リスク管理態勢 ・・・・・・ $P185$
V-3-7-1 意義
V-3-7-2 主な着眼点
V-3-8 グループベースの流動性リスク管理態勢 ・・・・・・ $P186$
V-3-8-1 意義
V-3-8-2 主な着眼点
V-3-9 グループベースのオペレーショナル・リスク管理態勢 ・・・ $P187$
V-4 グループベースの業務の適切性 ・・・・・・・・・・ $P187$
V-4-1 グループコンプライアンス (法令等遵守) 態勢 ・・・・・ P187 V-4-2 グループ外部委託態勢 ・・・・・・・・・・ P188
V-4-2 クルーノ外部安託態务 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別紙1 オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール ・・・・・・・P190
別紙2 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する共済事業向けの総合的な
監督指針の特例措置について ・・・・・・・・・・・・P191
別添1 連絡文書集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 192
別添2 標準処理期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P193
VI 様式・参考資料編
VI-1 申請書等様式集
VI-2 その他報告等様式集
VI-3

I 基本的考え方

I-1 共済事業の監督に関する基本的考え方

I-1-1 共済事業の監督の目的と監督部局の役割

共済事業の監督の目的は、共済事業の公共性に鑑み、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介(以下「共済推進」という。)の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図るとともに、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。

共済事業の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い共済事業の監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間において も、継続的に情報の収集・分析を行い、組合の業務の健全性や適切性に係る問題 を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問 題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、組合に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、組合の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

I-1-2 共済事業の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、共済事業の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1)検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い共済事業の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、 次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2)組合との十分な意思疎通の確保

共済事業の監督に当たっては、組合の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合からの報告に加え、組合との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合との定期的な面談や意見交換等を通じて、組

合との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3)組合の自主的な努力の尊重

監督当局は、農業者等による協同組織である組合の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合は、協同組織として、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しており、共済事業の監督に当たっては、組合固有の特性等を十分に踏まえつつ、法令の趣旨を踏まえた業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、組合の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

また、組合の事務所等に関して、組合に報告や資料提出等を求める場合には、 業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、当該事務所等の特性を十分に踏まえ ることとする。

I-2 監督指針策定の趣旨

I-2-1 監督指針策定の趣旨

農協法は、共済事業の公共性に鑑み、組合の業務の健全かつ適切な運営及び共済推進の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図り、もって農家組合員の生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、共済事業は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっている。

このような状況の中で、多様化、高度化する組合員・共済契約者ニーズに柔軟に応えられる共済の仕組開発、掛金率設定が行われる環境を整備することが求められる。また、共済契約者等が、適切かつ十分な情報に基づいて、共済契約が締結できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制を農協法の目的に照らし、常に見直していくことが求められる。また、組合のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

I-2-2 監督指針の位置付け

(1)監督指針においては、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の共済事業事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。

なお、監督指針の策定に伴い、共済事業事務ガイドラインは廃止した。 また、

- ① 共済連を担当する協同組織課
- ② 農協を直接担当する都道府県

等について、その職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約した オールインワン型の手引書(ハンドブック)として位置付けることとした。

- (2) 協同組織課、地方農政局及び沖縄総合事務局は、監督指針に基づき共済連の 監督事務を実施するものとする。
- (3) 農協法第98条の5の規定等により、農協法第10条第1項第3号の事業を行う 農協について都道府県が処理することとされている事務については、法定受託 事務とされているところである。

監督指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針に基づく適切な農協の指導・監督をしていくことが求められる。

本監督指針は、組合の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるよう に作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全て を組合に一律に求めているものではない。

したがって、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、組合の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とはいえない場合もあることに留意する必要がある。

Ⅱ 共済事業監督上の評価項目

Ⅱ-1 経営管理

Ⅱ-1-1 意義

組合の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する 規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要 である。

Ⅱ-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、経営管理委員会(経営管理委員を設置している組合に限る。以下同じ。)、理事会、監事・監事会(監事会を設置している組合に限る。以下同じ。)といった機関が経営をチェックできていること、各部門間の牽制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、経営管理委員会会長(経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。)、経営管理委員、代表理事、理事、監事、共済計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

また、組合の行う業務の健全かつ適切な運営及び共済推進の公正を確保し、共済契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、組合の常務に従事する

役員には、その資質について極めて高いものが求められる。

経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1) 代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための 内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 経営管理委員を置く組合においては、代表理事は経営管理委員会で決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ① 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下、Ⅱ-1-2及びⅡ-4-11-1において「政府指針」という。)の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。(経営管理委員未設置農協の場合は、理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。)

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

(2) 経営管理委員会会長

- ① 経営管理委員会会長は、法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事の法令等遵守態勢の構築への取組について適切に監視しているか。また、法令等遵守態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ② 経営管理委員会会長は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 経営管理委員会会長は、代表理事に対し、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ④ 経営管理委員会会長は、内部監査の重要性を認識し、代表理事に対し、内 部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮で

きる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)するよう指示等を行い、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、代表理事に実効性ある態勢整備に積極的に取り組ませているか。また、代表理事から内部監査の結果等について速やかに報告を受け、その結果等への適切な措置を講ずるべく指示等を行っているか。

- ⑤ 経営管理委員会会長は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 経営管理委員会会長は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、代表理事とともに、組織内外に宣言しているか。

また、経営管理委員会会長は、代表理事に対し、組織内外に宣言した基本 方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を 構築するよう指示等を行い、定期的にその有効性を検証しているか。

- (3) 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会
 - ① 経営管理委員設置組合
 - ア 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行を牽制・抑止し、経営 管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。また、理事は、代表理事の独断専行を牽制 ・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督 に積極的に参加しているか。
 - イ 経営管理委員会及び理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
 - ウ 経営管理委員会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務の基本方針を明確に定めているか。また、理事会はその基本方針に沿った業務を執行するための方針(以下「業務執行方針」という。)を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直し又は見直しの指示を行っているか。
 - エ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、経営管理委員会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を理事会に整備させるとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。
 - オ 経営管理委員及び理事は、適時・適切な共済金等(共済金、返戻金等支払に関する全てのものを含む。以下同じ。)の支払が健全かつ適切な業務

運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

- カ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- キ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内 に周知しているか。

また、理事会は、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

- ク 経営管理委員会及び理事会は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が 行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の 支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。
- ケ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- コ 経営管理委員会及び理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の 目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態 勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその機能 状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等 を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認 しているか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

- サ 経営管理委員及び理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、 監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか
- シ 経営管理委員及び理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、 情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ス 経営管理委員及び理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- セ 経営管理委員会は、共済事業について専門的知見を有し、経営管理の適時、適切な対応等を行うことができる者を理事に任命しているか。
- ソ 常務に従事する理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。
- (ア)経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

農協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、共済事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

(イ) 十分な社会的信用

- ・ 反社会的行為に関与したことがないか。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。)ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- ・ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)等我が国の金融関連法令又 はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治40年 法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第 60号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を 含む。)に処せられたことがないか。
- 拘禁刑以上の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に 処せられたことがないか。
- ・ 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)によりこれを生ぜしめたことがないか。
- ・ 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- ・ 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。
- 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有している とは認められない事由はないか。
- タ 経営管理委員会は、共済計理人を選任するに当たり、外部監査機関との 独立性確保に留意しているか。
- チ 経営管理委員会において選任する共済計理人については、当該共済計理人(選任しようとする者を含む。)が規則第46条に規定する要件に該当する者であることに加え、公益社団法人日本アクチュアリー会(以下「日本アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、共済計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。
- ツ 経営管理委員会及び理事会は、各関連部門との連携等により、共済計理 人に対し必要な情報を提供するなど共済計理人がその職務を十分に果たす ことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

② 経営管理委員未設置農協

- ア 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行を牽制・抑止し、理事 会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加 しているか。
- イ 理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な 意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有 識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を 客観的に確保するための方策を講じているか。
- ウ 理事会は、農協が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に 定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的 に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- エ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実にかつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。
- オ 理事は、適時・適切な共済金等の支払が健全かつ適切な業務運営の確保 に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- カ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与 えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事 はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モ ニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- キ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内 に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随 時見直しているか。

さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

- ク 理事会は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう、経営 資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行 われているかどうか確認しているか。
- ケ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- コ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

サ 理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性

確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

- シ 理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば情報提供を継続的 に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ス 理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することが、自身の善管注意 義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果た そうとしているか。
- セ 常務に従事する理事についての理事会における選任プロセス等において は、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する ことができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、 以下のような要素が適切に勘案されているか。
 - (ア)経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

農協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、共済事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他農協の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

(イ) 十分な社会的信用

- ・ 反社会的行為に関与したことがないか。
- 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- ・ 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国 の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法 律の罪を犯し、罰金の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含 む。) に処せられたことがないか。
- 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に 処せられたことがないか。
- ・ 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)によりこれを生ぜしめたことがないか。
- ・ 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- ・ 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。
- 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有している とは認められない事由はないか。
- ソ 理事会は、共済計理人を選任するに当たり、外部監査機関との独立性確 保に留意しているか。
- タ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人(選任

しようとする者を含む。)が規則第46条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めているかを定期的に確認しているか。

チ 理事会は、各関連部門との連携等により、共済計理人に対し必要な情報 を提供するなど共済計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を 構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

(4) 監事

- ① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査 を実施しているか。
- ③ 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。
- ④ 監事は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務 遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ⑤ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に、員外監事の設置を義務付けられている組合にあっては、員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置を義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監事の設置が義務付けられている組合にあっては、常勤監事の常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組合内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑥ 監事の選出を選任で行う組合における役員推薦会議は、監事を推薦するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。 特に、同会議の構成員は、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられている趣旨を認識しているか。
- ⑦ 組合の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、 組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することがで きる知識及び経験並びに十分な社会的信用として、例えば以下のような要素 が適切に勘案されているか。
 - ア 組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行すること ができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る 知識・経験、その他独立の立場から理事の職務の執行を監査することによ り、組合の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有している か。

イ 十分な社会的信用

- (ア) 反社会的行為に関与したことがないか。
- (イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- (ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の 法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の

罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に 処せられたことがないか。

- (エ) 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。
- (オ)過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より 法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しく は認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実 について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、 故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態 にありながら特に甚だしい不注意)によりこれを生ぜしめたことがない か。
- (カ) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- (キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。
- (ク)上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有していると は認められない事由はないか。
- (5) 管理者(参事及び支所(店)長と同等以上の職責を負う上級管理職)
 - ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。
 - ② 管理者は、理事会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(6) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をは じめとした全ての部門の業務に対する内部監査を実施しているか。
- ④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営管理委員会、代表理事及び理事会に報告しているか。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門 等の改善への取組状況を適切に管理しているか。

(参考)

経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。

農林水産省「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」

(7) 外部監査の活用

① 経営管理委員会会長、経営管理委員会、代表理事及び理事会は、外部監査が組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、

有効に活用しているか。

② 組合は、内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、 年1回以上外部監査を受けているか。

なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、経営管理委員会、理事会 又は監事に直接、正確に報告されなければならず、また、監事監査等の実効 性の確保に資するものとなっているか。

- ③ 経営管理委員会及び理事会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的 に確認しているか。
- ④ 経営管理委員会会長、経営管理委員会、代表理事及び理事会は、組合の子会社(農協法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(規則第6条第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下この項において「子会社等」という。)において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。
- ⑤ 理事会は、必要に応じて、内部監査部門と外部監査機関との協力関係に配 慮しているか。
- ⑥ 外部監査により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に 改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握して いるか。
- ⑦ 外部監査を活用している組合にあっては、関与農業協同組合監査士又は関 与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。

(8) 共済計理人

共済連の財務の健全性を確保し維持していくためには、経営管理委員会において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

- ① 共済計理人は、職務遂行上必要な権限を理事会から付与されているか。また、制度の趣旨に鑑み、共済計理人が事業推進部門、収益管理部門及び仕組開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されているか。
- ② 共済計理人は、共済掛金の算出方法等の共済の数理に関する事項について、 法令等に則り適切に関与しているか。また、そのために必要な情報について、 関連する会議への出席等により各関連部門より報告を受けるとともに、必要 に応じて意見を述べる等共済計理人としての職務を十分に果たしているか。
- ③ 共済計理人は、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。
- ④ 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。
- ⑤ 共済計理人は、法令で定められた共済の数理に係る事項に関して、共済契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から関与しているか。
- ⑥ 共済計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に新契約伸展率や事業費、財産運用状況等の将来推計に必要な前提について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。

⑦ 共済計理人は、決算書類を承認する理事会へ意見書を提出しているか。また、意見書に法令等に定められた事項を記載しているか。

(9) 審査管理体制の充実強化

- ① 資産運用に当たって、自己責任原則に基づく責任体制を確立するための措置が講じられているか。審査能力、リスク管理の向上を図るための措置が講じられているか。
- ② 与信に当たり、審査管理を充実するための措置が講じられているか。
- ③ 同一の者に対する信用の供与等法令の規定を遵守するための措置が講じられているか。
- ④ 共済契約獲得のための手段として資産運用が行われていないか。
- ⑤ 有価証券投資に当たって、取引実施部門(フロントオフィス)と後方事務 部門(バックオフィス)との内部牽制が図られているか。また、管理体制を 充実するための措置が講じられているか。
- ⑥ 不動産の取得について、地価の高騰を助長する等の取引を排除する措置が 講じられているか。
- ⑦ 土地の有効利用のための措置が講じられているか。
- ⑧ 投機的土地取引、不急な土地取引等を排除する措置が講じられているか。

(10) 適正な経理処理

- ① 企業会計原則等に準拠した経理処理が行われているか。
- ② 共済経理の透明性、共済契約者間の公平性を確保するための措置が講じられているか。

(11) 事業費管理の徹底・強化

- ① 経費節減のための措置が講じられているか。
- ② 経営の効率化と共済契約者等の利益の向上を目的とした措置となっているか。

(12) 各種法令の遵守

- ① 各種法令を遵守するための体制が採られているか。新規業務の開始に当たって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。
- ② 法令担当者を選任しているか。担当者は専門能力を有する者を配置しているか。

(13) 役職員の兼職

経営の健全性等の確保は、組合の責務であり、他の法人の役職員が当該組合の役職員を兼職することによって、それらが疎かになっていないか。

Ⅱ-1-3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理(ガバナンス)に ついて検証することとする。

なお、共済連の特性を踏まえ、以下の点についてもヒアリングを実施し、経営 管理の向上に向けた取組等を促すこととする。

(1) オフサイト・モニタリング

継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、共済連の経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、共済連から徴求した各種の

情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うこととする。

(2) 総合的なヒアリング (Ⅲ-1-1 (2) ③を参照)

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、 経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリング を行うこととする。

(3) トップヒアリング (Ⅲ-1-1 (2) ②を参照) トップヒアリングにおいて、共済連の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、 リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うものとする。

(4) 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共済連の内部 監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況 等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認めら れる場合には、共済連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

- (5)総代会の機能向上に向けた取組状況ヒアリング 総代会制を採る共済連における総代会の運営方針等に関しては、透明性の向上に向けた取組状況等についてヒアリングを行うものとする。
- (6) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証

経営管理については上記(1)から(5)のヒアリング等に加え、例えば、 検査結果通知のフォローアップ、不祥事件報告、早期警戒制度、早期是正措置 などの通常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することと する。

(7) モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、都 度記録を更新することとする。

(8) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求め又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、常務に従事する理事が、 $\Pi-1-2$ (3)①ソ及び $\Pi-1-2$ (3)②セに掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、常務に従事する理事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、農協法第95条第2項に基づく役員の改選を命ずることを検討するものとする。

(注) $\Pi-1-2$ (3) ①ソ及び $\Pi-1-2$ (3) ②セに掲げる常務に従事する理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の常務に従事する理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。常務に従事する理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

Ⅱ-2 財務の健全性

Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

Ⅱ-2-1-1 意義

共済連は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため責任準備金等を積み立てなければならないことになっている。行政庁としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立ての確保を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、財務の健全性の確保のための自主的な取組を促していく必要がある。

Ⅱ-2-1-2 積立方式

- (1) 共済契約(特別勘定を設けた共済契約を除く。)に係る共済掛金積立金については、平準純共済掛金式により計算した金額を積み立てるものとなっているか。
- (2) 共済連の業務又は財産の状況及び共済契約の特性等に照らし特別な事情がある場合に、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものとして、いわゆるチルメル式責任準備金の積立てを行っている場合には、新契約費水準に照らしチルメル歩合が妥当なものとなっているか。
- (3)上記(2)の場合には、平準純共済掛金式により計算した金額の積立てに向け、計画的な積み増しを行うこととなっているか。
- (4)特定の疾病による所定の状態、所定の身体障害の状態、所定の要介護状態その他の共済掛金払込の免除事由に該当し、以後の共済掛金払込が免除されることとなった共済契約のうち、自動更新可能な共済契約に係る責任準備金については、最終の共済期間満了日まで全ての自動更新が行われるものとして計算した金額を積み立てることとなっているか。
- (5) 異常危険準備金 I における「その他のリスク(生命)」及び「その他のリスク(損害)」に係る積立基準及び積立限度を共済規程において設定している場合には、それらがリスクに応じたものとなっているか。

Ⅱ-2-1-3 経理処理

責任準備金等の積立てに関し、共済連が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。

(1)将来収支分析について

共済計理人が、農協法第11条の40第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、農林水産大臣が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

(2) 共済計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な 共済の数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであ り、共済連の将来収支分析に係る意見書に関して共済計理人から説明を求める 場合、並びに役員から同意見書に対する見解及び対応についての説明を求める 場合の着眼点として以下の点が考えられる。

- ① 共済計理人が、農協法第11条の40の規定に基づく確認業務において農林水産大臣が認定した基準(以下「実務基準」という。)に則って適切に確認しているか。
- ② 実務基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、共済連の経営実態を踏まえた合理的なものか。
- ③ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、直ちに行われるものであるかどうかの根拠(計画等)が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。
- ④ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第31条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、共済連の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、農協法第11条の17第2項に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置が採られているか。
- (3) 再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険の取扱い 共済連が共済契約を再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険 (規則第32条に規定する再保険をいう。以下同じ。)に付した場合において、 再保険料の追加支払又は再保険金の返戻(以下「再保険料の追加支払等」とい う。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期に おいて全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、 かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われ ていることを含む。)されているか(当該再保険契約において、事後的な調整 が重要な要素でない場合を除く。)
- (4) 再保険を付した共済連の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者 規則第32条第4号に規定する「共済連の経営の健全性を損なうおそれがない

者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。

- ① 共済契約を再保険に付した共済連(以下「出再組合」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再組合から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)
- ② 出再組合が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)
- (5) 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

税効果会計を適用する組合においては、その適用の最初の事業年度における 責任準備金の取扱いについて以下の点に留意すること。また、税効果会計を適 用しない組合においても以下の点に留意すること。

- ・ 自動車損害賠償責任共済の有税の各準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における 当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。
- (6) 税効果会計導入に伴う共済規程の取扱い

税効果会計を適用する組合においては、その適用の最初の事業年度末までに共済規程に以下のような措置を実施していること。

- 共済規程において、自動車損害賠償責任共済の各準備金の積立て及び取崩 しに係る法人税等相当額控除の規定を削除していること。また、税率変更時 の積立て及び取崩しの規定を新たに設けていること。
- (7) 既発生未報告支払備金計算時の留意事項
 - ① 告示第11条第2項に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断及び同項を適用する場合の計算方法の検討に当たっては、共済契約者保護に努めることを旨としつつ、行政庁と事前に意見交換を行うこと。
 - ② 告示第11条第2項を適用する場合、特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において毎期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない点に留意すること。
 - ③ 告示第11条第2項を適用する場合、その旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示すること。

Ⅱ-2-2 支払余力比率の適切性(早期是正措置)

Ⅱ-2-2-1 意義

共済連は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。行政庁としても、それを補完する役割を果たすものと

して、共済連の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、共済連の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ-2-2-2 監督手法・対応

共済連の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第224条及び同第225条において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。

(1)命令発動の前提となる支払余力比率

規則第224条に規定する別表第8の区分に係る「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」(以下「支払余力比率」という。)は、次の支払余力比率によるものとする。

- ① 決算速報により報告された支払余力比率(ただし、業務報告書の提出後は、 これにより報告された支払余力比率)
- ② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた共済連と 監査法人等との協議の後、当該共済連から報告された支払余力比率
- (2) 規則第224条に規定する別表第8の区分に基づく命令
 - ① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として支払余力比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に共済連の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、支払余力比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該共済連の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該共済連の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。

なお、共済連が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に支払余力比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る改善計画の内容

「共済金等の支払能力の充実に資する措置」とは、支払余力比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 改善までの期間

支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処と するが、共済連が策定する経営改善のための計画等が、当該共済連に対する 共済契約者、出資者等の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、共済契約者、出資者等の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。なお、共済連が、規則第225条第1項の規定により、その支払余力比率を当該共済連が該当する同第224条に規定する別表第8の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該共済連に対し、当該共済連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記II-2-2-3の支払余力比率が当該共済連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まない

Ⅱ-2-2-3 規則第225条第1項に規定する合理性の判断基準

規則第225条第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

共済連の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該共済連に対する会員、共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3月以内に当該共済連が該当する規則第224条に規定する別表第8の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

Ⅱ-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率

規則第224条及び同第225条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分(非対象区分を除く。)の下欄に掲げる命令」は、原則として3月後に確実に見込まれる支払余力比率の水準に係る区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。

Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等

ものとする。

計画の進捗状況は、毎期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った共済連にあっては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、共済連が、規則第225条第1項の規定により、その支払余力比率を当該 共済連が該当する規則第224条に規定する別表第8の区分に係る支払余力比率の 範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該共済 連に対し、当該共済連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える 支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則と して増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該共済連の支払余力比率が、 当該共済連が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上 の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-2-6 規則第225条第3項の運用について

規則第225条第3項に該当する場合に、共済連に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産(注)が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、共済契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

(注)流動性資産:現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券 (市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除 く。)

Ⅱ-2-2-7 その他

- (1) 規則第224条及び同第225条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。
- (2) 支払余力比率が100%未満の共済連に対しては、原則として規則第225条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表(様式は任意で可)を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、支払余力比率が共済連の財務状況を適切に表していること を前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための 意図的な支払余力比率の操作を行うといったことがないよう共済連に十分留意 させることとする。

Ⅱ-2-3 早期警戒制度

Ⅱ-2-3-1 意義

組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第4項に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであり、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。

このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、 組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。

Ⅱ-2-3-2 監督手法・対応

(1) 収益性改善措置

基本的な収益指標やその見通しを基準として、収益性の改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善

を促すものとする。

(2) 信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3) 安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(4) 資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、契約動向や資産の保有状況等について頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(5)業務改善命令

以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-4 仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-4-1 意義

共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法は共済規程に記載されており、仕組開発、仕組内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。

共済連より仕組開発に係る共済規程の変更承認申請が行われた場合、行政庁としては、契約内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の審査を行い、適当と認められたものについて、これを承認することとしている。

共済連が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、推進面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

Ⅱ-2-4-2 主な着眼点

- (1) 仕組開発に係る理事の認識及び理事会等の役割
 - ① 理事会において、組合の経営計画・経営方針に沿った仕組開発に係る方針 を明確に定めているか。
 - ② 理事は、仕組開発に係る内部管理が健全性維持や適切な業務運営の確保に 重大な影響を与えることを十分認識しているか。
 - ③ 理事会は、仕組開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば仕組開発に関連する各

部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。なお、 組織体制については、必要に応じ随時見直し、開発方針や内部管理手法の変 更に合わせて改善を図っているか。

- ④ 適切な仕組開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の 部署に確保するための人事及び人材育成等についての方針を、理事会等が明 確に定めているか。
- ⑤ 経営上の観点から重要なものについては、仕組内容の概略決定に当たり、 収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、 共済の仕組み特有の道徳的危険(以下「モラルリスク」という。)等につい ての課題及び検討内容等を理事会等において議論することが確保されている か。
- ⑥ 共済計理人は、共済掛金及び責任準備金の算出方法その他の共済の数理に 関する事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には 理事会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。
- (2) 仕組開発に関与する管理者の認識及び役割
 - ① 仕組開発に関連する部門の長及び仕組開発に責任を有する理事等(以下「仕組開発関連管理者」という。)は、自ら及び各部門の担当者が、仕組開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。
 - ② 仕組開発に際し、取りまとめ部門を設置している場合においては、適切な 仕組開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する部門に行っているか。また、取りまとめ部門を設定していない場合においては、仕組開発の 全般について理事等が内部管理の状況を統合的に管理しているか。
 - ③ 健全性維持や適切な業務運営が確保されるような仕組開発がなされるよう、 仕組開発のための規程を理事会等で議論した上で整備しているか。また、仕 組開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。
 - ④ 仕組開発関連管理者は、仕組開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。
- (3) 理事会等への付議体制

新たな共済の開発又は既存共済の改廃に際し、行政庁への申請が必要なものについては、申請前に理事会等の付議を要することとしているか。

- (4) 仕組開発能力の向上のための措置
 - ① 人材育成及び仕組開発能力を向上させるための方法・体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
 - ② 共済契約の内容が共済契約者等の需要や利便に適合した内容となるよう、 例えば組合員等に対する調査を適宜実施し、活用しているか。
- (5) 関連部門との連携
 - ① 仕組開発案件の洗い出しは、適切なプロセスにより行われているか。例えば利用者ニーズ・事業推進面からの開発要請、共済引受リスク・収益改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性等の観点から検討されているか。
 - ② 理事会において定めた仕組開発に関する方針に沿っているか、開発負荷はどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施している

か。

③ 仕組内容の概略決定に当たり、収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、共済の仕組み特有のモラルリスク等についての課題及び検討内容等を各関連部門において議論しているか。

なお、収支予測については、共済ごとに組合の経営実態を踏まえた実現可能性の高い共済事故発生率並びに事業費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認しているか。

- ④ 関連部門は、契約量拡大を重視する、例えば事業推進部門等から不当な影響を受けることなく、共済の仕組みに伴うリスク、共済推進上の留意点等の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、理事会等又は取りまとめ部門等(仕組開発の全般を管理する理事等を含む。)に対して直接、必要に応じ随時報告を行っているか。
- ⑤ 関連部門は、理事会等又は取りまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、 仕組開発に関わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告して いるか。
- ⑥ 仕組開発の全般を管理する理事等や開発部門の長に権限が委ねられている 仕組開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点 検・監査するなどの管理が行われているか。
- ① 仕組内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現 は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な事業運営の確 保に対するチェックの観点は明確となっているか。
- ⑧ 組合内の態勢整備に当たっては、共済推進時のみならず、共済金支払に至るまで、共済契約者・被共済者・被害者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑨ 共済約款の作成については、共済契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が共済契約者の共済約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- 一 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、 遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。

また、保険法(平成20年法律第56号)においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

- ① 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「II-3-13-2 システムリスク管理態勢」も参照のこと。
- (6) 申請手続のための検討体制
 - ① 申請関係書類(行政庁の審査に必要と認められる資料を含む。)を作成する場合に、事前に十分な検討を行っているか。また、十分な共済推進体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努めているか。
 - ② 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、

チェックを統括する責任者は明確となっているか。

- (7) 行政庁審査における指摘事項等に対する対応
 - ① 主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能であるよう に記録しているか。
 - ② 理事会等で議論の前提となっていた収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、共済推進計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、特に重要な指摘事項については理事会等において議論しているか。
- (8) 書類全体に係る正確性確保のための体制

書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の職員(メンバー)による読み合わせの励行等、複層的チェックを行う態勢の確立などにより、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じているか。

- (9) 仕組開発実施前の態勢
 - ① 共済推進用資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の 態勢が整備されるよう準備期間を取っているか。
 - ② 農協及び共済代理店に対し、内部規則の内容、組合員への説明方法等の共済推進時の留意事項について十分に周知が図られるよう準備期間を取っているか。
- (10) 仕組開発実施後のフォローアップ
 - ① リスク管理を適切に行うために、仕組開発プロセスの中にフォローアップ が組み込まれているか。
 - ② 仕組開発実施後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、 手法、結果の利用方法は明確に定められているか。
 - ③ フォローアップを仕組開発実施後の適切な時点で実施しているか。
 - ④ フォローアップ結果は理事会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとなっているか。
 - ⑤ 共済契約の引受けが内部規則に則って行われていることのチェックを実施 しているか。
 - ⑥ 共済種類別などの適切な単位ごとに収支分析や共済掛金及び責任準備金の 計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。
 - ⑦ 上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施しているか。
 - ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、共済推進方針の変更、仕組内容や共済掛金率の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
 - ⑨ 共済の仕組みに対する、利用者、農協等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の仕組開発に反映させるための体制を整備しているか。

Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応

仕組開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、原因 及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、農協法第93条 に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。 (仕組開発に係る内部管理態勢の改善措置)

Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢

Ⅱ-3-1 意義

組合のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の 改善を図るため、経営戦略及びリスク特性等に応じ、共済引受リスク、資産運用 リスク(市場リスク、信用リスクなど)はもとよりオペレーショナル・リスク等 についても、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うことが必要である。

特に、共済連においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリーごとに適切に管理することはもとより、共済連の戦略目標を達成する重要なツールとして、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要であり、統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されてはいないが、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組が必要である。

Ⅱ-3-2 リスクの特定及びリスク・プロファイル

Ⅱ-3-2-1 意義

組合は、リスク・プロファイルを能動的に把握し、経営として取るべきリスクや許容される損失を定め、リスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが重要であり、経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。

Ⅱ-3-2-2 主な着眼点

- (1) リスクの特定に当たっては、共済引受リスク、財産運用リスク(市場リスク、 信用リスクなど)等のみならず、定量的に把握し難い流動性リスクなど、組合 が重要と認識している全てのリスクを考慮しているか。
- (2)経営陣は、事業戦略等の変化(例えば、事業再編や投資ポジションの変更など)に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化(例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など)に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。
- (3)組合は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検 討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額 の共済金支払請求や、財務状況の悪化等によって多額の解約を招くことは、重 大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大 きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。
- (4) 共済の仕組みに組み込まれている金利等の保証や解約等のオプションなどに 係るエクスポージャーが、特定のシナリオ下において金融市場やマクロ経済に

重要な影響を及ぼすことが想定される場合、リスクの特定に当たって、当該エクスポージャーが及ぼす影響を考慮しているか。

Ⅱ-3-3 リスクの測定

Ⅱ-3-3-1 意義

リスクが組合に与える影響の大きさと顕在化する可能性を評価するため、リスク計量モデル、ストレステスト及びシナリオ分析など、将来を見通した適切な定量的手法を使用して、リスクを定期的に測定する必要がある。

Ⅱ-3-3-2 リスクの測定

- (1) 多様なリスクを総合的に把握するため、少なくとも共済引受リスク、財産運用リスク(市場リスク、信用リスクなど)、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク(重要な子会社に係るリスクを含む。) を測定するものとなっているか。
- (2) リスクの計量化に当たっては、例えばトータルバランスシートの経済価値評価(市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、例えば共済契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、現時点において、完全に確立された評価手法はなく、組合で取り得る最善の手法を含む。以下同じ。)によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼水準及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。
- (3) 直近の状況に基づくリスクの測定に加えて、経営計画や経営環境を踏まえ、 保有契約高の変化、仕組構成の変化等を、リスク測定へ反映しているか。又は、 その影響を分析しているか。
- (4) リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取組 を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関(分散効果) について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。

また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。

さらに、オペレーショナル・リスクに関して、まずはオペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討や研究も継続的に行っているか。

- (5) リスク測定においては、リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な手法が用いられているか。例えば、損害共済の一部の巨大災害リスクを測定するのには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもあり得ることを踏まえ、組合で取り得る最善の手法に基づいているか。
- (6) リスク計量モデルは、高度なモデルを導入したとしても、一定の限界が存在

し、リスクを全て完全には捉えられないが、経営陣はこのようなモデルの限界 を理解しているか。

- (7)組合は、内部モデルが重要な戦略上、事業上の意思決定を支援又は検証する ツールとなり得ることを十分認識しているか。また、使用される内部モデルに ついて、定期的に検証するとともに、必要に応じて第三者による検証(外部の 専門家による検証を含む。)を受けることも検討するなど、モデルの信頼性確 保に向け、不断の取組を行っているか。
- (8) リスク測定において、カバーしているリスク、使用した測定手法及び使用に 当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。

II - 3 - 3 - 3 $A \vdash VA \vdash A \vdash A$

Ⅱ-3-3-3-1 主な着眼点

組合は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)及びリバース・ストレステスト(経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト)が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。組合においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、支払余力比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。

(1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ(過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ)のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、組合の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。

また、随時解約可能であって払込共済掛金の大部分が保証されている貯蓄性の高い共済や変額年金共済のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。

また、再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再保険キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。

さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検

証されているか。

- (2) ストレステストの設定に際しては、理事会において、組合におけるリスク管理の方針として、基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、統合リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点からの配慮がなされているか。また、理事会等において、定期的に、かつ必要に応じ随時、組合の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直しているか。
- (3) ストレステストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を有する 者が関与しているか。
- (4) ストレステストの結果については、代表理事又は担当理事により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。
- (5) ストレステストを実施する部門とは独立に、ストレステストが的確に設計され、かつ実施されているかを確認する体制が採られているか(業務部門とは独立したリスク管理部門において、統括的にストレステストを実施している場合を除く。)。
- (6)経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するため、リバース・ストレステストを定期的に実施しているか。

Ⅱ-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示

規則第204条第1項第2号ホ(1)に掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

Ⅱ-3-4 リスク管理方針

Ⅱ-3-4-1 意義

組合は、リスク・プロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、重要と考える全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング体制や管理手法を含めたリスク管理方針を定め、また、定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる。さらにリスク・プロファイル等の変化に伴い、リスク管理方針は適時に見直す必要がある。

Ⅱ-3-4-2 主な着眼点

- (1)経営管理委員会及び理事会は、統合的リスク管理を行う目的を明示的に示すとともに、経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定めているか。
- (2) リスク管理方針等は、仕組開発、共済掛金率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性が取れるように対処されているか。特に、資産運用と仕組開発のベンチマークは、ALM等の財務上の目的に従って、適切に設定されているか。また、リスク管理方針等は、資産運用方針等へ明確に反映されているか。
- (3) 理事会は、リスクの管理方針に沿った、リスク許容度の設定に関する基本的

な考え方を明確に定めているか。例えば、リスク選好方針等を作成し、自ら取る意思があるリスクのレベル及び負うことが可能なリスクの限度の運用管理について、明確に設定しているか。また、例えば、ストレステストを実施し、リスク許容度が適切であるか確認するなど、リスク許容度を業務プロセスに適切に組み込んでいるか。

Ⅱ-3-5 リスクと支払能力の自己評価

Ⅱ-3-5-1 意義

組合は、経営戦略及びリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在 及び将来にわたる支払能力の十分性を評価するために、経営管理委員会及び理事 会の責任の下、定期的にリスクと支払能力の自己評価を実施することが求められ る。自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理 的に予見可能で関連性のある重大なリスクを含んでいる必要がある。

なお、支払能力の自己評価については、共済連に適用する。

Ⅱ-3-5-2 リスクと支払能力の自己評価

(1)組合は将来の経済状況やその他の外部要因の変化を含めた合理的に予見可能で関連性のある全ての重大なリスクを考慮し、資本の質と十分性の評価を実施しているか。

また、リスクの要因やリスクの重要性の程度を定期的に評価しているか。さらに、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかにリスクと支払能力の再評価を行っているか。

組合は、リスクと支払能力の自己評価に当たっては、中長期事業戦略(例えば3年間から5年間)、特に新規事業計画に十分留意しているか。

- (2)組合は、必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件を満たしているかをモニタリングするために、リスクと支払能力の自己評価を定期的に行い、リスクと資本の管理プロセスを整備しているか。また、必要な経済資本と支払余力規制に基づく資本の要件の違いについて、経営陣は適切に認識しているか。
- (3)組合は、リスクと支払能力の自己評価の結果を、例えば、リスクの特定及び リスク・プロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクと支払能力 の自己評価の結果を踏まえた行動計画等とともに、適切に文書化しているか。
- (4)組合は、リスクと支払能力の自己評価の有効性について、内部(例えばリスク管理担当理事など)又は外部による全般的な評価を行っているか。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。

Ⅱ-3-5-3 経営計画と支払能力の評価

- (1) 共済連は、支払余力規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年間から5年間で、自らのリスクと、事業を継続するために必要な支払能力を分析しているか。
- (2) 共済連は、経済状況の変化を含む将来起こり得る事象等の外部要因の変化を 前提とした中長期的な事業戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施

するとともに、将来の必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件の 充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含 む仕組開発や共済掛金率設定、及び共済推進見通しを考慮し、将来の財務ポジ ションの予測と将来の必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件の 充足性の分析を行っているか。

Ⅱ-3-6 報告態勢

Ⅱ-3-6-1 意義

組合は、将来にわたって、適切なリスク管理を行うとともに、十分な支払能力を確保するため、リスクと支払能力の自己評価を定期的に実施し、経営管理委員会及び理事会に報告することが求められる。

Ⅱ-3-6-2 主な着眼点

- (1)組合の経営管理委員会及び理事会は、必要な経済資本の充足状況、支払余力 規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把 握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に定期的に活用しているか。
- (2)組合の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当理事を配置した上で、同理事・代表理事・理事会、経営管理委員・経営管理委員会会長・経営管理委員会に、組合のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつその態勢に則り報告が行われているか。リスクを統合的に管理する部門は、関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

さらに、統合的リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見直されるものとなっているか。

Ⅱ-3-7 業務継続体制(BCM)

Ⅱ-3-7-1 意義

近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化もあいまって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制(Business Continuity Management; BCM)を構築し、危機管理(Crisis Management; CM)マニュアル及び業務継続計画(Business Continuity Plan; BCP)の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。

(注) 「危機」とは、例えば、(i) 大口与信先の倒産など、そのまま放置する と回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(ii) 風 評等により共済契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に 問題が生じるような事態、(iii) システムトラブルや不祥事件等により信用 を著しく失いかねないような事態、のほか、(iv)大規模自然災害や大規模 テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となる ような事態などをいう。

Ⅱ-3-7-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組が重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものは予防策を講じる)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- · 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)
- ・テロ・戦争(国外において遭遇する場合を含む。)
- ・事故(大規模停電、コンピュータ事故等)
- ・ 風評 (口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)
- ・対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)
- ・事業上のトラブル (苦情・相談対応、データ入力ミス等)
- ・人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント 等)
- ・労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や 客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の 重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係行政庁を含む。)への連絡体制等が整備されているか。また、共済連においては、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別、支所(店)等の事業拠点別に想定していることが望ましい。
- ⑤ 業務継続計画 (BCP) においては、テロや大規模な災害等の事態において も早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継 続が可能となっているか。その際、必要に応じ、他の組合と連携し対応する

体制が整備されているか。

例えば、

- ア 災害等に備えたコンピューターシステム、利用者データ等の安全対策 (紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックア ップ等) は講じられているか。
- イ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ウ 共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点 から重要な業務を、暫定的な手段(バックアップデータに基づく手作業 等)で対応する準備が整っているか。
- エ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、経営管理委員会又は理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。
 - (参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、 2003年7月)

「業務継続のための基本原則」(ジョイント・フォーラム、2006 年8月)

- ⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、共済金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、共済契約者等に対して、共済金等の支払等について便宜措置(「Ⅲ-1-3 災害における金融に関する措置」参照)が図られるような態勢が整備されているか。
- ⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機 発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制 が十分なものとなっているか。

Ⅱ-3-7-3 危機発生時における対応

- (1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該組合における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、農協法第93条に基づき報告徴求することとする。
- (2) 上記(1) の場合には、速やかに行政庁に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

Ⅱ-3-7-4 事態の沈静化後における対応

組合における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該組合に対して、農協法第93条に基づき、事案の概要と組合の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について報告徴求することとする。

Ⅱ-3-7-5 風評に関する危機管理態勢

- (1) 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本所(店)及び支所(店)の対応方法に関する規定を設けているか。なお、保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体(例えば、インターネット、憶測記事等)に応じて、 定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が共済契約の解約に結びついた場合の対応方法について、支所(店)の状況把握、利用者対応、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。
- (4)上記(3)のような状況になった場合、行政庁、提携先、警備会社等へ、速 やかに連絡を行う体制になっているか。

Ⅱ-3-8 資産負債の総合的な管理

Ⅱ-3-8-1 意義

資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性や支払能力の状況に適合していることを確保するためには、組合は資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。

Ⅱ-3-8-2 主な着眼点

(1)資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当理事を 配置した上で、同理事、代表理事並びに経営管理委員会及び理事会等に、資産 負債全体の統合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、 その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。

また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

- (2) 理事会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。
- (3) 同目標に基づき、資産運用と負債管理(既存の負債のみならず、新規仕組開発等により今後発生する負債の管理を含む。)が行われる態勢が整備されているか。
- (4) 資産負債管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われているか。現時点において、例えば共済契約に含まれているオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、組合で取り得る最善の手法に基づいているか。
- (5) 資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な 影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価さ れているか。

なお、そのようなリスクとしては以下のリスクが含まれる。

① 市場リスク

市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた

資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。したがって、例えば、 ア. 金利リスク(資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。)、 イ. 株式、不動産その他の資産の価格変動リスク、ウ. 為替リスク、エ. 市 場に関連する信用リスクが含まれる。

- ② 共済引受リスク
- ③ 流動性リスク
- (6) 資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当理事を含めた関連する職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。
- (7)経営方針、外部環境及び支払能力の状況の変化に応じて、同目標及び管理が 適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。
- (8) 長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション(又は感応度)にギャップが存在することもあり得る。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有すること、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。

Ⅱ-3-9 共済引受リスク管理態勢

Ⅱ-3-9-1 意義

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測 に反して変動することにより、組合が損失を被るリスクをいう。各組合において は、このような共済引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ-3-9-2 主な着眼点

- (1) リスク管理のための態勢整備
 - ① 共済引受リスク管理部門は、
 - ア 仕組開発・改廃、共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、 出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の積立て、共済推進、共済契 約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等
 - イ 共済計理人の意見書等
 - などを検討データとして有効に活用しているか。
 - ② 仕組開発・改廃等各関連部門での重要な情報(重要な情報の定義は、規定に明確にされているか。)が共済引受リスク管理部門へ報告される態勢となっているか。
 - ③ 資産負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(2) リスク管理

- ① 共済ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的(少なくとも半年に一度)にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、共済事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。
- ② 新しい共済の推進及び既存共済の改廃に際し、当該共済の掛金が例えば、

金利水準等の資産運用環境、当該仕組内容に係る共済事故発生率、事業費支 出の方法、責任準備金の状況、支払余力比率の状況等から適切なものである か検討しているか。

- ③ 引受基準が仕組開発時に前提とした共済推進条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。
- ④ 共済引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備 していることが望ましい。
- ⑤ 把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- ⑥ 共済推進に際し、引受基準等を遵守するよう役職員及び共済代理店、共済 連にあっては農協及び共済代理店を指導・管理しているか。また、実際に遵 守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した共済契約 を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。
- ① 人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済に係るリスク管理については、仕組開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、共済によって内在するリスクが異なり、共済事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、共済別に推進・引受けから支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。

Ⅱ-3-10 再共済・再保険に関するリスク管理

Ⅱ-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理

共済連が行う元受共済契約及び受再共済契約において引き受けるリスクの保有 ・出再(自動車損害賠償責任共済に係る再保険プールへの出再を除く。)につい て、以下の点に留意する(保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除 く。)。

- (1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、理事会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。
- (2) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。
- (3) 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。
 - (注) 手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。
- (4) 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に組合全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制が採られているか。
- (5) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。

- (注) 再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、共済種類別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。
- (6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理が適正に行われているか。

Ⅱ-3-10-2 受再に関するリスク管理

共済連が行う受再(自動車損害賠償責任共済に係る再保険プールからの受再を除く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。)。

- (1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、理事会等において、的 確な受再政策が策定されているか。
- (2) 受再政策には、引受けを行う共済種類、地域等に関する基準が含まれているか。
- (3) 受再契約の締結に当たっては、出再共済者から十分な情報入手を行い、当該 受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、 主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しない よう適正な管理が行われているか。
 - (注)予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要 である。
- (4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に組合全体で受再政策の遵守状況を確認する体制が採られているか。
- (5) 受再共済の成績が確認されているか。
 - (注) 再共済の成績は、共済種類別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受 年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

Ⅱ-3-10-3 再共済・再保険に係る方針の開示

規則第204条第1項第2号ホ(1)に掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。

- ① 再共済を引き受ける際及び再保険を付す際の方針
- ② 再保険カバーの入手方法
- ③ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該 リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額 設定に当たっての考え方等具体的な再保険の内容

Ⅱ-3-11 財産運用リスク管理態勢

Ⅱ-3-11-1 意義

組合は、共済掛金として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、 不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産 運用に係るリスクを認識した上で、適切な財産運用リスク管理態勢の整備が重要

Ⅱ-3-11-2 主な着眼点

(1) リスク管理態勢の整備

組合の健全性維持を図る観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスク 等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。 特に、

- ① 市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方 針が定められているか。
- ② 代表理事又は担当理事は当該基本方針の策定に積極的に関与しているか。
- ③ 内部規程(稟議規定を含む。以下同じ。) は適正に策定されているか。
- ④ 資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門(フロント・オフィス)、後方事務部門(バック・オフィス)、市場リスク管理におけるリスク管理部門(ミドル・オフィス)について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。
- ⑤ 保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。
- ⑥ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。
- ⑦ 運用全般に係るリスク量が把握できる体制となっているか。
- ⑧ 代表理事又は担当理事が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を 決定できるよう、重要な情報を適時に代表理事又は担当理事に報告を行う態 勢が整備されているか。
- ⑨ 保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、 全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体 として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的なリス ク管理に支障が生じ得ることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適 切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。
- ⑩ 市場流動性が低い又は市場混乱時に市場流動性が低下する可能性が高い商品(例えば以下のような商品)に投資する場合は、適切な投資方針(投資限度額等の運用方針、リスク管理態勢等)を整備し、運用しているか。
 - ・ハイブリッドな投資商品
 - 仕組債
 - ・プライベートエクイティ
 - ・ヘッジファンド
- ① 例えば、以下のような点について、エクスポージャー(オフバランス項目に係るものを含む。)が集中するリスクを、リスク選好、限度額等を設定する等により、適切に管理する態勢が整備されているか。特に金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。
 - ・資産の種類
 - •信用格付

- ・発行体、カウンターパーティ又はその関連事業体(相殺可能な負債を必要 に応じて考慮)
- ・セクター
- 地理的領域
- (2) 市場リスク管理の内容・手法
 - ① ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。
 - ② VaR値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼水準、計量手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計量結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
 - ③ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはVaRの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計量手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計量手法(例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など)を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。
 - ④ リスク・リミット (VaR等の予想損失額の限度枠) 及び損失限度の設定に際しては、理事会において、組合におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等において、定期的に(少なくとも半年に一度)、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。
 - ⑤ リスク・リミット及び損失限度を超過した場合若しくは超過するおそれが ある場合の管理者への報告体制、権限(方針及び手続等)が明確に定められ ているか。
- (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。また、市場性のあるローンやCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

① 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローンやCDS取引も含む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行い、会計処理にも反映しているか。

- ア 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。
- イ 取引実施部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評

価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。

- ウ ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り 価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努 めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場 合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前 提・特性や限界の把握に努めているか。
- ② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付業者の格付手法や格付 の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付 に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
 - イ 証券化商品等の投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先劣後 構造(レバレッジの程度)や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイ ベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、 自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。
 - ウ 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・ 体制等の把握・監視に努めているか。
 - エ 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、 その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意 図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、 その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのた め、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有するこ とが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリス クの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない 場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質につい てより深度ある分析をしているか。
- ③ 市場流動性リスクの管理
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、
 - (ア) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないか を確認すること
 - (イ) ヒアリング等を通じて、市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能 な価格水準を把握すること
 - (ウ) 各種指数等(証券化商品のインデックス等)の分析により市場環境の 変化をモニターすること
 - (エ) 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナ リオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること 等が考えられる。
 - イ 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応 を検討する態勢が整備されているか。
- ④ CDS取引の安全性の向上

CDS取引を行うに当たっては、取引の安全性を向上させる観点から、取引の標準化や中央決済機関の利用などといった関係者の取組も念頭に置きつつ、適切な取引実務を採用しているか。

(4) その他個別の資産運用

個別の資産運用に当たっては、以下のような点に留意して行われているか。

- ① デリバティブ取引
 - ア デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管 理が行われているか。
 - イリスク管理を行うための措置が講じられているか。
 - ウ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
 - エ リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。
- ② 債券の空売り及び貸借
 - アリスク管理を行うための措置が講じられているか。
 - イ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
 - ウリスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。
 - エ 実行限度額等を明確にした管理が行われているか。
- ③ 株式の信用取引
 - ア 信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。
 - イリスク管理を行うための措置が講じられているか。
 - ウ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
 - エ リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。
- ④ カウンターパーティの信用リスクについて

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。

- ア カウンターパーティ別及び必要に応じてカウンターパーティの類型別の エクスポージャーの管理
- イ デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが 拡大することによるリスクの把握
- ウ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認
- ⑤ その他の取引

組合が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、収支に与える影響を勘案した内部規程が整備されているか。また、社会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、現金担保付債券貸借取引において内部規程は整備されているか。また、現金担保に当たっては適正な付利が行われているか。

- ⑥ 業務用不動産の取得
 - ア 業務用不動産について、運用不動産と明確に区分した管理が行われているか。
 - イ 業務用不動産の取得に当たって、経営の効率化の観点を勘案した取得と なっているか。
- ⑦ 資金の貸付け

- ア 審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部 門間の相互牽制機能は発揮されているか。
- イ 債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信に 当たり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保 全面等が審査項目とされているか。
- ウ 迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。
- エ 貸付等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。
- ⑧ 貸付債権の流動化
 - ア 対象債権を有する組合は、原債務者の保護に十分配慮しているか。
 - イ 債務者等を威迫し又は私生活若しくは業務の平穏を害するような者に対 して貸付債権を譲渡していないか。
- ⑨ 投資一任契約による運用について
 - ア 資産運用全体に関する企画立案(基本方針、収益計画やリスク管理計画 の策定など)は組合自らが行っているか。
 - イ 投資一任契約に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が 策定されているか。
 - ウ 投資一任契約の内容が組合の資産運用方法として適切なものとなっているか。
 - エ 投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。
 - オ 投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。
- ⑩ 特別勘定の市場運用について

特別勘定の市場運用に関する内部規程が適切に定められているか。また、当該規程に基づく適切な運用が確保される体制が整備されているか。

- (注) 内部規程を定めるに当たって、次の点に留意しているか。
- ア 共済契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。
- イ 共済契約者に対して、運用方針、運用内容(貸株運用に関する事項を含む。)等を説明する旨を定めているか。
- ウ 市場において遵守すべき原則(例えば、価格操作・風説の流布の禁止、 引値保証取引に関する事項等)を定めているか。
- エ 取引執行能力、法令等遵守(コンプライアンス)、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を定めているか。
- ① 投資専門子会社を活用した株式の取得・保有

投資専門子会社(農協法第11条の68第1項第4号に規定する農林水産省令で定める特定子会社として、規則第66条第4項及び第67条第2項第17号に定める他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を行う会社をいう。)を活用して、同法第11条の68第1項第4号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める会社」の株式を取得・保有

する場合、共済連本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を 行う態勢を整備しているか。

(5) 資金の調達

外部資金の取入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、例えば、以下のようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

- ① 劣後債務の取入れ
 - ア 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。 イ 返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。
- ② 当座借越
 - ア 資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。
 - イ 取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。
- ③ 外貨建債務の取入れ 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

(6) 資産の自己査定のあり方

- ① 資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。
- ② 自己査定基準を策定し自らの資産を検討・分析し回収の危険性又は価値の 毀損の度合いに応じて分類区分(以下「自己査定」という。)を行っているか。
- ③ 自己査定基準の策定に当たっては、関係法令に準拠し、経営陣の積極的な 関与の下で正式の組合内手続を経て、文書により規定化されているか。資産 査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が明記されているか。基準の合理 性、明確性について説明が可能か。
- ④ 自己査定の責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。
- ⑤ 自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う体制となっているか。自己査定部門へ精通者が確保されているか。
- ⑥ 自己査定が基準通りに行われているか。
- ⑦ 自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。 経営陣は報告を理解し組合の資産内容を正確に把握しているか。
- ⑧ 自己査定結果を踏まえた、償却引当方針は明確か。外部監査人との連携は 十分か。
- ⑨ 日本公認会計士協会の定める実務指針に則った償却・引当が行われているか。
- ⑩ 海外の政治経済情勢等に起因して、特定の国又は地域に関連して特に生ずることが見込まれる貸倒損失(以下「カントリー・リスク」という。)の評価に係る合理的な基準が整備されているか。
- ① カントリー・リスクの評価結果を踏まえた、貸倒引当勘定への引当方針は明確か。引当方針に則った引当が行われているか。外部監査人との連携は十分か。
- 取 カントリー・リスクの評価基準は、以下のような事実等が発生している国

又は地域の政府、その他対象国に住所又は居所を有する自然人若しくは対象 国に主たる事務所を有する法人に対する信用供与を適正に評価できる内容と なっているか。

- ア 当該国の政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業(以下「政府等」 という。)に対する民間保険会社の貸付金(以下「政府等向け民間貸付金」という。)の元本又は利息の支払が1月以上延滞していること。
- イ 政府等向け民間貸付金について、決算期末前5年内に、債務返済の繰延 べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置 (以下「債務返済の繰延べ等」という。)に関する契約が締結されている こと。
- ウ 政府等向け民間貸付金について、債務返済の繰延べ等の要請を受け、契 約締結に至らないまま1月以上経過していること。
- エ 政府等向け民間貸付金について、前各号に掲げる事実が近い将来に発生 することが見込まれること。
- オ 当該国に住所又は居所を有する自然人若しくは当該国に主たる事務所を 有する法人に対する民間保険会社の貸付金について、アからウに類する事 実が発生していること又は近い将来に発生することが見込まれること。
- カ その他、カントリー・リスクの評価に影響を及ぼすことが見込まれる事 象。

Ⅱ-3-12 流動性リスク管理態勢

Ⅱ-3-12-1 意義

共済連は、共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障を来した場合、経営に 重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適 切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ-3-12-2 主な着眼点

- (1) 態勢整備
 - ① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。
 - ② 代表理事、担当理事、理事会、資金繰り管理部門、及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画、及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
 - (注) 「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。
 - ③ 流動性リスク管理方針を策定しているか。流動性リスク管理方針に基づく 資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。
 - ・流動性リスクに関するリスク選好、リスク許容度、リスク・リミット等の 設定及びその遵守状況の確認
 - ・流動性に関するストレステストの実施 (リスク選好等の範囲内にあること の確認を含む。)

- ・流動性危機時の対応策の設定及びその見直し
- ④ 資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、理事会等が承認の上、整備しているか。

(2) リスク管理

- ① 理事会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。 資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったか を検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承 認しているか。
- ② 代表理事は、資産運用の内容、調達の状況等により、必要に応じ、市場のない、若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。
- ③ リスク管理部門は、理事会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。
- ④ 資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、 資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、円貨 及び外貨についての資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金 繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策 を整備しているか。通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについ て統合して管理しているか。また、調達手段を確保しているか。
- ⑤ 各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。
- ⑥ 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の資金繰り状況を把握・考慮した対応を行っているか。また、出再保険の管理を行っているか。
- ⑦ CDS取引を含むデリバティブ取引等において、参照債務の信用の程度、あるいは共済連の信用の程度等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。

Ⅱ-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。

Ⅱ-3-13-1 事務リスク管理態勢

Ⅱ-3-13-1-1 意義

事務リスクとは、組合の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ-3-13-1-2 主な着眼点

- (1) 事務リスク管理態勢
 - ① 全ての業務に事務リスクが存在していることを理解し、適切な事務リスク

管理態勢が整備されているか。

- ② 利用者等に係る個人情報の漏えいやプライバシーの侵害を発生させないよう、業務態勢の整備や職員あるいは共済代理店等に対する指導などの措置が講じられているか、共済の目的が存在しない契約(いわゆる架空契約)等法令や内部ルールに反する共済契約について、その発生の防止等の措置が講じられているか等、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。 また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。
- (2) 内部監查態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 支所・支店(事務所)等におけるリスク管理態勢 事務部門は、支所・支店(事務所)等における事務管理態勢をチェックする 措置を講じているか。

(4) 人事管理態勢

人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策を採っているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。

Ⅱ-3-13-2 システムリスク管理態勢

Ⅱ-3-13-2-1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や組合が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や組合が損失を被るリスクをいう。特に、組合の事業再編に伴うシステム統合や新たな共済・サービスの拡大等に伴い、組合の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは組合に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

Ⅱ-3-13-2-2 主な着眼点

- (1)システムリスクに対する認識等
 - ① システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。
 - ② 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案(以下「システム障害等」という。)の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。
 - (注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システ

ム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の 窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラ ムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバー セキュリティが脅かされる事案をいう。

- ③ 理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する理事を定めているか。なお、当該理事は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。
- ④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき 責任やとるべき対応について具体的に定めているか。 また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2) システムリスク管理態勢

- ① 理事会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在 化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営 に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態 勢を整備しているか。
- ② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理 の基本方針には、セキュリティポリシー (組織の情報資産を適切に保護する ための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。
- ③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な 水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) システムリスク評価

- ① システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害等の 影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化している ことを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。 また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。
- ② システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの処理可能な契約件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。
- ③ 仕組開発部門は、新たな共済の導入時又は仕組内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4)情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、内部規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他の共済団体又は保険会社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。
- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティについて 統括しているか。

- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コン ピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。
- ④ 組合が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

- ・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
- ・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ 等
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを 策定しているか。

- ・情報の暗号化、マスキングのルール
- ・情報を利用する際の利用ルール
- ・記録媒体等の取扱いルール 等
- ⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、 情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。
 - ・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
 - ・アクセス記録の保存、検証
 - ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制等
- ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。 また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関 するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報 等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

- ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上 の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを 定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育 (外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。)を行っているか。
- (5) サイバーセキュリティ管理
 - ① 理事会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」(令和6年10月金融庁)を参考に、必要な態勢を整備しているか。
 - ② インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例 えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。
 - ・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式

- ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション 認証 等
- ③ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例 えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。
 - ・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
 - ・利用者のパソコンのウィルス感染状況を組合側で検知し、警告を発するソフトの導入
 - ・電子証明書をICカード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
 - ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制 の整備 等
- (6)システム企画・開発・運用管理
 - ① 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発 計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、経営管理委員会又は理 事会の承認を受けているか。
 - ② 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。

- ③ 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- ④ 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ理事会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、理事会等が必要な指示を行っているか。

⑤ 組合におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすこと を防ぐため、仕組開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点 に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。

ア システム開発時の連携

共済契約に係る新しい共済や仕組みを導入する場合(これらを変更する場合を含む。)に、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門の間の 連携が十分図られているか。

連携に当たっては、

- (ア) 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。
- (イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果についての システム機能のチェックに、仕組開発部門、事務設計部門が主体的に関 与しているか。
- (ウ) 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。

- (エ) 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。
- (オ)システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。

等に留意する。

イ システム開発時のチェック

- (ア) 仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、共済や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。
- (イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果については、 特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立 ち、チェックの実施状況を確認しているか。
- (ウ) 各部門におけるチェックについては、具体的な内容ごとに、十分な検 証能力を有する者によって実施されているか。
- (エ) チェックの方法が適切に選択されているか。
- ウ システム開発後のチェック・管理
- (ア) 仕組開発部門及び事務設計部門は、新しい共済や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。
- (イ)新しい共済や仕組みの導入に当たり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。
- ⑥ 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

(7) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム関係に精通した要員による内部監査や、外部監査の活用を行っているか。
- ③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は適切に理事会に報告されているか。

(8) 外部委託管理

- ① 外部委託先(システム子会社を含む。)の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。
- ③ システムに係る外部委託業務 (二段階以上の委託を含む。) について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

- ④ 外部委託した業務(二段階以上の委託を含む。)について、委託元として 委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。 また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置 するなどの必要な措置を講じているか。さらに、外部委託先における利用者 データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。
- ⑤ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門等による監査を実施しているか。 (9) コンティンジェンシープラン
 - ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
 - ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセンター編))を根拠としているか。
 - ③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を 想定するだけではなく、組合の内部又は外部に起因するシステム障害等も想 定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想 定しているか。

- ④ コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。
- ⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練は、共済連レベルで行い、農協 や外部委託先等と合同で、定期的に実施しているか。
- ⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10) 障害発生時等の対応

① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢(例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部

門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

⑤ システム障害等が発生した場合、組合において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発 防止策等を的確に講じているか。

また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた 対応策を採っているか。

- ⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するな どのシステム的な仕組みを整備しているか。
 - (注)着眼点の詳細については、必要に応じ「共済事業実施機関に係る検査 マニュアル」を参照。
- $\Pi 3 13 3$ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
- Ⅱ-3-13-3-1 意義
- Ⅱ-3-13-3-1-1 システム統合リスク

共済連のシステムについては、共済の仕組みの多様化に伴って規模が大きく構成が複雑化しており、共済事業におけるIT (情報通信技術) 依存度の高まりやコンピューターのネットワーク化の拡大とあいまって、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

特に、事業再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、事業再編に際し、システム統合リスク管理態勢の構築は 最重要課題の一つとなっている。

- (参考)農林水産省「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認 検査用チェックリスト」
- ① 「システム統合」とは、事業譲渡及び業務提携等の事業再編により、システムを統合、分割又は新設することをいう(システムの共同開発・運営を含む。)。
- ② 「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の 統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を 誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その 結果、利用者サービスに混乱を来す、場合によっては組合としての存続基盤 を揺るがすなど、利用者等に損失が発生するリスク、また統合対象組合等が 損失を被るリスクである。

Ⅱ-3-13-3-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策

(1) リスクの特性の基本的な考え方

「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発に関わるリスクに限られ

るのではなく、ユーザー部門における事務処理対応、共済代理店、窓口における利用者対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象組合の経営陣の責任において、「利用者利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。

(2) リスク軽減策の基本的考え方

システム統合リスクのリスク量は、事象(イベント)の発生確率と発生した場合の影響度(インパクト)の積で認識すべきものであり、組合の業容等からすれば、以下のII-3-13-3-1-3、II-3-13-3-2を踏まえた徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。

加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化(障害が同時発生)しても、利用者に大きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。

- Ⅱ-3-13-3-1-3 プロジェクト管理(プロジェクトマネジメント)の重要性 事業再編に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような事業再編時固 有の事情(注)から、システム開発会社だけではなく、組合においても、実効性 のあるプロジェクト管理態勢の構築(いわゆる「プロジェクトマネジメント」の 実施)が不可欠であると考えられる。
 - (注)事業再編以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、事業再編時と 同様な事情があることに留意する。
 - (1) 制約のあるスケジュール

システム統合を行う組合(以下「対象組合」という。)の経営陣は、制約のあるスケジュールと競争・競合環境の下で、①事業再編後の経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。

(2)長期にわたる複雑なプロジェクト

システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要するプロジェクトであること。

Ⅱ-3-13-3-2 主な着眼点

検証に当たっての基本的な着眼点は、「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(農林水産省)に示されているところによるが、より具体化した着眼点を以下のとおり例示する。

(1) 理事の責任分担及び経営姿勢の明確化

対象組合の代表理事は、Ⅱ-3-13-3-1-1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。 対象組合の代表理事は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化する とともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

(2)システム統合方式に係る経営判断の合理性

対象組合の理事会は、システム統合の方式決定に当たり、対象組合間の軋轢 を排除し、十分な協議を行い、事業再編等までのスケジュール、事業再編後の 経営戦略等に基づき、システム統合実施までの十分な準備期間、十分な予算や 人的資源を確保した上で、合理的な意思決定を行っているか。

- (3) プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備
 - ① 対象組合の理事会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び利用者対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、事業再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門(以下「担当理事及び部門」という。)等を設置しているか。
 - ② 対象組合間、担当理事及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、支所・支店(事務所)(共済代理店を含む。)内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。
 - ③ 対象組合の理事会並びに担当理事及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象組合の一部の役職員の間にとどまることのないよう組合内、組合間の報告体制が整備されているか。
- (4)システム統合計画とその妥当性
 - ① 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い出しと軽減策 対象組合の理事会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでの システム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対利用者障害を起こ さないという観点から、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い 出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。

事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。

② システム統合計画の妥当性

あらかじめ決められた統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。

また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何を すべきかを明確に定めたものとなっているか。

- (5) 組合における十分なテスト・リハーサル体制の構築
 - ① レビューやテスト不足が原因で、利用者に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程ごとのレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。

特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。

- ② システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、全く想定外のリスク事象が発生することがあることに鑑み、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。
- ③ 統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り支所・支店(事業所)(共済代理店を含む。)等に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。
- ④ 統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する支所・支店(事業所) (共済代理店を含む。)において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送り に伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続の習得教育・障害訓練は十 分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備され ているか。
- (6) 対利用者説明、接続テスト実施体制の構築
 - ① 利用者折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行 計画等、利用者への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行 可能性について、個別具体的な検証がなされているか。
 - ② システム統合により、取り扱うサービス(例えば、共済掛金の領収形態や領収日等)に変更がある場合には、利用者利便性に配慮した検討を行った上で、利用者への周知が適切に行われているか。
 - ③ 共済掛金の口座振替、共済金の口座振込等の利用者とつながりのある取引 について、金融機関等の接続先の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、接続先への説明を十分に行っているか。

特に、利用者とつながりのある取引に関する接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。

接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認することとしているか。

- ④ 対利用者説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。
- (7) 設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント

共済の整理・統合等に係る設計・開発段階から、ユーザー部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗い出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害の一つの原因となっていることから、設計・開発の各段階ごとに品質管理が重要である。

こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。

(8) 外部委託先の管理態勢

統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括 部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。 外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。

特に、対象組合と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴 うリスクを十分認識した上で、対象組合が協調して、主体的に関与する体制と なっているか。

- (9) 計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント
 - ① 対象組合の理事会並びに担当理事及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。
 - ② プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。
 - ③ システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で理事会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。
- (10) 資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント
 - ① 統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象組合が協調して統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。
 - ② 計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。
- (11) 厳正な移行判定の実施

対象組合の担当理事及び部門は、II - 3 - 13 - 3 - 1を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、理事会の承認を得た業務の移行判定基準(システムの移行判定基準を含む。)に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、理事会での承認を経て実行することとしているか。

移行判定時までに、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等(コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。)が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。

移行判定の時期は、対外接続や利用者への対応も含めて、フォールバックが 円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されてい るか。

(12) フォールバックの態勢整備

移行判定時において統合不可(戻し、延期等)の判断がなされた場合、シス

テム、内部事務、利用者対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。 システム統合目前後における不測の事態への対応プラン(システム統合の中 止を含む。)が連携して策定され、理事会の承認を得ているか。

(13) コンティンジェンシープランの確立

既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの 構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、理事会の承認を受けているか。 また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定され ているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象組合は連携して、

- ① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。
- ② システム障害が取引のピーク日に発生した場合、契約の二重計上による共済掛金の二重引き落とし、共済金・解約返戻金の過誤払いや計算誤り等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び支所・支店(事務所)(共済代理店を含む。)等を含めた訓練が十分に行われる体制が整備されているか。また、統合後の事務処理に不慣れな支所・支店(事務所)(共済代理店を含む。)の混乱等による利用者サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。

システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、 軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、事務量を適 切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。

- ③ システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。
- ④ 単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。
- (14) 実効性のある内部監査、第三者評価
 - ① 対象組合の内部監査部門(以下「内部監査部門」という。)は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。
 - ② システム統合に係る重要事項の判断に際して、第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。

Ⅱ-3-13-4 その他オペレーショナル・リスク管理態勢

Ⅱ-3-13-4-1 意義

その他オペレーショナル・リスクとは、組合がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク、システムリスクを除いたリスクをいう。

例えば、利用者に対する過失などによる「法務リスク」や、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害などの「人的リスク」、評判の悪

化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などの「風評リスク」などがある。

各組合においては、このような、その他オペレーショナル・リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ-3-13-4-2 主な着眼点

- (1)経営陣は、その他オペレーショナル・リスク管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分認識し、これらのリスクの所在や特性等を把握しているか。
- (2)組合は、その他オペレーショナル・リスクについて、管理方針等を策定しリスクを定義するとともに、適切な管理を行い、必要に応じ経営管理委員会又は理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理態勢を整備し、運用しているか。

Ⅱ-3-14 監督手法・対応

統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第94条の2又は同法第95条に基づく行政処分を行うものとする。

なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応すること とする。

(1) 障害発生時

① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次 第、直ちに、その事実について行政庁あて報告を求めるとともに、「障害等 発生報告書」(様式・参考資料編 その他報告等様式参照。)により行政庁 へ報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1月以内に現状について 報告を求めることとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器 (ハードウェア、ソフトウェア共) に発生した障害であって、

- ・共済金等の支払に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあ るもの
- ・資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるも の
- ・その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するも

のとする。

② 必要に応じて農協法第93条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第94条の2又は第95条に基づく行政処分を行うものとする。

(2) システムの更新時

組合が重要なシステムの更新等を行うときは、必要に応じ、農協法第93条に基づき報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・ 実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、同法 第94条の2又は第95条に基づく行政処分を行うものとする。

(3) システム統合時

- ① 共済連が、システム統合等を行う場合にあっては、システム統合の計画 (スケジュールを含む。)及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク 管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて 実態を把握し、重大な問題がないか検証する。
- ② システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、農協法第93条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及びリスクを適正に制御する方策(計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等)についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢(プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。)に問題がないか検証する。

さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・ 対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。

- ③ システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、 農協法第93条に基づく報告を求める。
- ④ 上記①~③のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には農協法第93条 に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、同法第94条の2又は第95 条に基づく行政処分を行うものとする。
- ⑤ 組合が、事業再編に伴いシステム統合等を行う場合

法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等 $\Pi-3-13-3-2$ を踏まえた資料提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は農協法第97条の3に基づき必要な条件を付して認可することとする。

また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、同法第93条に 基づく報告を定期的に求めるものとする。

⑥ システム障害が発生した場合本監督指針Ⅱ-3-13-2-2 (10)、Ⅱ-3-14 (1)等にも留意する。

Ⅱ-4 業務の適切性

Ⅱ-4-1 法令等遵守

組合の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが利用者からの信頼を確立するためにも重

要である。

Ⅱ-4-1-1 不祥事件に対する監督上の対応

不祥事件に対する監督上の対応については以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 不祥事件の発覚の第一報

組合において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。

- ① 本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規 定等に則った理事会等への報告
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等 への通報
- ③ 事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施

(2) 行政庁への届出

規則第231条第5項第6号に該当するものとしては、例えば架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。)及び名義借契約(組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該職員が支払って作成している契約をいう。)が発生した場合が考えられる。

なお、組合から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記(1)の点も併せて確認するものとする。

また、Ⅱ-4-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法(平成7年法律第105号)に違反する行為を行った、又は同法第307条第1項第3号に該当する行為を行った場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。

(3) 不祥事件届出書の受理

- ① 規則第231条第1項第18号に基づき、組合が不祥事件の発生を知った日から1月以内に不祥事件届出書が報告されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。
- ② 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

なお、組合から第一報がなく、不祥事件届出書の提出があった場合には、 上記(1)の点も併せて確認することとする。

ア 組合に関する不祥事件届出書の場合

- (ア) 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。 また、理事会の責任の明確化が図られているか。
- (イ) 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。
- (ウ) 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組 が適時適切に行われているか。
- (エ) 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。

- (オ) 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- (カ) 改善策の策定や自浄機能が十分か。
- (キ) 当該事件の発覚後の対応が適切か。
- (ク) 共済推進の目標設定及び管理態勢は適正か。
 - (注)推進目標の設定は個々の組合の判断に委ねられるものであるが、検証に当たっては、例えば、組合の推進目標は、組合員の保障充足度、組合の推進態勢等の根拠を十分に踏まえて設定されたものとなっているか、職員に対する推進目標は、当該職員の経験年数や実績等を踏まえて設定されているかについて留意する。

イ 共済代理店に関する不祥事件届出書の場合

- (ア) 共済代理店の教育・管理・指導を担う組合に対する検証の着眼点は、 以下のとおりとする。
 - a 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。
 - b 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取 組が適時適切に行われているか。
 - c 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。
 - d 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
 - e 組合の共済代理店に対する教育・管理・指導は十分か。
 - f 当該事件の発覚後の対応が適切か。
- (イ) 共済代理店に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。

なお、共済代理店の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえる ものとする。

- a 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。
- b 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。
- c 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取 組が適時適切に行われているか。

特に、発生原因が共済代理店固有の問題である場合は、共済代理店 自身において上記取組みが適時適切に行われているか。

- d 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- e 共済代理店内における、役員又は使用人に対する教育・管理・指導 は十分か。
- f 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(4) 監督上の措置

不祥事件届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、同法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(5)標準処理期間

不祥事件届出書に係る農協法第93条に基づく報告徴求や同法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合は、当該届出書(同法第93条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)の受理の日から原則としておおむね1月(本省への協議を要するものはおおむね2月)以内を目途に行うものとする。

Ⅱ-4-1-2 不必要な共済契約に対する監督上の対応

(1) 行政庁への報告

- ① 組合の職員が自ら締結した共済契約(当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。)であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が不要なもの(以下「不必要な共済契約」という。)が、当該職員又は他の職員に課された推進目標の達成を図ることを目的として締結された場合、行政庁への報告を求める。なお、行政庁は、組合が当該報告を行う根拠として、あらかじめ農協法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出するものとする。
- ② 上記①の報告は、組合が不必要な共済契約の締結を知った日から、原則としておおむね1月以内に行うものとする。

(2) 監督上の措置

- ① 不必要な共済契約に係る報告があった場合には、事実関係(当該職員及び関係者の供述、不必要な共済契約を裏付ける資料の有無)、発生原因等について当該組合に対して情報の提供を求め、又はヒアリングを実施することとする。
- ② 上記①の情報の提供又はヒアリングの結果、不必要な共済契約の締結が以下のアからウまでのいずれかに該当するなど、組織的な要因により発生していた場合には、規則第231条第5項第6号に規定する不祥事件に該当するものと判断し、当該組合から不祥事件として届出を受け、 $\Pi-4-1-1$ に準じて取り扱う。
 - ア 職員に対して、上席者(役員を含む。)から不必要な共済契約を促す言動など過度なプレッシャーが与えられていた場合
 - イ 共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わ ないまま共済推進を強制した場合
 - ウ 不必要な共済契約の締結を当該職員の意向が反映されたものであるよう に偽装した場合又は意向の表明を強制していた場合
 - (注) これらの場合における不祥事件届出書に記載する当事者は、不必要な 共済契約を締結した職員ではなく、組織的な要因に関与した役職員とす る。

Ⅱ-4-2 共済推進管理態勢

組合及び共済代理店は、共済契約者等の利益を害することがないよう、適正な共済推進管理態勢を確立する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査 部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応

Ⅱ-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介の意義
 - ① 共済契約の締結の代理又は媒介とは、以下のアからエの行為をいう。
 - ア 共済契約の締結の勧誘
 - イ 共済契約の締結の勧誘を目的とした共済の内容説明
 - ウ 共済契約の申込の受領
 - エ その他の共済契約の締結の代理又は媒介
 - ② なお、上記エに該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為 の位置付けを踏まえた上で、以下のア及びイの要件に照らして、総合的に判 断するものとする。
 - ア 組合又は共済代理店などからの報酬を受け取る場合や、組合又は共済代理店と資本関係等を有する場合など、組合又は共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介と一体性・連続性を推測させる事情があること。
 - イ 具体的な共済の推奨・説明を行うものであること。
- (2) 共済契約の締結の代理又は媒介に関連する行為について

契約見込利用者の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での共済契約の締結の代理又は媒介のプロセスのうち上記(1)に照らして共済契約の締結の代理又は媒介に該当しない行為(以下(2)において「関連行為」という。)については、直ちに共済契約の締結の代理又は媒介に係る規制が適用されるものではない。

しかし、組合又は共済代理店においては、関連行為を第三者に委託し、又は それに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該関連行為を受託した第三 者(以下(2)において「関連行為従事者」という。)が不適切な行為を行わ ないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。

また、組合は、共済代理店が、関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、共済代理店がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。

- (注1) 関連行為とは、例えば、共済の推奨・説明を行わず契約見込利用者の情報を組合又は共済代理店に提供するだけの行為や、共済情報の提供を主たる目的としたサービスのうち組合又は共済代理店からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。
- (注2) ただし、例えば、以下の行為については、共済契約の締結の代理又は 媒介に該当し得ることに留意する必要がある。
 - ア 業として特定の組合の共済(群)のみを見込利用者に対して積極的 に紹介して、組合又は共済代理店などから報酬を得る行為
 - イ 共済情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、組合 又は共済代理店などから報酬を得て、具体的な共済の推奨・説明を行 う行為
- (注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に共済契約の締結の代理若しくは媒介又は関連行為のいずれにも該

当しないものと考えられる。

- ア 組合又は共済代理店の指示を受けて行う共済案内チラシの単なる配布
- イ コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務 手続き等についての説明
- ウ 金融商品説明会における、一般的な共済の仕組み、活用法等についての説明
- エ 組合又は共済代理店の広告を掲載する行為
- ① 関連行為従事者において、共済契約の締結の代理又は媒介に係る行為又は 特別利益の提供等の共済契約の締結の代理又は媒介に係る規制の潜脱につな がる行為が行われていないか。
- ② 関連行為従事者が運営する共済情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った共済の説明や特定の共済の不適切な評価など、組合又は共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介に係る行為を行う際に利用者の正しい共済の理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。
- ③ 関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る利用者の同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。

また、関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。

- (注) 例えば、組合又は共済代理店が、高額な紹介料やインセンティブ報酬 を払って関連行為従事者から見込利用者の紹介を受ける場合、一般的に そのような報酬体系は関連行為従事者が本来行うことができない具体的 な共済の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。
- (3)組合においては、共済推進を行う役職員に対する教育、管理、指導が適切に 行われているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備し ているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。
- (4) 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。さらに、社会保障において公的部門を補完する共済事業の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

Ⅱ-4-2-2 共済推進上の留意点

- (1) 農協法第11条の20、第11条の27関係(情報提供義務)
 - ① 組合又は共済代理店は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介等に関し、共済契約の種類及び性質等を踏まえ、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。
 - ② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うに当たっては、利用者が共済の内容を理解するために必要な情報(以下「契約概

要」という。) と利用者に対して注意喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」という。) について、記載しているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

- (注1)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア(ア)及びイ(ア)について省略した上で、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。
- (注2) 農協法第11条の27に規定する特定共済契約(以下「特定共済契約」という。)については、同法第11条の20第1項の規定は適用されず、同法第11条の27で準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第37条の3第1項に規定する書面(以下「契約締結前交付書面」という。)を交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う必要があることに留意すること。
- ア 「契約概要」の項目
 - (ア) 当該情報が「契約概要」であること
 - (イ) 共済の仕組み
 - (ウ) 保障の内容
 - (注) 共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の 共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載するこ と。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載するこ と。
 - (エ) 付加できる主な特約及びその概要
 - (才) 共済期間
 - (カ) 引受条件(共済金額等)
 - (キ) 共済掛金に関する事項
 - (ク) 共済掛金払込みに関する事項(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間)
- (ケ) 契約者割戻しに関する事項(契約者割戻しの有無、割戻方法、割戻金額の決定方法)
- (コ)解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- イ 「注意喚起情報」の項目
 - (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること
 - (イ) クーリング・オフ (農協法第11条の19第1項に規定する共済契約の申込みの撤回等)
 - (ウ) 告知義務等の内容
 - (注) 危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約が継続できない (共済期間の中途で終了する) 場合がある旨の共済約款の定めがあ るときは、それがどのような場合であるか、記載すること。
 - (エ) 責任開始期
- (オ)支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場 合のうち主なもの
 - (注) 通例でないときは、特に記載すること。
- (カ) 共済掛金の払込猶予期間、共済契約の失効、復活等

- (注) 共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度 の説明を含む。
- (キ) 解約と解約返戻金の有無
- (ク) 手続実施基本契約(農協法第92条の6第1項第8号に規定する「手続 実施基本契約」をいう。以下同じ。)の相手方となる指定ADR機関 (同法第92条の9第1項に規定する「指定共済事業等紛争解決機関」を いう。以下同じ。)の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合 には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)
- (ケ) 保障(補償) 重複に関する以下の事項
 - (注)保障(補償)重複とは、複数の損害共済契約の締結により、同一の被共済利益について同種の保障(補償)が複数存在している状態をいう。
 - a 保障(補償)内容が同種の共済契約が他にある場合は、保障(補 償)重複となることがあること
 - b 保障(補償)重複の場合の共済金の支払に係る注意喚起
 - c 保障(補償)重複の主な事例
- (コ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項
- ③ 準用金融商品取引法第37条の3関係
 - ア 組合は、契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う場合、特定共済契約の種類及び性質等に応じて適切に行っているか。
 - イ 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」を作成し、 交付しているか。

なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。

(注) 「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の(ア) a 及び(イ) a を省略することができる。

また、この場合、以下の(ア)b及び(イ)dはどちらか一方を省略することができる。

- (ア) 「契約概要」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項第3号等 関係)
 - a 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。
 - b 組合の名称及び住所 (注)その連絡方法についても、明示すること。
 - c 共済の仕組み
 - d 保障の内容
 - (注) 共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由 等の共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記 載すること。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特 に記載すること。
 - e 付加できる主な特約及びその概要

- f 共済期間
- g 引受条件(共済金額等)
- h 共済掛金に関する事項
- i 共済掛金払込みに関する事項(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間)
- j 契約者割戻しに関する事項(契約者割戻しの有無、割戻方法、割戻 額の決定方法)
- k 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項
- (イ) 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項第7号(規則第22条の32)等関係)
 - a 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。
 - b 諸費用に関する事項の概要
 - c 損失が生ずることとなるおそれがあること。
 - (注1) 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る変動 により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。
 - (注2)上記b及びcは、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。
 - d 組合の名称及び住所
 - (注) その連絡方法についても、明示すること。
 - e クーリング・オフ (農協法第11条の19第1項に規定する共済契約の 申込みの撤回等)
 - f 告知義務等の内容
 - g 責任開始期
 - h 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない 場合のうち主なもの。
 - (注) 通例でないときは、特に記載すること。
 - i 共済掛金の払込猶予期間、契約の失効、復活等
 - (注) 共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度の説明を含む。
 - j 解約と解約返戻金の水準
 - k 租税に関する事項の概要
 - 1 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無(対象事業者と なっている場合にあっては、その名称を含む。)
 - m 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)
 - n 特に法令等で注意喚起することとされている事項
- ウ 契約締結前交付書面に関し、規則第22条の28に規定する要件(文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等)に則して作成し、交付しているか。
- エ 契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を

行うことに関し、あらかじめ、利用者の知識・経験・財産の状況及び特定 共済契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該利用者に理解される ために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

- ④ 規則第21条の2第3項第8号及び規則第22条の29第1項第6号に規定する「被共済者のために積み立てられている額」には、規則第11条第1項第3号ハに規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第31条第1項第2号(未経過共済掛金)及び規則第39条第1項(契約者割戻準備金)等が含まれる。
- ⑤ 規則第21条の2第3項第8号及び規則第22条の29第1項第6号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。
 - ア 規則第21条の2第3項第8号イ及び口並びに規則第22条の29第1項第6号イ及び口に規定する事項について、書面又は電磁的記録に既契約及び新契約に関して記載項目ごとに対比して記載する。
 - イ 上記アにかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第21条の2第3項第8号イ及び口並びに規則第22条の29第1項第6号イ及び口に規定する事項が記載されたそれぞれの書面又は電磁的記録を交付して対比することも可能とする。
 - (ア) 共済の種類が異なり、かつ、既契約及び新契約(いずれも特約を含む。)の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。
 - (イ)複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の契約内容 やシステム上の問題等により、記載項目ごとに対比して記載(上記アを いう。)しない合理的な理由があるもの。
- ⑥ 規則第21条の2第3項第8号及び規則第22条の29第1項第6号に規定する 既契約と新契約の対比について適切に行っているか。

なお、規則第21条の2第3項第8号ロに規定する「その他共済契約に関する重要な事項」及び規則第22条の29第1項第6号ロに規定する「その他特定 共済契約に関する重要な事項」とは、以下に掲げる事項をいう。

- ・ 共済掛金の払込方法、契約者割戻しの有無、予定利率の変動によって共 済掛金が引上げとなる事実、その他共済契約の特性から重要と認められる 事項のうち該当する事項
- ⑦ 規則第21条の2第3項第8号ハ及び規則第22条の29第1項第6号ハに規定 する保障内容を見直す方法について、交付する書面又は電磁的記録に適切に 記載しているか。

なお、規則第21条の2第3項第8号ハ及び規則第22条の29第1項第6号ハ に規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲 げる方法をいう。

- ア 既契約に特約を中途付加する方法
- イ 既契約に追加して、他の共済契約を締結する方法 等
- ⑧ 情報提供義務の適用除外(規則第21条の2)
 - ア 規則第21条の2第3項第3号イに規定される場合においても、組合又は 共済代理店は、利用者が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、利 用者の共済に係る知識の程度に応じて、適切な説明を行う必要がある。

- イ 規則第21条の2第3項第3号ロに規定される額については、一契約単位 (主契約+特約)の金額(団体共済の場合には被共済者一人当たりの金 額)で判断することとする。
- ウ 規則第21条の2第9項第1号イに規定される共済契約とは、例えば、世帯主が家族を被共済者として共済契約を締結した上で、共済掛金は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被共済者として共済契約を締結する場合であって共済掛金を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。
 - (注) 明確に被共済者に共済掛金負担を求めるものではないが、物品等の 通常販売価格及び市場価格との比較並びに共済金等の支払のために必 要な共済掛金の額が物品等の価格に占める割合などから、被共済者が 負担する実質的な共済掛金があると解される場合があることに留意す る必要がある。

なお、保険法に基づき被共済者の同意が求められる場合には、被共済者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。

- エ 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の共済については、被共済者の 意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとし て、共済掛金等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品(おま け)程度のものであると考えられるものは、規則第21条の2第9項第1号 ハに掲げる共済契約に該当するものとする。
- ⑨ 情報提供義務に係る体制整備関係

組合及び共済代理店は、規則第21条の4、規則第23条第1項第4号及び規則第30条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。

- ア 当該書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 II -4-2-2 (1) ⑨において同じ。)において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。
- イ 「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方 となる指定ADR機関の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合 には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)を明示する措置を講じてい るか。
- ウ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。(「 $\Pi-4-12$ 適切な表示の確保」参照)
- (ア) 文字の大きさや記載事項の配列等について、利用者にとって理解しや すい記載とされているか。
 - (注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、 記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の 活用などの工夫(特に、特定共済契約に係る契約締結前交付書面に ついては、法定要件(文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の 事項について12ポイント以上とすること等)に則して作成する必要 があることに留意すること。)。

- (イ) 記載する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。
 - (注) 例えば、専門用語について利用者が理解しやすい表示や説明とされているか。利用者が共済の仕組内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。
- (ウ) 利用者に対して具体的な数値等を示す必要がある事項(共済期間、共済金額、共済掛金等)については、その具体的な数値が記載されているか。
 - (注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、利用者に誤解を 与えないよう配慮の上、例えば、代表例、利用者の選択可能な範囲、 他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。
- (エ) 当該書面に記載する情報量については、利用者が理解しようとする意 欲を失わないよう配慮するとともに、共済の仕組みの特性や複雑性に合 わせて定められているか。
 - (注) 通常は利用者が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。
- (オ) 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面 とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確 になるように記載されているか。
- エ 利用者に当該書面の交付その他適切な方法(電磁的方法を含む。)による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。
 - (ア) 当該書面を読むことが重要であること。
 - (イ) 主な免責事由など利用者にとって特に不利益な情報が記載された部分 を読むことが重要であること。
- (ウ)特に、乗換(規則第22条第1号に規定する既契約を消滅させて新たな 共済契約の申込みをさせ、又は新たな共済契約の申込みをさせて既に成 立している共済契約を消滅させること。)、転換(規則第21条の2第3 項第8号及び規則第22条の29第1項第6号に規定する既契約を消滅させ ると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のため に積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は共済掛金に充当す ることによって共済契約を成立させること。)の場合は、これらが利用 者に不利益になる可能性があること。
- オ 当該書面の交付その他適切な方法(電磁的方法を含む。)による提供に 当たって、共済契約締結に先立ち、利用者が当該書面の内容を理解するた めの十分な時間が確保される体制が整備されているか。
 - (注1) 「注意喚起情報」を記載した書面については、利用者に対して効果的な注意喚起を行うため、共済契約の申込み時に説明・交付することでも足りる。
 - (注2) 利用者に対する十分な時間の確保に当たっては、共済の仕組みの 特性や推進方法を踏まえる一方、利用者の理解の程度やその利便性

が損なわれないかについて考慮するものとする。

カ 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式(テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。)を含む。以下同じ。)による情報の提供及び説明を行う場合は、上記アからオに規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。

例えば、少なくとも以下のような方法により、利用者に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。

(ア) 電話による場合

利用者に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を 適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭 にて説明の上、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付又はこれに 代替する電磁的方法により提供する方法

(イ) 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるような記載を行った上で、当該書面を利用者に送付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

(ウ) インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行った上で、当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法

- (注1)上記エに規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。
- (注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを利用 者が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。
- (注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印 刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。
- キ 規則第21条の2第2項に定める団体共済について、共済契約者である団体が被共済者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記アからカまでに規定する内容について、組合又は共済代理店が利用者に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。
 - (注) 上記キに該当する共済としては、例えば、以下のものが考えられる。
 - ・団体の構成員を被共済者として団体又はその代表者を共済契約者と する団体傷害共済
 - ・団体の従業員を被共済者として団体又はその代表者を共済契約者と する団体定期生命共済
- ク 規則第21条の2第3項第5号、第6号、第8号及び規則第22条の29第1 項第3号から第6号までに定める書面の交付(電磁的方法により代替して 交付する場合を除く。)に関して、共済契約者から書面を受領した旨の確 認を得ることについて、組合の役職員及び共済代理店に対する教育・管理

・指導を行う体制が整備されているか。

また、組合の役職員及び共済代理店による受領確認の実施状況を調査・ 把握する体制が整備されているか。

当該書面を電磁的方法により代替して交付する場合には、共済契約者の承諾を得た上で適切な手段により提供する措置を講ずる体制が整備されているか。

- ケ 既契約及び新契約に関して規則第21条の2第3項第8号イ及び口並びに 規則第22条の29第1項第6号イ及び口に規定する事項が記載されたそれぞ れの書面を交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により対比する 場合には、当該書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供に当 たって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、共済契約者等の保護に欠 けることのないよう措置を講じているか。
- コ 利用者から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した、契約締結前 交付書面並びに規則第21条の2第3項第8号及び規則第22条の29第1項第6号に定める書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。
 - (注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用した上で、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、利用者とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。映像によって利用者の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすること、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、利用者の特性等に応じて組み合わせることによって、利用者の了知の有無を確認することが考えられる。
- (2)農協法第11条の21関係(意向の把握・確認義務)

組合又は共済代理店は、農協法第11条の21の規定に基づき、利用者の意向を 把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及 び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致して いることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

なお、利用者への意向の把握・確認は、利用者本人、成年後見人等の法定代理人又は利用者本人若しくは法定代理人から当該共済契約の締結等に係る委任を受けた者(以下(2)において「利用者本人等」という。)に対して行うものであることから、利用者本人等以外の者に対してのみ行った場合(例えば、利用者本人の親族に対してのみ行った場合等)は規則第231条第5項第4号に規定する不祥事件に該当するので、留意するものとする。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、それを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で共済契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア 共済金額や共済掛金を含めた当該利用者向けの個別プランを説明・提案 するに当たり、当該利用者の意向を把握する。その上で、当該意向に基づ いた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応 しているかも含めて説明する。

その後、最終的な利用者の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な利用者の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。

さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする共済契約の内容が合致しているかどうかを確認 (= 「意向確認」)する。

- (注1) 事前に利用者の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。
- (注2) 利用者の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の利用 者属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。こ の場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等 の交付書類の目立つ場所に、推定(把握)した利用者の意向と個別 プランの関係性を分かりやすく記載し説明するなど、どのような意 向を推定(把握)して当該プランを設計したかの説明を行い、当該 プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説 明することが考えられる。
- (注3) 自動車や不動産購入等に伴う保障(補償)を望む利用者に係る意向の把握及び説明・提案については、利用者自身が必要とする保障(補償)内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握した上で、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、組合又は共済代理店が把握した利用者の意向と個別プランの関係性を分かりやすく説明することが考えられる。
- イ 規則第21条の2第3項第3号イに規定する事業者の事業活動に伴って生 ずる損害を塡補する共済契約については、利用者の共済に係る知識の程度 や共済の仕組みの特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものと する。
- ウ 規則第21条の2第3項第3号ロに規定する1年間に支払う共済掛金の額 (共済期間が1年未満であって共済期間の更新をすることができる共済契 約にあっては、1年間当たりの額に換算した額)が5千円以下である共済

契約における意向把握については、共済の仕組み・特性に応じて適切に行うものとする。

- エ 規則第21条の2第2項に定める団体共済の加入勧奨については、II-4-2-2(2)④イ(注)に定める措置を講じるものとする。
- ② 意向把握・確認の対象

例えば、以下のような利用者の意向に関する情報を把握・確認しているか。

- ア 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。)に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済種類及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、 共済掛金を収受する共済種類について
 - (注) 共済期間が1年以下の傷害共済(契約締結に際し、共済契約者又は被共済者が告知すべき重要な事実又は事項に被共済者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)を除く。
 - (ア) どのような分野の保障を望んでいるか。

(死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちがんなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など)

- (イ) 貯蓄部分を必要としているか。
- (ウ) 共済期間、共済掛金、共済金額に関する範囲の希望、優先する事項が ある場合はその旨
- イ 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を塡補することを約し、 共済掛金を収受する共済種類について
 - (注) 共済期間が1年以下の傷害共済(契約締結に際し、共済契約者又は被共済者が告知すべき重要な事実又は事項に被共済者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)を含む。
 - (ア) どのような分野の保障(補償)を望んでいるか。

(自動車共済、火災共済などの共済の種類)

- (イ) 利用者が求める主な保障(補償)内容
 - (注) 意向の把握に当たっては、例えば、以下のような情報が考えられる。
 - ・自動車共済については、運転者年齢限定保障特約、運転者限定特 約、車両条項等の契約条件の有無など
 - ・建物更生共済については、共済の目的、保障(補償)対象の評価 方法(新価・時価)など
 - ・共済期間が1年以下の傷害共済については、保障(補償)の内容 ・範囲など
- (ウ) 共済期間、共済掛金、共済金額に関する範囲の希望、優先する事項が ある場合はその旨
- ③ 意向把握・確認義務の適用除外(規則第21条の3関係) 既契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、

当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。

④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係

組合及び共済代理店においては、農協法第11条の21に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済が利用者の意向に合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済の仕組みを適切に選択・申込みすることを可能とするため、そのプロセス等を内部規則等で定めるとともに、共済推進を行う役職員及び共済代理店に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。

ア 意向把握に係る体制整備

組合又は共済代理店のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、共済推進のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等(例えば、アンケートや設計書等)であって、 $\Pi-4-2-2$ (2) ①アからウに規定する利用者の最終的な意向と比較した利用者の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。

(注) 利用者の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報の 保護に関する法律(利用目的の明示や第三者提供に係る同意等)など の関係法令等を遵守する必要があることに留意する。

イ 意向確認に係る体制整備

規則第30条第1項及び規則第21条の4に規定する措置に関し、組合又は 共済代理店において、契約の申込みを行おうとする共済が利用者の意向に 合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済 の仕組みを適切に選択することを可能とするため、適切な遂行を確認でき る措置を講じているか。 $\Pi-4-2-2$ (2) ①アからウ又はこれと同等 の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。

(注) 規則第21条の2第2項に定める団体共済について、共済契約者である 団体が被共済者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、共済の仕組み が被共済者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保する ため、以下の(ア)から(コ)までのような体制整備と同程度の措置を 講じるものとする。

(ア) 意向確認書面の作成・交付

契約の申込みを行おうとする共済の仕組みが利用者の意向に合致しているものかどうかを、利用者が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、利用者の意向に関して情報を収集し、共済の仕組みが利用者の意向に合致することを確認する書面(以下「意向確認書面」という。)を作成し、利用者に交付するとともに、組合等において保存するものとされているか。

(イ) 意向確認書面の記載事項

意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。

- a 利用者の意向に関する情報
- b 共済契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。
- c その他利用者の意向に関して特に記載すべき事項

例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが 考えられる。

- (a) 当該共済契約の内容では、利用者の意向を全部又は一部満たさな い場合はその旨
- (b) 特に利用者から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意 向を利用者が有する場合はその意向に関する情報
- (c) 当該共済契約の内容が利用者の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨
- d 共済推進担当者の氏名・名称 利用者に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。

(ウ) 意向確認書面の記載方法

意向確認書面は利用者にとって分かりやすい記載とされているか。

なお、利用者の意向に関する情報については、例えば、当該書面にあらかじめ想定される利用者の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、あらかじめ想定できない利用者の意向に関する情報(上記(イ) c)を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。

(エ) 意向確認書面の確認・交付時期

意向確認書面により、共済契約を締結するまでに、利用者が申込みを 行おうとしている共済契約の内容が利用者の意向と合致しているか否か の確認を行う措置を講じているか。

また、利用者が確認した意向確認書面は、利用者の確認後、遅滞なく利用者へ交付する措置を講じているか。

なお、利用者が即時の契約締結を求めている場合や電話による推進の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、利用者の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認の上、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。

(オ) 意向確認書面の記載内容の確認・修正

意向確認書面の記載内容のうち、特に利用者の意向に関する情報(上記(イ) a 及び c) については、利用者に対して事実に反する記載がないかを確認するとともに、利用者から当該部分の記載の修正を求められた場合には、速やかに対応を行うこととされているか。

(カ) 共済契約の内容に関する意向の確認

利用者が申込みを行おうとする共済契約の内容のうち、利用者が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項(主契約や特約ごとの具体的な保障内容、共済掛金(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間を含む。)及び共済金額、共済期間、契約者割戻しの有無など)については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、利用者に対して再確認を促すような工夫がなされているか。

(キ) 意向確認書面の媒体等

意向確認書面については、利用者における保存の必要性を考慮し、書

面(これに代替する電磁的方法を含む。II-4-2-2 (2) ④ (キ)において同じ。)により交付することとされているか。

なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが(申込書と一体で作成することも可能と考えられる。)、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。

また、当該書面は組合又は共済代理店と利用者の双方が確認するために交付される書面であることから、組合又は共済代理店においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。

- (注)電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、利用者の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。
- (ク) 利用者が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応 利用者が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、利用者に対し て、当該書面の役割(契約の申込みを行おうとする共済契約の内容が利

用者の意向に合致するか否かを組合又は共済代理店及び利用者の双方が確認するための書面であること等)を書面等により説明するとともに、 事後に利用者が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検 証できる態勢にあるか。

(ケ) 意向確認書面の記載事項等の検証等

意向確認書面の作成及び交付については、共済の仕組みの特性や共済 推進方法の状況の変化に応じて、また、利用者等からの苦情・相談の内 容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき利用者の意向 に関する情報及びその収集方法等について検証の上、必要に応じ見直し を行うこと等の適切な措置が講じられているか。

(コ) 利用者が共済契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対 応

利用者が共済契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。

- (3) 規則第21条の2第2項に該当しない団体共済の加入勧奨に係る体制整備関係 共済契約者と被共済者との間の密接性、両者の当該団体共済に係る利害関係 及び団体の構成員となるための要件等に照らし、共済契約者と被共済者との間 に一定程度の密接な関係が認められない団体を被共済者団体とする共済につい ては、規則第21条の2第2項の規定に該当しないことから、当該団体共済を締 結した又は取り扱った組合又は共済代理店(自ら団体共済を取り扱った団体を 含む。)が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合におい ては、以下のような体制が整備されているか。
 - ① 加入勧奨に当たっては、例えば、農協法第11条の24第1項に規定する禁止 行為の防止などの規制に準じた取扱いが求められ、当該規制の潜脱が行われ ないような適切な措置が講じられているか。
 - ② 電話による加入勧奨を行う場合には、 $\Pi 4 6 2 1$ (4)を踏まえ

た適切な措置が講じられているか。

(4) 利用者の意向に基づかない保障(補償)重複に係る対応

組合又は共済代理店は、保障(補償)重複のうち、利用者の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新契約や契約の更新・更改(以下「新契約等」という。)に当たって、利用者に対し、保障(補償)重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組を行っているか。

- ① 内部規則等において、保障(補償)重複に係る説明の確実な実施方法等、 保障(補償)重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めている か。
- ② 共済推進担当者に対して、保障(補償)重複に関する適切な教育・管理・ 指導を行っているか。
- ③ 自ら取り扱う共済(特約を含む。)のうち、組み合わせて契約した場合に保障(補償)重複となる共済の組合せの一覧を作成しているか。また、新たな共済の取扱開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。
- ④ 新契約等における共済の仕組みの説明に当たっては、利用者に対し、当該 共済と組み合わせて契約した場合に、保障(補償)重複となる共済契約に既 に加入していないかを確認することとしているか。

また、保障(補償)重複に該当する共済契約に既に加入している場合には、 共済掛金と共済金の関係について明示的に説明した上で、利用者の意向の有 無を確認し、当該利用者の意向を踏まえた適切な内容の保障(補償)を提供 しているか。

- ⑤ 保障(補償)重複に係る利用者に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。
- (5) 規則第22条第1号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として共済契約者が負担することとなる場合があること、被共済者の健康状態の悪化等のため新たな共済契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。 また、利用者が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

- (6) 規則第22条第2号関係
 - ① 共済推進に当たって、共済契約者又は被共済者を威迫する行為その他これ に類似する行為として次に掲げる行為等を行っていないかどうか。
 - ア 利用者に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。
 - イ 共済推進に対する拒絶の意思を明らかにした利用者に対し、その業務若 しくは生活の平穏を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける 等社会的批判を招くような方法により共済推進を行うこと。
 - ② 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、利用者の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいう。
- (7) 規則第22条第3号関係

① 特別利益の提供について

組合又は共済代理店が、共済推進に関し、共済契約者又は被共済者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

- ア 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか
- イ 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、実質的に 共済掛金の割引・割戻しに該当するものとなっていないか
- ウ 当該サービス等の提供が、共済契約者間の公平性を著しく阻害するもの となっていないか

なお、共済連は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止(農協法第10 条第24項)に反する行為を行っていないかについても留意する。

- (注)組合が、共済契約者又は被共済者に対し、共済契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、共済掛金の割引・割戻しに該当し、共済規程に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。
- ② 団体契約の共済推進に当たり、次に掲げる事項について確認を行っているか。
 - ア 対象となる団体が、共済規程に定める要件に該当していること。
 - イ 団体の定足数を満たしていること。
 - ウ 団体割引率、損害率に応じた割引率等の適用が適正なものであること。
- (8) 規則第22条第5号関係
 - ① 共済契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、共済契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。共済の仕組みの特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする((8)において同じ。)。
 - ア パンフレット、ご契約のしおり等共済推進のために使用される文書及び 図面
 - イ ポスター、看板その他これらに類似する物による広告
 - ウ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告
 - エ インターネット等による広告
 - オ その他情報を提供するための媒体
 - ② 次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。
 - ア 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
 - イ 共済契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的 に示さず一部のみを表示すること。
 - ウ 共済契約の契約内容について、長所のみを殊更に強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
 - エ 社会通念上又は取引通念上同等の共済の種類として認識されない共済契約又は保険契約(以下「共済契約等」という。)の比較について、あたか

- も同等のものとの比較であるかのように表示すること。
 - (注) 例えば、自動車共済の特約に含まれる重要な事項に相違がある共済 の仕組みの比較を行う場合等には、契約内容の相違を明確に記載する 等、利用者が同等の共済の仕組みと誤解することがないよう配慮した 記載を行うことが求められる。
- オ 現に提供されていない共済契約等の契約内容と比較して表示すること。
- カ 他の共済契約等の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、 当該共済契約等を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示 すること。
- ③ 他共済又は保険商品(以下「他の保険商品等」という。)との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他の保険商品等の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。
 - ア 共済期間
 - イ 保障内容(共済金等を支払う場合、主な免責事由等)
 - ウ 引受条件(共済金額等)
 - エ 各種特約の有無及びその内容
 - オ 共済掛金率・共済掛金 (なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。)
 - カ 共済掛金の払込方法
 - キ 払込共済掛金と満期共済金との関係
 - ク その他共済契約者等の保護の観点から重要と認められるもの
- (9) 規則第22条第6号関係
 - 規則第22条第6号に抵触する次に掲げるような行為を行っていないかどうか。
 - ① 予想契約者割戻しに関し規則第22条第6号に抵触する行為には、次のような行為が考えられる。
 - ア 実際の契約者割戻額が、表示された予想契約者割戻額から変動し、ゼロ となる年度もあり得る旨を予想契約者割戻しと併記して表示しないこと。
 - イ 表示された予想契約者割戻額が、将来の受領額の目安として一定の条件 下での計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条 件の内容を表示しないこと。
 - ウ 契約者割戻しの仕組み(契約者割戻しは支払時期の前年度決算により確定する旨等)、支払方法(据置割戻方式、共済掛金相殺方式、共済金買増方式、現金支払方式等の別)その他予想契約者割戻しの前提又は条件となる事項について表示しないこと。
 - エ 特別割戻し(ミュー割戻し)を表示する場合に、普通割戻しと区別しないで表示すること。
 - ② 予想契約者割戻しの表示を行う場合には、割戻率が直近決算の実績割戻率 (確定するまでの間は、その直前の実績割戻率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された割戻率とする。以下同じ。)で推移すると仮定して算定した割戻額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差割戻(ラムダ割戻しを含む。)率(契約者割戻しを積み立てる場合は、

契約者割戻しの据置利率も含む。)が、直近決算の実績割戻しの利差割戻率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上(ただし、実績割戻率を下回る利差割戻率の下限は0%)の範囲内で推移すると仮定して算定した契約者割戻額も併せて表示しているか。

② ②の場合において、予想契約者割戻し及び上記①の要件を満たした書面等 が共済契約者等に提示されているか。

(10) 規則第22条第10号関係

次に掲げるような組合の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

- ① 農協法第54条の2に規定する業務報告書に記載された数値又は同第54条の3に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、組合の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。
- ② 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。
- ③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該組合の共済契約の支払が保証されていると誤認させること。
- ④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。
- ⑤ 他の共済団体又は保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該共済団体等の信 用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

(11) その他

- ① 告知事項·告知書
 - ア 保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となった ことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約者等が 告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例 えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といっ たような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなもの となっていないか。
 - イ 告知書の様式は、共済契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした ものとなっているか。
- ② 保険法対応

保険法において、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員及 び共済代理店が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

③ その他

ア 本人確認等の措置

共済推進(名義変更等による契約の変更を含む。)に関して、架空契約 や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を防止するため に、以下の措置が採られているか。

- (ア) 挙績を指向するあまり、共済約款の規定による貸付けを不正に利用した共済推進、特定の共済代理店に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過共済契約等の不適正な行為の防止
- (イ) 架空契約や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を

防止するための次の措置

- a 共済契約者(法人、個人事業主を含む。)について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人(個人事業主を含む。)の存在が確認できる書類による確認、共済証書を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った共済掛金収納機関からの確認、役員等(組合の役員若しくは使用人又は共済代理店の役員若しくは使用人をいう。以下同じ。)の訪問や組合が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し共済契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。
- b 共済契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転 免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、役員等の 訪問や役員等が直接面接することによる確認その他適切な方法による 被共済者の本人確認の措置が講じられているか。
- イ 法人等の財テク等を主たる目的とした共済契約又は当初から短期の中途 解約を前提とした共済契約等の共済事業本来の趣旨を逸脱するような共済 推進を行わせないなど、それぞれの共済の仕組みの特性に応じ、その本来 の目的に沿った利用が行われるための適切な共済推進に対する措置が講じ られているか。
- ウ 共済推進を行う役職員には、次の業務を行わせないなど、信用事業を悪 用した共済事業の不祥事件を未然に防止するための措置が講じられている か。
- (ア) 貯金口座の開設 (ただし、複数人の確認を得ないと口座開設をすることができないなど、不正な口座開設を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)
- (イ)共済契約者等の貯金通帳及び印鑑等の預かり(ただし、全ての系統金融機関のATMにおいて、貯金通帳のみでは出金できない措置を講じていること及び窓口業務を行う職員等が共済契約者等に対して出金の確認を行うことなど、不正な出金を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)
- エ 支払能力の充実の状況に関する基準

農協法第11条の18により、農林水産大臣は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることとされているところである。組合は生命共済・損害共済を兼営している点で保険会社とは財務内容が異なっていることから、保険会社が算出する「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較することは利用者に誤解を与えるおそれがあり適当ではない。

このため、同法に基づき算出された数値を組合が公表・活用するに当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用 するとともに、当該数値が保険会社のソルベンシー・マージン比率と単 純に比較できない旨の脚注を記載すること。

- (イ) 共済推進に当たって支払余力比率を使用する場合においては、保険会 社の「ソルベンシー・マージン比率」と組合の「支払余力比率」を明確 に区分して説明すること。
- (ウ) 「支払余力比率」を用いる場合においては、常に、当該数値が保険会 社の「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較できない旨を説明す るなど、利用者に誤解を与えることがないよう適切な措置を講ずること。
- オ 共済契約の締結の申込みがあったにもかかわらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、利用者の理解が得られるよう努めているか。

Ⅱ-4-2-3 団体扱契約関係

団体扱契約の監督事務に当たっての留意点として、組合の経営の健全性の確保 及び共済契約者等の保護の観点から、団体の代表者に支払う集金手数料について は、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに 実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

Ⅱ-4-2-4 他人の生命の共済契約

他人の生命の共済契約についての契約締結に関して、組合の監督に当たっての 留意点は、被共済者等の保護及び組合の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点 から、以下のとおりとする。

(1) 目的·趣旨

- ① 団体(個人事業主を含む。以下同じ。)が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等を被共済者とする個人共済契約(以下「法人契約」という。)については、以下のア又はイの目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。
 - ア 遺族及び従業員の生活補償のための団体の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則(以下「遺族補償規定等」という。)により定められた弔慰金・死亡退職金等(以下「弔慰金等」という。)の支払財源確保
 - イ 従業員等の死亡に伴い団体が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業 継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保
 - (注)被共済者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被共済者が共済金受取人や共済金の額など共済契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。
 - ・ 特に生命共済については、被共済者に対して加入申込書の写しや 契約の内容を記載した書面の交付を行う。
 - ・ 被共済者がどのように契約の内容を認識できるようになっている かを組合が共済契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具 体的な記録として残す。

さらに、被共済者に対して交付する共済契約の内容を記載した書面 等に、被共済者が家族に当該共済契約への加入を説明することを促す 文言を記載するなど、組合は被共済者本人がその家族等、必要と考え る者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。

- ② 全員加入団体定期共済(全員加入団体を対象とする団体定期生命共済をいう。以下同じ。)の契約は、当該共済の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払財源を保障すること、又は、従業員死亡に伴い団体が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(団体の経済的損失)を保障する契約内容とするなど、当該共済契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。
 - (注)被共済者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法 によって被共済者が共済金受取人や共済金の額など共済契約の内容を確 実に認識できるような措置を講じているか。
 - 被共済者に対して共済契約の内容を記載した書面の交付などを組合から行う。
 - ・ 被共済者がどのように共済契約の内容を認識できるようになっているかを組合が共済契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。

(2) 団体の範囲等

- ① 団体及び被共済団体の範囲が明確に定められているか。
- ② 団体所属員の加入率に応じた一契約の最低被共済者数及び最高共済金額が明確に定められているか。
- ③ 任意加入団体を対象とする全員加入団体定期共済は、団体の加入率(被共済者数/有資格者数)が適正に定められているか。
- ④ 被共済団体に配偶者、子及び退職者等を含める場合には、加入方法等が全員加入団体定期共済の趣旨に則ったかたちで適正に定められているか。
- (3)被共済者同意の確認
 - 他人の生命の共済契約に係る被共済者の同意の確認について、共済規程に定められる以下のような方法により適正に行われているか。
 - ① 個人共済又は法人契約の場合は、共済契約申込書等の被共済者同意欄に被共済者本人の同意の記録による確認
 - ② 団体が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等全員を被共済者とする共済契約で上記①によらない場合は、以下のいずれかの措置を講じているか。
 - ア 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類及び被共済者となることに 同意した者全員の同意の記録の確認のための措置
 - イ 以下に掲げる全ての書類の確認のための措置
 - (ア) 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類
 - (イ) 共済契約者となるべき者が被共済者となるべき者全員に共済契約の内容を通知した旨の確認書
 - (ウ) 被共済者となることに同意しなかった者の名簿

(4) 共済金額の定め方

① 法人契約における共済金額の設定については、共済契約の目的・趣旨を踏まえ、共済金額の引受基準等の措置が、モラルリスクの排除の観点から適切に運用されているか。

なお、従業員等の死亡に伴い団体が負担する代替雇用者採用・育成費用、

事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を共済契約の目的・趣旨に含める場合の共済金額は、過大とならないよう共済契約締結時において、年収、勤続年数、職位や団体の規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。

また、従業員に係る共済金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。

- ② 全員加入団体定期共済の共済金額の設定については、遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とするなど、当該共済の目的・趣旨(II-4-2-4(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。
- (5) 遺族補償規定等にリンクした共済金支払の確保

他人の生命の共済契約であって遺族補償規定等に基づき被共済者である従業 員に対し、共済金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払に充当すること が確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点 から、共済金請求時に共済契約者から、

- ① 被共済者又は労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条等に 定める遺族補償を受けるべき者(以下「受給者」という。)の共済金請求内 容の了知を確認する書類(なお、この了知を確認する書類には共済金受取人 や共済金の額等共済契約の内容が記載されているか。)、又は被共済者若し くは受給者が金銭を受領したことが分かる書類の取付け、
- ② 被共済者又は受給者への支払記録等の取付け 等、被共済者又は受給者に対する情報提供、共済契約の目的に沿って共済金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

Ⅱ-4-2-5 直接支払いサービス

組合又は共済代理店は、共済推進等を行うに当たって、共済金を受け取るべき者の選択により、直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービスの内容・水準に言及する場合には、以下のような点に留意し、規則第30条の5に規定する措置が講じられているかどうか及び規則第21条の2第3項第4号及び規則第22条の29第1項第2号に規定する情報の提供が行われているかどうかを確認するものとする。

- (1) 共済推進時に共済契約者又は被共済者に対して、以下に掲げる事項の情報提供が行われているか。
 - ① 共済金を受け取ることができること(提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務付けられないこと)
 - ② 提携事業者の選定基準(提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。)
 - ③ 直接支払いサービスを受ける場合において、共済金が財・サービスの対価 に満たないときは、利用者が不足分を支払う必要があること (余剰が生じた 場合には、余剰分を共済金として受け取ることができること)
 - ④ 当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース
- (2) 共済契約者、被共済者、共済金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手

数料その他の報酬を得ていないか。

- (3) 提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や共済金を 受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの 手続を定めているか。
- (4) 提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の 提携事業者の入れ替えなど、共済推進時に共済契約者又は被共済者に説明した 内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持す るための措置を講じているか。
- (5) 共済事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務付けられるものではない(共済金を受け取ることができる) 旨を、改めて、共済金を受け取るべき者に説明しているか。

Ⅱ-4-3 共済代理店関係

共済代理店において共済契約を締結する場合に共済契約者保護を図るためには、 組合はもとより共済代理店においても、共済代理店の適正な業務運営を確保する 必要がある。このため、次のような点について、組合及び共済代理店の取組状況 等を確認することとする。

Ⅱ-4-3-1 適正な共済代理店体制の確立

- (1) 共済代理店の委託・届出
 - ① 共済代理店の委託に当たって、その適格性が審査されているか。審査基準が整備されているか。
 - ② 農協法第97条に規定する届出が行われているか。
 - ③ 共済代理店の委託に当たって、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令や共済契約に関する知識、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務遂行能力(組合員資格の確認能力、員外利用制限の遵守能力を含む。)、本来業務の事業内容、事業目的等について、以下の点を確認し、審査しているか。ア 共済契約者等の保護及び共済契約の締結の代理又は媒介の公正を確保するための内部管理態勢及び共済推進管理態勢が整備されていること。
 - イ 本来の事業目的・事業内容に照らし、共済契約の締結の代理又は媒介を 業務として行うに適した者であること。
 - ウ 共済代理店において、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務に従 事する役員又は使用人については、以下の要件を満たすことに留意する必 要がある。
 - (ア) 共済代理店から共済契約の締結の代理又は媒介に関し、適切な教育・ 管理・指導を受けて共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務を行う 者であること。
 - (イ)使用人については、上記(ア)に加えて、共済代理店の事務所に勤務 し、かつ、共済代理店の指揮監督・命令のもとで共済契約の締結の代理 又は媒介に関する業務を行う者であること。
- (2) 共済代理店の教育・管理・指導 組合においては、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守(組

合員資格の確認、員外利用制限の遵守を含む。)、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(利用者情報の適切な管理を含む。)等について、指導基準を明確化し、共済代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。また、育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。

- ① 共済代理店では組合への加入手続(勧誘、取次ぎを含む。)は行えないことを指導しているか。
- ② 共済代理店等の教育について

共済の仕組みの特性に応じて、利用者が十分に理解できるよう、共済の仕組みに関する十分な知識や共済契約に関する知識の付与及び適切な共済契約の締結の代理又は媒介のための十分な教育を行っているか。

- ③ 共済代理店の管理・指導について
 - ア 組合の役職員が自ら共済推進した共済契約を共済代理店に付け替える (いわゆる付績契約)等の行為を排除するための措置を講じているか。ま た実行しているか。
 - イ 共済代理店に対して、収受した共済掛金を自己の財産と明確に区分し、 共済掛金等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。
 - ウ 共済代理店に対して、共済掛金の領収に当たって、次のような行為を行 わせないよう教育、管理、指導を行っているか。
 - (ア) 共済掛金の全部又は一部の支払を受けずに領収証を交付していないか。
 - (イ) 領収は組合所定の領収証に限定されているか。
 - (ウ) 手形による共済掛金の領収が行われていないか。
 - (エ) 共済掛金口座振替契約であるにもかかわらず、正当な理由なく手集金がされていないか。
 - (オ) 共済掛金の振替口座が、正当な理由なく共済契約者以外の名義の口座 となっていないか。
 - エ 共済代理店に対して、受領した共済掛金等を受領後遅滞なく組合に納付するよう教育、管理、指導を行っているか。
 - オ 共済証書が、正当な理由なく共済代理店を介して共済契約者へ交付されていないか。
 - カ 共済金が、共済代理店を介して共済契約者等へ給付されていないか。
 - キ 共済代理店と締結する代理店委託契約書において共済代理店が遵守すべき事項を定めているか。
- ④ 共済代理店に対する監査について

共済代理店への共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務内容について、 以下のような点も含めて、監査等を適切に実施し、共済代理店の共済推進の 実態や共済掛金の収受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導 を行っているか。

また、監査等において内部事務管理が不適切であることが判明した共済代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。

ア 共済代理店に対する監査等の周期は、共済代理店業務の品質を確保する 上で有効なものとなっているか。

- イ 監査等を実施する共済代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を 行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直し を行っているか。
- ウ 監査等の手法として、無通告での訪問による監査等を実施できる態勢を 整備しているか。
- ⑤ 法令違反等著しく不適切な行為が認められる共済代理店について、委託契約の解除等の対処がなされているか。

Ⅱ-4-3-2 共済代理店の体制整備義務(農協法第11条の22関係)

共済代理店においては、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務(自らが締結の代理又は媒介を行った団体共済に関する共済契約に加入させるための行為に関する業務その他の共済契約の締結の代理又は媒介の業務に密接に関連する業務を含む。)について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。

- (注) 共済代理店の役員又は使用人については、当該共済代理店が共済推進の適 切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合に は、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられる。
- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(利用者情報の適正な管理を含む。)等について、 社内規則等に定めて、共済契約の締結又は媒介に関する業務に従事する役員又 は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。
- (2) 利用者情報管理(外部委託先を含む。)については、共済代理店の規模や業務特性に応じて、基本的にII-4-7に準じるものとする。
- (3)組合のために共済契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。
 - (注) 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「組合と利用者との間で中立である」と利用者が誤解するおそれがある点に留意する。
- (4) 上記のほか、共済代理店による共済推進管理態勢については、共済代理店の規模や業務特性に応じて、II-4-2-1から II-4-2-4 に準じて扱うものとする。
- (5) 共済代理店の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて農協法第11条の25で準用する保険業法(以下「準用保険業法」という。)第305条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用保険業法第306条又は同法第307条第1項に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-4-3-3 共済代理店に係る自己契約の禁止(農協法第11条の23関係)

(1) 自己契約

組合において共済代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導をしているか。

(2) 特定契約

共済代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を共済契約者 又は被共済者とする共済契約(以下「特定契約」という。)の締結の代理又は 媒介を主たる目的(取扱共済掛金に占める特定契約の共済掛金の割合が5割を 超えること)とすることは、農協法第11条の23の趣旨に照らし問題があるため、 以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理・指導を行い、 もって共済契約の締結の代理又は媒介の公正を確保するよう努めているか。

- ① 以下に掲げる者(以下「特定者」という。)を共済契約者又は被共済者と する共済契約を特定契約として把握しているか。
 - ア 共済代理店本人と生計を共にする親族(姻族を含む。)及び生計を共に しない2親等以内の親族(姻族を含まず。)
 - イ 共済代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族(姻族を含まず。)が常勤役員である法人(法人でない社団若しくは財団を含む。以下、 $\Pi-4-3-3$ (2) ①において同じ。)
 - ウ 法人である共済代理店と役職員の兼務関係(非常勤、出向及び出身者を含む。)がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後3年未満の者をいう。
 - エ 法人である共済代理店への出資比率が30%を超えるもの
 - (注) 出資比率の算定方法
 - a 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族(姻族を含まず。)の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人
 - b 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族(姻族を 含まず。)の出資額を合算した額で算出して30%を超えたときの当 該個人
- ② 特定契約の締結の代理又は媒介を主たる目的とする共済代理店の判定を、共済代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。

また、特定契約としない共済契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。

(3) 自己契約又は特定契約に係る収入共済掛金の割合が30%を超えた場合には、 速やかに改善するよう共済代理店を指導しているか。

Ⅱ-4-3-4 帳簿関係

農協法第11条の25に規定する共済代理店は、社内規則等に、規則第22条の4に 規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。

Ⅱ-4-3-5 事業報告書

共済代理店の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。

- (1) 規則別紙様式第1号(1)
 - 「1. 事業概要」の記載に当たっては、以下に留意する。
 - ① 「(1)共済代理店委託契約締結年月日」欄は、委託契約を締結した組合ごとに記載する。
 - ② 「(5)役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがな

いものについては、空欄とする。

- ③ 「(12)委託を受けている組合数の推移(直近3ヵ年度)」欄は、各期末の 状況を記載する。
- ④ 「(17) 共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情処理に関する事項」「ロ 苦情の件数」欄は、組合に報告した数について各期末の状況を記載する。
- (2)規則別紙様式第1号(2)上記(1)に準じて取り扱う。
- (3) 事業報告書は、行政庁に提出する。

Ⅱ-4-3-6 共済代理店における員外利用の管理等

組合が員外利用制限を遵守するためには、共済代理店を含めた員外利用の管理が必要である。このため、員外利用率が限度を超えるおそれがある場合又は超えている場合には、その状況を共済代理店に通知するなど適正な員外管理が行われているか確認するものとする。また、共済代理店においても組合員資格を確認し、共済代理店委託契約を締結している組合(以下「所属組合」という。)の員外利用割合が5分の1を超過する可能性がある場合等は引受けを制限する等の対応が適切に行われているか確認するものとする。

なお、共済代理店が組合の指示に従わない場合等には、組合は共済代理店との 委託契約を解除できることとされている。

Ⅱ-4-3-7 自動車損害賠償責任共済

規則第48条に規定する自動車損害賠償責任共済は、自動車の登録・車検制度と 密接に関連しており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任共済証明書を 交付する必要があることから、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた共済 代理店に証明書の発行権限を付与する。これらの共済代理店に対して、共済掛金 の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導するものとする。

Ⅱ-4-3-8 共済代理店の届出関係

共済代理店の届出事務(届出書の受理)に当たっては、以下の点に留意して行うこととする。

(1) 届出

規則第226条による届出は、所属組合が行うこととする。なお、所属組合は、 共済連を代理人として届出を行うことができる。

(2) 代理届出を行う共済連

共済連が代理人として届出をしようとするときは、共済連において、届出書 及び理由書を取りまとめ、所属組合の組合長等の名義をもって行わせるものと する。

(3) 届出書の添付書類

規則第226条に規定する「その他の参考となるべき事項を記載した書類」は、 設置の場合にあっては、共済代理店委託契約書案とする。なお、当該書類については、共済連が代理人として複数の所属組合を取りまとめて提出する場合で あって、かつ、当該書類の内容が同一である場合には、1部でもって足りることとする。

Ⅱ-4-4 保険会社の業務の代理

Ⅱ-4-4-1 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

組合が保険募集(保険業法第2条第26項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、同法第276条に規定する登録等が必要であるだけでなく、同法第300条、第305条等の規制の下に行われることとなる。したがって、これらに基づき、当該保険募集が適正に行われているかどうかを確認するものとする。

Ⅱ-4-4-2 保険募集を行う場合における員外利用の管理

規則第2条第3項では、保険募集は組合員の利用分量の5分の1を超えない範囲に限り利用させることができることとされているが、その算定に当たっては、次に掲げる方法により行うことを指導するとともに、組合員資格の確認及び員外利用制限の遵守に当たっては、一般監督指針II-1-2-2により指導するものとする。

(算定方法)

組合員以外の者からの保険料/組合員からの保険料

なお、保険料とは保険契約の締結の代理又は媒介により契約した保険の保険料で、実際に払い込まれた額により計算するものとし、分割払いの保険契約及び保険期間が1年を超える保険契約にあっては、当該保険契約の保険期間が終了するまでの間毎年、1年当たりの額に換算するものとする。

Ⅱ-4-4-3 監督手法・対応

員外利用率が5分の1を超えていることが判明した場合には、当該利用率を超えるに至った事由及び是正計画について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-4-5 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む。)

Ⅱ-4-5-1 意義

(1) 相談・苦情・紛争等(苦情等) 対処の必要性

利用者からの相談、苦情、紛争等(苦情等)に迅速かつ適切に対応し、利用者の理解を得ようとすることは、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り共済・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性は更に高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に共済・サービスに関する苦情処理・ 紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度(ADRについて(注)参 照)が導入されており、組合においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切 に苦情等に対処していく必要がある。

(注) ADR (Alternative Dispute Resolution)

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の 解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟 な紛争解決が期待される。

(2) 対象範囲

組合の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがあり得る。組合には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、組合には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、組合においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」、「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

Ⅱ-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ-4-5-2-1 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、共済・サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。

組合は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、利用者から申 出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を 整備する必要がある。

Ⅱ-4-5-2-2 主な着眼点

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1)経営陣の役割

経営管理委員会及び理事会は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続(事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。)を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により、内部規則等を組織内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則等(苦情等対処に関するものに限らない。)の支所・支店(事務所)に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

(3) 苦情等対処の実施態勢

- ① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
- ② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う 態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、 個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に 報告を行う態勢を整備しているか。
- ③ 特に、共済金等の不払に関する苦情等については、当該不払を決定した支払担当部門のみで対処するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他の部門で適切に対処されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- ④ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止 するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
- ⑤ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、電話、手紙、FAX、eメール等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
- ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号)(以下「保護法ガイドライン」と総称する。)に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか(Ⅱ-4-7参照)。
- ⑦ 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、利用者から組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか(Ⅱ-5-1-2(1)⑥参照)。また、当該苦情等について、利用者から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から組合へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。
- ⑧ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別 し、断固たる対応を取るため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等 関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

(4) 利用者への対応

- ① 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも 配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明 (例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等)を行う態勢を整備しているか。
- ③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容 や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、 その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。 なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段(金融ADR制度を含む。)は 任意に選択し得るものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者の選 択を不当に制約していないか留意することとする。
- ④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、 当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応(一般 的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行う対応等)を行う態勢を整 備しているか。

(5)情報共有・業務改善等

- ① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
- ② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容やその対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。
- ③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能が 十分発揮されるよう態勢を整備しているか。
- ④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

(6) 外部機関等との関係

- ① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を 整備しているか。
- ② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組織内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

Ⅱ-4-5-3 金融ADR制度への対応

Ⅱ-4-5-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合

Ⅱ-4-5-3-1-1 意義

利用者保護の充実及び共済・サービスへの利用者の信頼性の向上を図るためには、組合と利用者との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主 に組合と指定ADR機関との間の手続実施基本契約によって規律されているとこ ろである。

組合においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

Ⅱ-4-5-3-1-2 主な着眼点

組合が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「II-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 手続実施基本契約

ア 自らが営む共済事業等(農協法第92条の6第5項第3号に規定する「共済事業等」をいう。以下同じ。)について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。

また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立等の変動があった場合であっても、利用者利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置(新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結等)を講じるとともに、利用者へ周知する等の適切な対応を行っているか。

- イ 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態 勢を整備しているか。
- ② 公表・周知・利用者への対応
 - ア 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名 称及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭 掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、 業務の規模・特性に応じた措置を採っているか。仮に、ホームページに掲 載したとしても、これを閲覧できない利用者も想定される場合には、その ような利用者にも配慮することとしているか。

公表する際は、利用者にとって分かりやすいように表示しているか(例

えば、ホームページで公表する場合において、利用者が容易に金融ADR 制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。)。

- イ 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効の完成猶予等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
- ウ 保険会社が組成した保険商品を組合が販売する場合、当該商品を組成した保険会社といった、組合以外に業態の異なる保険会社も関係することになるため、利用者の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。
- (2) 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

組合が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

- ① 共通事項
 - ア 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な 理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
 - イ 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、 苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、 組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限 り、その判断の理由(正当な理由)について説明する態勢を整備している か。
- ② 紛争解決手続への対応
 - ア 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、 速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
 - イ 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応 するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を 整備しているか。
 - ウ 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(農協法第92条の7)等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の 必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ-4-5-3-2 指定ADR機関が存在しない場合

Ⅱ-4-5-3-2-1 意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。組合においては、これらの措置を適切に実施し、共済・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充実を確保し、共済・サービスへの利用者の信頼性の向上に努める必要がある。

Ⅱ-4-5-3-2-2 主な着眼点

組合が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を 踏まえ、利用者からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切 に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に 陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「 $\Pi-4-5-2$ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

- ① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択
 - ア 自らが営む共済事業等の内容、苦情等の発生状況及び事業地区等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組を行うことが望ましい。
 - a 苦情処理措置
 - (a) 苦情処理に従事する職員への助言・指導を一定の経験を有する消費 生活専門相談員等に行わせること
 - (b) 自組合で業務運営体制・内部規則を整備し、公表等すること
 - (c) 認定投資者保護団体を利用すること
 - (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
 - (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
 - (f) 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること
 - b 紛争解決措置
 - (a) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解 決手続を利用すること
 - (b) 認定投資者保護団体を利用すること
 - (c) 弁護士会を利用すること
 - (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
 - (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
 - (f) 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること
 - イ 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、 苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備し ているか。
 - ウ 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(規則第30条の7第1項第5号及び同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。
 - エ 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委 託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費 用負担に関する事項等についてあらかじめ取決めを行っておくことが望ま しい。
 - オ 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用者の 費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の

申立ての障害とならないような措置を講じているか。

② 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する(II-4-5-1(2)参照)。

- (2) 苦情処理措置(自組合で態勢整備を行う場合)についての留意事項
 - ① 消費生活専門相談員等による職員への助言・指導態勢を整備する場合 ア 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従 事する職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
 - イ 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、 必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整 備しているか。
 - ② 自組合で業務運営体制・内部規則を整備する場合
 - ア 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び内部規則を適切に整備すると ともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整 備しているか。
 - イ 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務 運営体制及び内部規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、 必ずしも内部規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処 理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにする ため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すこ とが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意す る必要がある。

なお、周知・公表の方法について、II-4-5-3-1-2 (1)②を 参照のこと。

- (3) 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項
 - 周知・公表等
 - ア 組合が外部機関を利用している場合、利用者保護の観点から、例えば、 利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、 外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、利用者にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ま
 - イ 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由 により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は 他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として組合が利用している 外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関 等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。
 - ウ 保険会社が組成した保険商品を組合が販売する場合については、II-4 -5-3-1-2 (1)②ウを参照すること。
 - ② 手続への対応

ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は

関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、 速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に 判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部 機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。

また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

- ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案 (以下「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関の規則等も 踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
- エ 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、 その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
- オ 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速 やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ-4-5-4 各種書面への記載

組合は、各種書面において金融ADR制度への対応内容を記載することが求められている(注意喚起情報等)。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、組合が外部機関を利用している場合、当該外部機関(苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。

Ⅱ-4-5-5 監督手法·対応

金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・組合への信頼性確保の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

監督部局としては、組合の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応じ、農協法第93条に基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、農協法第94条の2に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行政処分を検討するものとする。

この点、指定ADR機関が存在する場合において、組合に手続応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には組合と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、監督部局としては、前述のように、組合の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に利用者と組合との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅱ-4-6 利用者の保護等

Ⅱ-4-6-1 利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行

(1) 主な着眼点

組合が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、利用者の最善の利益を勘案しつつ、利用者に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、組合が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益だけではない「利用者の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や共済・サービス提供も含め、利用者に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、共済代理店についても上記に準じて検証することとする。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、不祥事件届出書等を通じて把握された農協法第11条の24に規定する禁止行為等に係る組合における利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務の遂行上の課題については、利用者の保護を図る等の観点から、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて農協法第93条に基づく報告を求めることを通じて、組合における自主的な業務改善状況を把握することとする。組合における健全かつ適切な運営の確保又は利用者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づく業務改善命令の発出等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、農協法第95条に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、共済代理店についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。

Ⅱ-4-6-2 利用者に対する説明責任、適合性原則

組合は、利用者保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

Ⅱ-4-6-2-1 利用者保護を図るための留意点

- (1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。
- (2) 共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。
- (3) 高齢者に対する共済推進は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、きめ細かな取組やトラブルの未然防止・早期発

見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の取組としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な 取組がなされているか。

- ア 共済推進時に親族等の同席を求める方法。
- イ 共済推進時に複数の役職員による共済推進を行う方法。
- ウ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共 済推進機会を設ける方法。
- エ 共済推進を行った者以外の者が共済契約申込みの受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った仕組みの内容等であることを確認する方法。

また、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、共済推進内容の記録 (録音、報告書への記録等)・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローア ップを行うといった適切な取組がなされているか。

これらの高齢者に対する共済推進に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。

- (注) 高齢化の進展等により、将来的に誰もが認知機能等の低下に直面する可能性が考えられるため、利用者の認知機能等の低下に伴うトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、適切に実行するとともに、これらの高齢者に対する取組について事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。
- (4)組合又は共済代理店が行う電話による新規の共済推進等(転換及び自らが締結した又は共済推進を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為を含む。)は、非対面で、利用者の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等に鑑み、当該行為を反復継続的に行う組合又は共済代理店は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行するとともに、共済推進担当者に対して、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組について、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直し を行っているか。

その際の取組としては、以下の措置を含めた適切な取組がなされているか。

- ① 説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備の上、徹底していること。
- ② 利用者から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。
- ③ 通話内容を記録・保存していること。
- ④ 苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。
- ⑤ 共済推進等を行った者以外の者による通話内容の確認(契約締結に至らなかったものを含む。)及びその結果を踏まえた対応を行っていること。
- (5) 利用者情報は法的に許される場合及び利用者自身の同意がある場合を除き、 第三者に開示していないか。
- (6)貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に

Ⅱ-4-6-2-2 共済事業の運営に関する措置等

- (1) 規則第23条から第30条までに規定する措置等が適正に実施されているか。
 - (注) 当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該利用者ごとの費用控除後の運用実績を利用者に対し明示する 措置を講ずること。
- (2) 規則第23条、第27条及び第29条に規定する措置(以下「当該措置」という。)について、職員及び共済代理店に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。
- (3) 当該措置について、職員及び共済代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (4) 規則第23条第1項第1号に掲げる書面に、以下の事項が記載されているか。
 - ① 当期の運用実績の推移
 - ② 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについて の分析
 - ③ 今後の運用方針
- (5) 規則第23条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項 及び共済契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示に当た っては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されている か。
- (6) 規則第30条第1項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。) に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済(年金共済及び生存共済を除く。) 及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済(損害を塡補することを約した共済を除く。) の契約について、以下の措置が行われているか。
 - ① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下「他の保険契約」という。)を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。
 - ② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等(組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、共済金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。
 - (注) 内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。
 - ア 組合の定める一定金額(以下「共済金の限度額」という。)を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。
 - イ また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラ

ルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

- ③ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限度額以内で共済契約が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。
- ④ 共済金額等(組合が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ⑤ 共済金額の決定に際し、一般社団法人生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は一般社団法人日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。
- (7) 規則第30条第1項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に上記記録を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における 取扱いを規定しているか。

- (8) 規則第30条第1項に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。 (注) 非対面の方式により共済契約の申込みを受ける場合は、次のような点に留意すること。
 - ① 例えば、郵便の場合は書面への記載、電話の場合は口頭、インターネット等の場合は電子的方法による表示により、利用者に対して共済契約の内容の確認を求めること。
 - ② 申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付することが 困難な場合は、申込み後遅滞なく郵送等の方法により交付すること。
- (9) 規則第30条第1項に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。
 - (注)トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。
- (10) 規則第30条第2項に規定する措置に関し、内部規則等を定めるに当たって、 特定死亡共済(規則第30条第2項に規定する特定死亡共済をいう。)の引受け について次の点に留意しているか。
 - ア 共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、特定死亡共済に係る共済金の限度額を具体的に定め、これを超える共済金額による共済の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、同

- 一被共済者の他の特定死亡共済に係る共済金額と通算する旨を定めているか。 イ その他、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護する ため、利用者ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めている か。
 - (注)規則第30条第2項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば生存保障特則付養老生命共済、共済掛金一時払特約付養老生命共済、イベントにおける参加者が事故によって死亡した場合等の共済金の支払を行うための傷害共済、等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。
- (11) 個人利用者に関する情報については、規則第30条の2に基づき、その情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(以下「通則編」という。)3-4-2、3-4-3及び3-4-4の規定に基づく措置が講じられているか。

また、規則第30条の2の2に基づき、個人利用者に関する情報漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合に、速やかに行政庁への報告その他の適切な措置が講じられる体制が整備されているか。

- (注) 共済代理店が、個人情報を他の保険会社の保険募集や共済推進以外の業務での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。
- (12) 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他特別の非公開情報(注)を、規則第30条の4に基づき、通則編3-1-5に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
 - (注)特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。
 - ① 労働組合への加盟に関する情報
 - ② 民族に関する情報
 - ③ 性生活に関する情報
 - ④ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関す る情報
 - ⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報
 - ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - ⑦ 社会的身分に関する情報

Ⅱ-4-6-2-3 特定共済契約における適合性原則

組合及び共済代理店は、準用金融商品取引法第40条第1号及び規則第22条の36第1項第2号の規定に基づき、特定共済契約の販売・勧誘に当たっては、利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的を的確に把握した上で、利用者属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、組合及び共済代理店は、特定共済契約を販売・勧誘する前提として、特定共済契約の内容を適切に把握するための体制を確立する必要がある。また、利用者の属性等を的確に把握し得る利用者管理体制を確立することが重要である。さらに、特定共済契約の内容が利用者の属性等に適合することの合理的根拠があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、利用者に対してこのような合理的根拠を欠く販売・勧誘や、不適当な販売・勧誘が行われないように注意する必要がある。

以上を踏まえ、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、販売・勧誘の方法としては、組合及び共済代理店に来訪した利用者への勧誘、電話による利用者への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところであるが、それぞれの特性に応じた適切な販売・勧誘の方法を検討する必要があることも併せて留意する。

- (注1)団体共済について、共済契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第40条第1号の規定に従った販売・勧誘を行う必要があることに留意すること。
- (注2) 利用者の意向を把握・確認することは適合性原則の遵守に当たっても重要となるため、II-4-2-2 (2) 「農協法第11条の21関係(意向の把握・確認義務)」も適宜参照すること。
- (1) 特定共済契約の内容の適切な把握

組合及び共済代理店が販売・勧誘する個別の特定共済契約について、そのリスク、リターン、コスト等の利用者が特定共済契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該特定共済契約の特性等に応じ、研修の実施、利用者への説明書類の整備等を通じ、販売・勧誘に携わる共済推進担当者が当該情報を正確に理解し、適切に利用者に説明できる体制を整備しているか。

- (2) 利用者の属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底
 - ① 組合及び共済代理店は、特定共済契約の販売・勧誘に当たり、例えば以下の情報を利用者から収集しているか。また、組合及び共済代理店は、既契約者に対する新たな特定共済契約の販売・勧誘に際して、当該情報(アを除く。)が変化したことを把握した場合には、利用者に確認を取った上で、登録情報の変更を行う等適切な利用者情報の管理を行っているか。
 - ア 生年月日(利用者が自然人の場合に限る。)
 - イ 職業(利用者が自然人の場合に限る。)
 - ウ 資産、収入等の財産の状況
 - エ 過去の金融商品取引契約(金融商品取引法第34条に規定する「金融商品取引契約」をいう。)の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類
 - オ 既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定共済契約の 共済掛金に充てる場合は、当該金融商品の種類
 - カ 特定共済契約を締結する動機・目的その他利用者のニーズに関する情報
 - ② 組合及び共済代理店は、特定共済契約の販売・勧誘に当たり、利用者から収集した①の情報の内容に則して適切な勧誘を行っており、当該利用者の保

護に欠けることとなっていないか。

- ③ 組合及び共済代理店は、準用金融商品取引法第37条の3の契約締結前交付書面(契約概要及び注意喚起情報)の交付に関し、あらかじめ、利用者に対し、書面の内容について①の情報の内容に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。
- ④ 組合は、組合又は共済代理店が、事後的に販売・勧誘の適切性を検証できるようにするため、利用者から収集した①の情報について、以下のような体制を整備しているか。
 - ア 利用者から組合又は共済代理店が収集した①の情報を適切に保管するための体制
 - イ 共済推進担当者が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、アの情報を活用できるための体制
- ⑤ 組合は、特定共済契約の引受けを判断するに当たり、利用者から収集した ①の情報及び必要に応じて④により既に保管している①の情報を効果的に活 用しているか。
- (3) 特定共済契約の販売・勧誘に際しての合理的根拠についての検討・評価
 - ① 組合及び共済代理店は、利用者に対する特定共済契約の販売・勧誘に先立ち、その対象となる個別の特定共済契約や当該利用者との一連の取引の頻度・金額が、把握した利用者属性等に適うものであることの合理的根拠があるかについて検討・評価を行っているか。
 - ② その検討・評価を確保する観点から、組合及び共済代理店は、特定共済契約の特性等に応じ、あらかじめ、どのような考慮要素や手続をもって行うかの方法を定めているか。
- (4) 不適当な販売・勧誘行為

利用者に対する不適当な販売・勧誘行為として、例えば、以下のような特定共済契約の販売・勧誘が行われていないか。

- ① 組合又は共済代理店が、元本の安全性を重視するとしている利用者に対して、元本の棄損リスクがある商品を販売・勧誘する行為
- ② ①のような行為において、組合又は共済代理店が、当該特定共済契約に適合するような取引目的への変更を、当該利用者にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為
- (5)組合及び共済代理店の内部監査部門等においては、本項目の遵守状況等についてモニタリングの上、適切に検証がなされているか。また、その検証結果を踏まえ、必要に応じ体制の見直しを行う等、その実効性を確保するための体制構築に努めているか。

Ⅱ-4-6-3 共済金等支払管理態勢

(1) 意義

共済金等の支払は、組合の基本的かつ最も重要な機能であることから、共済金等支払事務が適時・適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要である。

(2) 主な着眼点

- ① 共済金等の支払に係る理事の認識及び理事会の役割
 - ア 理事会は、適切な共済金等支払管理態勢の構築に係る方針を明確に定めているか。
 - イ 理事は、適時・適切な共済金等の支払が健全かつ適切な事業運営の確保 に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
 - ウ 理事会は、共済金等の支払に係る業務全般を管理する部門(以下「支払管理部門」という。)を設置するなど、共済金等支払管理を統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば共済金等支払管理に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。

なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、支払管理態勢の構築に係る方針の変更や支払管理手法に合わせて改善を図っているか。

エ 理事会は、共済金等の支払査定基準の改廃などの共済契約者等の保護に 重大な影響を与えるものについて、十分な検討を行っているか。

また、上記以外の支払管理のための規定についても理事会等への報告が 行われた上で整備しているか。

オ 理事会は、点検・内部監査等を適切に活用し、支払に係る苦情情報や訴訟事案など共済契約者等の利益に重大な影響を与える事案を含めた共済金等の支払及び不払状況(件数、内容等を含む。)について定期的に報告を受け、原因分析に基づいた必要な意思決定や指示を行うなど、把握された支払関係情報を業務の執行及び管理態勢の整備等に活用しているか。

また、理事は、利用者からの支払関係の苦情への対応について、支払管理部門任せとするのではなく、適時・適切に報告を受けることなどにより実態把握を行い、必要な意思決定や指示によって対策を講じることとしているか。

- カ 理事は、適切な共済金等の支払管理態勢を構築するため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成並びにシステムの構築、規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続・書式の整備等についての方針を明確に定めているか。
- キ 理事会は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう、経営 資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行 われているかどうか確認しているか。
- ② 共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割
 - ア 支払管理部門の長及び支払管理に責任を有する理事(以下「共済金等支 払管理者」という。)は、適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認 識しているか。

また、共済金等支払管理者は、部門の担当者に適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。

- イ 支払管理部門は、仕組開発部門、事業推進部門やシステム部門等の関連 する部門(以下「関連部門」という。)や事業拠点等に対して適切な支払 管理態勢を構築するために必要な管理・指導を行っているか。
- ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類・支

払査定基準等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。

- エ 共済金等支払管理者は、支払管理を行う組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。
- オ 共済金等支払管理者は、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、人事ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。
- カ 支払管理部門は、共済金等の支払に係る問題を把握した場合に、関連部 門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じているか。ま た、その状況について理事会等に報告しているか。
- ③ 支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上
 - ア 共済金等支払管理者は、専門性を持った支払査定担当者の確保のための 長期的な展望に基づく人材育成策を策定しているか。
 - イ 共済金等支払管理者は、支払査定能力を維持・向上させるための方法・ 体制を整備しているか。

特に、適切な支払査定を支払査定担当者が行えるよう、医学的知識の習得、約款・特約条項の理解の向上等を図ることを確保するために、一定の研修及び効果測定等の義務付けその他の方策を講じているか。

また、医学の進歩や医療の変化等に対応して、教育・研修内容の見直し を適時・適切に行っているか。

- ④ 関連部門との連携
 - ア 支払管理部門と関連部門は密接な連携を図ることによって、支払時のみならず、共済推進や苦情・紛争処理への適切な対応が行われるような態勢となっているか。
 - イ 共済の仕組開発・改訂に当たっては、仕組開発部門をはじめとする関連 部門は、支払管理部門と適切なスケジュール管理の下、検討事項を十分に 確認した上で、遺漏を防止するためのチェックシート等を活用し、検討を 行っているか。特に、約款解釈について、仕組開発部門、支払管理部門、 コンプライアンス担当部門等において十分な検討が行われているか。また、 その結果が、支払査定基準、査定マニュアル、パンフレット等に適切に反 映されているか。

なお、検討内容等について、理事会等及び共済金等支払管理者に対して、 必要に応じ随時報告を行っているか。

ウ 支払管理部門は、支払査定を行う過程において把握したコンプライアン ス上の問題について、コンプライアンス担当部門に報告する態勢となって いるか。

また、支払管理部門は、必要に応じて、コンプライアンス担当部門及び 関連部門から共済推進時の説明状況等について情報を取得する態勢となっ ているか。

- エ 約款所定の支払事由に該当しないケース、例えば、支払対象外の手術や 1回の入院についての支払日数の限度超過等の請求に関する苦情に対して は、支払管理部門と関連部門は相互連携して、苦情の発生原因を分析した 上で防止するような対応策を検討しているか。
- オ 共済金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢 が整備されているか。
 - (ア) 支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、 理事会で定められた方針に基づき、適切な共済金等支払管理態勢の確立 に向けてのシステム構築を行っているか。
- (イ) 共済の仕組開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互 連携して、適切に支払が行えるようシステム設計、プログラム設計及び テストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システ ムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済の仕組開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-13-2システムリスク管理態勢」も参照すること。

- カ 支払管理部門及び仕組開発部門をはじめとする関連部門は、理事会等及 び共済金等支払管理者に対して、支払管理に関わる経営に重大な影響を与 える情報を網羅し、分かりやすくかつ正確に報告しているか。
- ⑤ 支払管理部門における態勢整備
 - ア 支払管理部門の職員は、共済金等の支払が組合の基幹業務であることを 理解・認識し、適切な共済金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組 を不断に行う態勢となっているか。

また、支払管理部門は、共済金等支払業務のみならず、例えば共済推進、 事故連絡受付及び請求手続並びに苦情・相談への対応などを含む全ての利 用者対応を踏まえた取組が必要であることに留意しているか。

- イ 支払管理部門においては、支払査定の判断や査定結果の妥当性の事後検証に当たって、必要に応じて外部の専門家の意見を反映させているか。また、利用者からの苦情について、利用者の視点に立った分析を行うことなどにより、適切な支払管理態勢の構築及び確立に役立てているか。
- ウ 支払管理部門の職員それぞれの役割及び権限は明確となっているか。例 えば、決裁権限規定においては、共済金等の金額や支払又は支払否とで合 理的な差異が設けられているか。
- エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な共済金等請求手続の説明、共済金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

オ 反社会的勢力などからの不当な請求等に対しては、ゆるぎない対応に遺漏ないようにしているか。

また、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」、「不正請求等防止制度」等の適切な共同利用などにより、契約審査及び支払審査態勢の強化を図っているか。

- カ 共済金等の請求及び支払に当たっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役員等に周知徹底しているか。
- キ 共済推進、事故連絡受付、共済金等請求時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
 - (ア) 支払管理部門は関連部門と連携して、共済推進や事故連絡受付などの それぞれの利用者対応時において、共済金等の請求手続等に関して、十 分かつ分かりやすい説明や請求漏れを未然に防止するための方策を講じ ているか。例えば、ホームページへの掲載のほか、共済金等の支払に関 する説明資料を作成し、共済契約者又は共済金受取人等へ配付すること による情報提供の充実を図っているか。

なお、当該説明資料の記載内容については、少なくとも利用者からの 照会に対応する窓口が明記される必要があるほか、共済金等が支払とな る場合や支払われない場合の具体的事例などが記載されることが望まし い。

- (イ) 共済契約者等に対して支払われる共済金等の種類について、書面等で 分かりやすく案内が行われているか。また、満期共済金、解約返戻金 (消滅時に支払われることとなる返戻金を含む。) 等に関する共済契約 者等への適切な通知が行われているか。
- (ウ) 共済金請求書等の帳票類については、共済の仕組みが多様化している ことなどを踏まえ請求漏れを未然に防止するとともに、分かりやすい内 容となるよう見直しを適時・適切に行っているか。
- (エ) 共済金受取人等が共済金等の請求を行えない場合、当該受取人等に代わる代理人等が請求することができるような手続を整備しているか。
- ク 総損害額が確定する前に共済金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の組合の対応について、被共済者間や被害者間の公平性確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続を定め、内払いを行う場合を例示するなど、被共済者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。
- ケ 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
 - (ア) 共済金等の支払可否の判断に当たっては、立証責任が組合側にあるか、 請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う態 勢となっているか。
- (イ) 高度な法的判断又は医的判断を要するものについては、支払管理部門 の担当者のみで判断せず、必要に応じて外部の専門家の見解を求める態 勢となっているか。
- (ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等 に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。
- (エ) 示談交渉サービスを行う場合には、共済契約者保護のみならず被害者

保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。

- (オ) 同一の共済事故において、支払事務を異なる職員が担当する場合に、 職員間の相互連携が図られる態勢となっているか。
- (カ) 共済金等の支払可否の判断に影響を与える判例等の動向を遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
- (キ) 支払査定マニュアルの内容は体系的・網羅的なものとなっているか。
- (ク) 管理者等が行う二次的なチェック態勢は十分なものとなっているか。
- (ケ) 共済金等の支払漏れ等をチェック・防止したり、支払を促すようなシステム対応は十分なものとなっているか。
- (コ)共済契約者等保護の観点から、例えば、遅延利息の起算日や解除期限 日などの期限の管理は適切に行われているか。
- (サ) 支払管理部門は、共済金等の支払漏れが無く迅速な共済金等の支払が 行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際し て確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、共済金受 取人等から請求を受けてから支払(支払わないこととなる場合にはその 旨の通知)に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じている か。
- (シ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払 (支払わないこととなる場合にはその旨の通知) までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。
- コ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
- (ア) 支払に関する照会や不払時の苦情申出に対して、迅速かつ正確な対応 を行う観点から、職員による適切な対応が行われるための方策を講じて いるか。
- (イ) 共済金受取人等から支払査定の結果に関し苦情申出があった場合等については、支払可否の判断の根拠となった事実関係等について再度の事実確認を実施する態勢となっているか。
- (ウ) 例えば支払査定基準に基づき共済金等の算定を行っている場合に支払 査定基準の内容に則して説明する等、利用者等の問い合わせに応じて共 済金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定 根拠が明確なものとなっているか。
- (エ) 支払否となる場合については、約款等の根拠条文の記載を含めその理由となる説明が、共済金受取人等に対して分かりやすいものとなっているか。
- (オ) 共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、組合の支払査定額と当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被共済者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被共済者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。

- (カ) 苦情等の受付及びその解決に向けた迅速な手続を規定した処理規程を 整備しているか。
- (キ) 共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理 を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療機関等に直接支払う 場合、これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応に努めてい るか。
- サ 支払管理部門においては、以下のような事後的なチェック態勢が整備されているか。
- (ア) 共済金等支払管理者から権限委任されている事項について、適切な権限行使が行われているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。
- (イ)複数の支払部門にまたがるような共済金等の支払について、支払漏れ 防止の観点から、各支払部門が相互に確認する体制を整備するなど、定 期的にチェックを行う態勢となっているか。
- (ウ) 支払共済金等について、共済金受取人等からの申出により請求放棄等の処理がなされた事案が、真に適正な事務処理が行われたかどうかを事後的に検証できる態勢を整備しているか。
- (エ) 支払否とした理由を共済金受取人等に対して説明するためのモデル文書については、苦情・問い合わせ等を通じて把握した課題を踏まえ見直し・改善するような態勢となっているか。また、実際に送付された支払を否とする通知について、当該内容について検証する態勢となっているか。
- (オ) 支払否とした事例について内容を分析し、分析結果を共済金等の支払 を適切に行うための対応策や態勢整備等に役立てているか。
- (カ) 不払に関する苦情については、当該不払を決定した支払担当部門のみで処理するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他部門で当該苦情処理が適切に処理されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- (キ)支払管理態勢の一層の強化の観点から、例えば、外部専門家による支 払査定の妥当性の事後検証の仕組み等を整備しているか。
- シ 共済契約者その他の利用者が、連合会の業務状況を適切に判断できるように、共済金等を支払否とした件数・内容や苦情等に関する情報等の積極 的な情報開示に取り組むことが望ましい。
- ス 共済約款に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を 知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に共済契約者に通知が 行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されている か。

⑥ 内部監査

- ア 代表理事、経営管理委員会会長、経営管理委員会及び理事会は、内部監査が適切な共済金等支払管理態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- イ 内部監査部門は、支払管理部門をはじめとする被監査部門等に対して十

分牽制機能が働く独立した体制となっているか。また、被監査部門等から 不当な制約を受けることなく内部監査を実施しているか。

- ウ 理事会は、支払管理態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部 監査部門において支払実務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 また、内部監査部門は、適切な支払管理態勢の検証を行うような十分な権 能を付与されているか。
- エ 支払管理部門の役職員は、内部監査が適切な支払管理態勢を確立することに重要な役割を果たすことを十分認識し、内部監査の結果に対し適切な 措置を講じているか。
- オ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するための内部監査業務の 実施要領等を作成し、理事会等による承認を受けているか。また、内部監 査部門の長は、実施要領等の適切性・有効性を確認しているか。
- カ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するため、頻度・深度等に 配慮した効率的かつ実効性のある監査計画を策定しているか。
- キ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門及 びその関連部門の全ての業務に対する内部監査を定期的に実施しているか。
- ク 内部監査部門は、経営管理委員会及び理事会に対して、支払管理態勢に 係る内部監査の結果その他の重要な事項を適時・適切に報告しているか。 特に経営に重大な影響を与える問題点については、速やかに報告しているか。 か。
- ケ 内部監査部門は、検査の結果を分析し、これを的確に支払管理部門をは じめとする被監査部門等へ遅滞なく通知しているか。さらに、内部監査部 門は、支払管理部門における改善状況を適切に管理し、その後の内部監査 に反映させているか。

⑦ 監事監査

- ア 共済金等支払に関する監事監査については、業務執行体制の適否を監査 する視点で実施しているか。例えば、利用者からの苦情の状況からうかが える利用者サービスの問題等と共済推進管理関係に係る問題等を関連付け て総合的に監査することとしているか。
- イ 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。
- ウ 監事は、共済金等支払管理者等に対するヒアリングや支払管理部門に対 する往査など、共済金等の支払実務そのものに対する直接的な監査を実施 しているか。
- エ 監事は、経営管理委員会、理事会及び監事会に対して、共済金等の支払 に関する監査結果その他の重要な事項を適時・適切に報告しているか。

(3) 監督手法・対応

共済金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-4-7 利用者等に関する情報管理態勢

Ⅱ-4-7-1 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人利用者に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドラインの規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

(注)個人利用者に関する情報管理の実施に当たっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号)を参考にすること。

また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、組合は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報(以下「利用者等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ-4-7-2 主な着眼点

- (1) 利用者等に関する情報管理態勢
 - ① 経営陣は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立(部門間における適切な牽制の確保を含む。)、内部規則の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
 - ② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、 研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の第三者への伝 達については、利用者に対する守秘義務、説明責任及び信頼性の確保の観点 から検討を行った上で取扱基準を定めているか。
 - ③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等)、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化等の対策を含め、利用者等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④ 利用者等に関する情報の取扱いを委託(注)する場合は、以下の措置を講じているか。

- (注) 「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、組合が共済代理店を含む他の者に利用者等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む(以下、 $\Pi-4-7-2$ において同じ。)。
- ア 共済代理店を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
- イ 共済代理店を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、 適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていること を確認しているか。
- ウ 共済代理店を含む外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス 権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。 その上で、共済代理店を含む外部委託先においてアクセス権限が付与さ れる役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。 さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること 等を防止するため、共済代理店を含む外部委託先において定期的又は随時 に、利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含 む。)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認 しているか。

- エ 二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が 再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認して いるか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自組合による直 接の監督を行っているか。
- ⑤ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、 行政庁への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

⑥ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

- (2) 個人利用者に関する情報管理
 - ① 個人利用者に関する情報については、規則第30条の2に基づき、その情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として通則編3-4-2、3-4-3及び3-4-4の規定に基づく措置が講じられているか。

また、規則第30条の2の2に基づき、個人利用者に関する情報漏えい等が

発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合に、速やかに行政庁への報告その他の適切な措置が講じられる体制が整備されているか。

- (注) 共済代理店が、個人情報を他の保険会社の保険募集や共済推進以外の 業務での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのない よう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分 に留意する必要がある。
- ② 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他特別の非公開情報(注)を、規則第30条の4に基づき、通則編3-1-5に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
 - (注)特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。
 - ア 労働組合への加盟に関する情報
 - イ 民族に関する情報
 - ウ 性生活に関する情報
 - エ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報
 - オ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報
 - カ 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - キ 社会的身分に関する情報
- ③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。
 - ア クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
 - イ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ 一画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置 を講じているか。
 - ウ クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、共済代理 店を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するための ルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、 点検又は立入検査を行っているか。
 - エ クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して組合による直接の監督を行っているか。
- (3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止
 - ① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
 - ② 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や内部規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組を行っているか。
 - ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連す

る有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公 正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

Ⅱ-4-7-3 監督手法・対応

利用者等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。

(注)個人情報については、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律に おける事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を採る場合があ ることに留意すること。

Ⅱ-4-8 利用者等の利益の保護のための体制整備

Ⅱ-4-8-1 意義

利益相反(組合及びその子金融機関等が行う共済事業関連業務に係る取引に伴い、その利用者等の利益が不当に害されることをいう。以下同じ。)の弊害は、組合の共済事業に係る部門間、又は組合とその子金融機関等のいずれとの間でも起こり得る問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報を組合とその子法人等で授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、組合及びその子金融機関等で構成される共済事業グループにあっては、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、組合が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することによって、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するに当たっては、共済事業グループ会社の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、組合又は共済事業グループにおけるレピュテーショナル・リスクの観点についても配慮する必要がある。

一方、共済事業グループ会社の中には、当該組合の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、組合が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、組合が共済事業グループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

Ⅱ-4-8-2 主な着眼点

- (1) 利益相反のおそれがある取引の特定等
 - ① 利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。
 - ② 利益相反を特定するプロセスは、組合や共済事業グループ会社の業務活動 の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。

また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

(2) 利益相反管理の方法

利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。

- ① 共済事業に係る部門の分離(情報共有先の制限) 情報共有先の制限を行うに当たっては、利益相反を発生させる可能性のあ る部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業 務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。
- ② 取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止 取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うに当たり、共 済事業グループ会社の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含 め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。
- ③ 利益相反事実の利用者等への開示 利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由(他の管理方法を選択しなかった理由を含む。)等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。

(3) 利益相反管理態勢等

- ① 利益相反を管理・統括する部署(以下「利益相反管理統括部署」という。)を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。
- ② 利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。

また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。

- ③ 利益相反管理統括部署は、その共済事業グループ会社の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
- ④ 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた内部規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び共済事業グループ会社に周知徹底させる態勢を確保しているか。

(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- ① 利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制(役職員の 責任・役割等を含む。)や管理方法(利益相反管理の水準・深度に差異を設 ける場合は、その内容及び理由を含む。)、管理対象の範囲等が明確化され ているか。また、当該管理方針は、共済事業グループ会社の営む業務活動の 内容や規模等が十分に反映されているか。
- ② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、組合

の掲示場へのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して 十分に伝わる方法となっているか。

Ⅱ-4-8-3 監督手法·対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、利益相反管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求めるものとする。 その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、農協法第94条の2に基づく業務改善命令を発出するものとする。

その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組を行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、農協法第95条に基づく(業務改善に要する一定期間に限った)業務の一部停止命令を発出するものとする。

Ⅱ-4-9 利用者等の誤認防止等

Ⅱ-4-9-1 意義

利用者等に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該組合が、その 事業所を他者の営業所と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、 利用者等に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ-4-9-2 主な着眼点

組合が、その事業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者等の誤認防止、利用者等情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

Ⅱ-4-10 取引時確認等の措置

Ⅱ-4-10-1 意義

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合が、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。

組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、組織的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(以下「取引時確認等の措置」という。)に関する内部管理態勢を構築することが求められる。また、FATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)勧告等を踏まえ、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)リスクの管理態勢を構築・維持することが求められている。

(注) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ 資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスク に見合った対策を講ずることをいう。

Ⅱ-4-10-2 主な着眼点

犯収法に基づく取引時確認等の措置並びにリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価・低減する措置及びその実効性を確保するための措置並びにマネロン・テロ資金供与リスクの管理態勢を構築・維持するための措置(以下「マネロン・テロ資金供与対策のための措置」という。)の的確な実施については、以下のような点に留意して検証することとする。

(参考) 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融 庁)

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(平成30年2月金融庁)

- (1)組合の業務に関して、取引ごとのリスクに応じて、犯収法に基づく取引時確認及び取引記録等の作成・保存が的確に実施されているか。
 - ① 取引時確認を行うに当たって、利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
 - ② 法人との取引においては、本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容と併せて、実質的支配者の本人特定事項の確認を行っているか。
 - ③ 犯収法第4条第2項前段及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」という。)第12条各項に定める下記アから工までを含む厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項について、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認を行っているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務付けられている場合において、適正に当該確認を行っているか。
 - ア 取引の相手方が関連取引時確認に係る利用者等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - イ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽って いた疑いがある利用者等との取引
 - ウ 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する利用者等との取引等
 - エ 外国PEPs (注) に該当する利用者等との特定取引
 - (注) 犯収法施行令第12条第3項各号及び犯罪による収益の移転防止に 関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第15条各 号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める 者等(Politically Exposed persons)をいう。
 - ④ 利用者の取引時確認に当たって、取引形態(例えば、インターネットによる非対面取引等)を考慮した措置が講じられているか。
- (2) 犯収法に基づく疑わしい取引の届出が的確に実施されているか。

- ① 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに行政庁へ届出を行うこととされているか。
- ② 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認情報、利用者属性、取引態様、取引時の状況その他の組合が取得・保有している具体的な情報及び犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書(以下「犯罪収益移転危険度調査書」という。)を総合的に勘案し、犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づき適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
 - (注) 考慮すべき利用者属性及び取引態様としては、国籍(例えば、FATF が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国PEPsへの該当性、利用者が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。
- ③ 組合の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析しているか。
 - (注) 疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例や保険会社が過去 に届出を行った事例等については、「疑わしい取引の参考事例」(金融庁ホームページ参照)も参考にすること。
- (3) 犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、下記の措置を講じているか。さらに、取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるような組織態勢等が構築されているか。
 - ① 利用者から取得した取引時確認情報については、利用者取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。
 - ② 内部規則等において、取引時確認等の措置を行うための体制や手続が明確 に定められているか。役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、 その理解が十分に図られているか。
 - ③ 職員に対して、取引時確認等の措置に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

なお、研修等(関係する資格の取得状況を含む。)の効果について、研修 等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確 認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者 ・回数・受講状況・内容等を見直すこと。

④ 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者(犯収法第11条第3号に定める統括管理者

をいう。以下同じ。)として適切な者を選任・配置しているか。

- ⑤ 犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用される リスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施してい るか。
 - ア 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、 取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引がテ 口資金供与やマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクについて適切 に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等(以下「特定事業者作 成書面等」という。)を作成し、定期的に見直しを行っているか。
 - イ 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すると ともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査して いるか。
 - ウ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に 高いと認められる取引若しくは犯収法施行規則第5条に定める利用者管理 を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転 危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等 の危険性の程度が高いと認められる取引(以下「高リスク取引」とい う。)を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析 を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せ て保存しているか。
- ⑥ 職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
- ⑦ 取引時確認等の措置の実施に関して、組織内における定期的な点検や内部 監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、そ の実効性が確保されているか。

Ⅱ-4-10-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、取引時確認等の措置の確実な履行又はマネロン・テロ資金供与対策のための措置を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出を検討するものとする。その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、農協法第94条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

また、必要措置を採るべき旨の命令を発出したにもかかわらず、従わないときは、農協法第95条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ-4-11 反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ-4-11-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上

で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、法人にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、利用者等の様々な利害関係者 (ステークホルダー) が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保する ためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが 不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的 勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

- (参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)
 - (1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
 - ・ 組織としての対応
 - ・ 外部専門機関との連携
 - 取引を含めた一切の関係遮断
 - ・ 有事における民事と刑事の法的対応
 - 裏取引や資金提供の禁止
 - (2) 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成23年12月22日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

Ⅱ-4-11-2 主な着眼点

組合が反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1)組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、

農協は担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し 組織として対応するとともに、共済連においては農協だけに任せることなく共 に反社会的勢力との関係遮断に当たって組織として対応するなど、当該組合単 体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むことと しているか。さらに、グループ外の他社(信販会社等)との提携による取引を 行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築・整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員又は会員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入の徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン(4者型)(注)については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、 共済連が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社にお ける暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状 況等を検証する態勢となっているか。

(注)提携ローン(4者型)とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた

信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な 事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、共済金等の支払審査 を適切に行うための態勢が整備されているか。

- (6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組
 - ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由 して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与 の下、対応を行うこととしているか。
 - ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
 - ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。
 - ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢が整備されているか。
- (7) 反社会的勢力による不当要求への対処
 - ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署 を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示 ・関与のもと対応を行うこととしているか。
 - ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
 - ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
 - ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を 理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担 当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅱ-4-11-3 監督手法·対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための 態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条に基づき報 告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問 題があると認められる場合等には、農協法第94条の2に基づく業務改善命令又は 農協法第95条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。 その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、農協法第95条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、農協法第95条の2に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ-4-12 適切な表示の確保

- (1) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。
- (2) 共済推進用の資料等(広告も含む。)について、表示媒体や共済の仕組みの 特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。
- (3) 適正な表示を確保するための内部規則等が適切に策定されているか。
 - (注) 内部規則等は、以下の事項等を踏まえ、共済期間、保障、引受条件及び 共済掛金率・共済掛金等が適切に表示されるよう留意して策定されている か。
 - ① 共済の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にある ものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく 優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済契約の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を共済契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該共済の仕組内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ア 支払事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合 イ 共済金(給付金)額等が被共済者の年齢、契約後の年数、入院日数、対 象疾病等の条件により減額又は消滅する場合
- ウ 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関 及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合

また、共済の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、 あたかも優良であるかのような表示をしている場合には、実際のものより も著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要が ある。

② 共済契約の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済掛金の表示に関して、主たる共済契約者層とは考えられない 若年層等の共済掛金を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく 表示しているため、共済契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の共済契約者等についても当該共済掛金が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、共済の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であると誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

③ 共済・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性 を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用 する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは 強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせ るおそれのある表示となっていないか。

- ア 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。
- イ テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上 に注記して表示したものになっていないか。
- ④ 共済・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接 に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があるこ とを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明 確に表示しているか。

例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当共済だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。

- (4)表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」「注意喚起情報」を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。
- (5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

- ① 共済推進用の資料等について、組合本所(本店)で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査を漏れなく行っているか。
- ② 共済約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックを行っているか。
- ③ 共済推進用の資料等における予定利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。
- ④ 共済契約者等からの苦情において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応を行っているか。

- (6) 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関する禁止行為に 係る規則第22条第5号及び第6号については、以下の点に留意するものとする。
 - ① 共済契約に関する表示(比較広告等を含む。)については、「II-4-2-2 (8)」に準じて取り扱うものとする。
 - ② 予想契約者割戻額の表示については、「II-4-2-2 (9)」に準じて取り扱うものとする。

Ⅱ-4-13 障害者等への対応

Ⅱ-4-13-1 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、組合及び共済代理店はこれを遵守する必要がある。

また、組合及び共済代理店は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために共済取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者(以下「障害者等」という。)に対しても、視覚や聴覚に障害のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

Ⅱ-4-13-2 主な着眼点

(1) 総論

- ① 「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年12月7日農林水産省告示第2636号)の各規定に基づき、適切に対応しているか。
- ② 組合の取引に係る手続きにおいて、障害者等の共済取引の利便性を向上させるよう努めているか。

また、組合の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。

- ③ 組合が、障害者等に配慮した取組みを推進するにあたっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。
- ④ 障害者等から組合又は共済代理店に対し、意見(相談、苦情を含む。)があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

(2)業務運営熊勢等

障害者等への対応状況を把握・検証の上、例えば、下記①~⑥のような方策を行うなどの取組みがなされているか。

① 自筆が困難な障害者等への代筆について

障害者等のうち自筆が困難な者(以下「自筆困難者」という。)から、口頭で共済取引の申込みがあった場合、組合の職員又は共済代理店(以下、II -4-13-2 において「職員等」という。)が代筆したときは、例えば、複数の職員等が確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残

すなど、自筆困難者の保護を図ったうえで、代筆を可能とする旨の内部規則 を整備し、十分な対応をしているか。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると 考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範 囲内に限られることに留意する必要がある。

② 視覚に障害がある者への代読について

視覚に障害がある者から要請がある場合は、例えば、職員等が、当該者に係る取引関係書類を代読する規定を整備しているか。その際、個人情報の漏えいを防ぐとともに、複数の職員等が代読内容を確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこととしているか。

③ 本人特定事項の確認について

本人確認書類として障害者手帳が利用されている場合は、「Ⅱ-4-7 利用者等に関する情報管理態勢」を参照する。

④ 情報発信について

障害者等に配慮した取組み等の内容について、例えば、組合が、障害者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。

また、障害者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をCSR(「II-5-2 CSRについての情報開示等」を参照のこと)事例として積極的に公表することが望ましい。

⑤ 相談・苦情対応について

「II-4-5 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む。)」を 参照することとする。

特に、障害者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談・苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組みを行うよう努めているか。

⑥ 研修等について

組合として、障害者等に配慮した取組みのために整備した態勢の実効性を確保するため、利用者対応を行う全役職員及び共済代理店に対し、障害者等に配慮した態勢について研修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により周知しているか。

Ⅱ-4-13-3 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者等からの苦情等を通じて把握された組合における障害者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(農協法第93条に基づく報告を含む。)を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

Ⅱ-5 その他

Ⅱ-5-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託

Ⅱ-5-1-1 意義

組合が事務の外部委託を行うに際しては、利用者を保護し経営の健全性を確保するため、以下の点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

- (注1)上記における事務の外部委託とは、組合が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該組合以外の者(共済代理店を除く。)に委託することをいう。
- (注2) 特に、共済事業の固有業務を営むために必要な事務の外部委託について は、ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配意す る。
- (注3) 当該外部委託が、組合と子会社等(農協法第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。) との間で行われる場合には、「Ⅲ-2-1 子会社等」も参照のこと。

Ⅱ-5-1-2 主な着眼点

- (1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。
 - ① 委託契約によっても当該組合と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、 利用者に対しては、当該組合自身が事務を行ったのと同様の権利が確保され ていることが明らかか。
 - ② 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、組合 において利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が 行われているか。
 - ③ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか
 - ④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者等に関する情報管理体制 が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
 - ⑤ 利用者等に関する情報の取扱いの委託については、「II-4-7 利用者等に関する情報管理態勢」を参照のこと。
 - ⑥ 苦情等について利用者から組合への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。
- (2)組合は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。

ア リスク管理

組合は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の組合の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

イ 委託先の選定

組合の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、組合の評価等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

ウ 契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

- (ア) 委託先において提供されるサービスの内容及びレベル並びに委託契約の 解約等の手続
- (イ) 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責任及 び委託事務の遂行に関連して損害が発生した場合における負担の関係(必 要に応じて、担保提供等による損害負担の履行確保等を含む。)
- (ウ)組合が、当該委託事務及び委託先の経営状況に関して委託先より受ける 報告の内容
- (エ) 行政庁の組合に対する検査・監督上の要請に沿って、委託先が対応を行 う際の取決め
- エ 組合に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を組合自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

オ 組合側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢(委託契約において、組合が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。)等の内部管理態勢が整備されているか。

力 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から組合への定期的な報告に加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

キ監査

組合において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

ク 緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、組合の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、利用者に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

ケ 子会社等への外部委託

委託契約が組合と子会社等との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅱ-5-2 CSRについての情報開示等

Ⅱ-5-2-1 意義

(1) CSR(企業の社会的責任)は、一般的に、企業が多様なステークホルダー との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組と解 されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると 考えられている。

(2)組合は、メンバーシップによる相互扶助の精神に基づき事業運営が行われているが、組合として多様なステークホルダーに対する社会的影響力があるため、組合にあってもCSRについて情報開示を行う意義がある。

なお、農協は、経済事業、福祉事業等の総合事業を行っているため、地域に おいて元々CSRに相当する事業活動を行っているという面も存在する。

- (3) 組合のCSRについては、その取組はもとより、情報開示についても、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (4) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が組合を選択する際、その組合及び提供されている共済・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、組合がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅱ-5-2-2 主な着眼点

組合のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、組合の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

(1) 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2) 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3) 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該組合の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅱ-5-2-3 監督手法・対応

組合によるCSRを重視した取組やその情報開示は、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を

行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

共済連に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、共済連の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組を促すものとする。

なお、主なオフサイト・モニタリングは、別紙1の年間スケジュールを目途 に行うものとし、各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

- ① 決算ヒアリング決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。
- ② トップヒアリング トップヒアリングにおいては、共済連の経営者に対して、当該共済連の経 営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等についてヒ アリングを実施することとする。
- ③ 総合的なヒアリング 共済連の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた 取組状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。
- ④ 統合的リスク管理態勢ヒアリング 統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、 ヒアリングを実施することとする。
- ⑤ 共済計理人ヒアリング 青任準備会の質出方法等の出

責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。また、毎決算期において、共済計理人に対して農協法第11条の40に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。

⑥ 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共済連の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、共済連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

⑦ 9月末における財務内容ヒアリング 共済連は法令上中間業務報告が義務付けられていないが、必要に応じ、共 済連が自ら実施する半期の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。

Ⅲ-1-2 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ-1-2-1 検査部局による検査着手前

検査着手に当たって監督部局は、検査担当者に対し共済連の現状等(注1)についての説明(注2)を行うものとする。

(注1) 共済連の現状等

共済連の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行う ものとする。

- ア 前回検査から当該時点までの当該共済連の主な動き(他法人との連携、 増資、役員の交替等)
- イ 直近決算の分析結果
- ウ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- エ 総合的なヒアリングの結果
- オ 監督上の措置(報告徴求、行政処分等)の発動及びフォローアップの 状況
- カ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- キ その他
- (注2)農林水産省大臣官房検査・監察部の検査担当者に対する説明部局は、農 林水産省経営局協同組織課とする。

Ⅲ-1-2-2 検査部局による検査結果通知後

(1)検査結果通知書の交付日と原則として同日付けで、共済連に対し当該検査書において指摘された事項についての事実認識、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを農協法第93条に基づき求める。

なお、検査書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の 改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスク を適正に制御するための方策についても、併せて報告を求めるものとする。

- (2) 上記報告書については、提出された段階で、共済連から十分なヒアリングを 行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るも のとし、検査結果通知書の審査担当者等の出席を原則として確保するものとす る。
- (3)検査書の交付後、(1)又は(2)の報告書の提出を受ける前に、検査書の担当者等(注)から、検査書の内容及び背景について説明を受けるものとする。 (注)原則として、検査責任者とするが、立入りを行った検査担当者の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。 (4)において同じ。

- (4)上記(1)又は(2)の報告書が提出された段階で、共済連から十分なヒア リングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携 を図るものとし、検査書の担当者等の出席を原則として確保するものとする。
- (5)検査結果及び農協法第93条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢 又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、農協 法第93条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該共済連の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など、自主的な改善努力に委ねたのでは当該共済連の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(6)標準処理期間

農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、(1)又は(2)の報告書を受理したときから、原則としておおむね1月以内を目途に行うものとする。

- (注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。
 - ① 複数回にわたって農協法第93条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
 - ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。
- (注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。
- (注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
- (注4) 複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告書 を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

Ⅲ-1-2-3 検査・監督連携会議の開催

- (1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを 行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実 効性の高い共済連監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することと する。本会議は、原則として年度の開始に当たり開催するほか必要に応じて適 宜開催することとする。
- (2)本会議において監督部局は、検査部局に対して、共済連の経営状況全般又は 農協法第94条の2に基づき業務改善命令若しくは同法第95条に基づき必要措置 を採るべき旨の命令を発出している場合には、その改善状況及びその他前回検 査結果通知における指摘事項の改善状況等(注)について説明を行うとともに、 検査部局より、新年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受ける ものとする。
 - (注) III 1 2 1 の(注1) に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。
- (3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅲ-1-3 災害における金融に関する措置

Ⅲ-1-3-1 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第9条第1項)。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- (1) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置
 - ① 組合において、共済証書等を焼失又は流失等した被災者等については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。
 - ② 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、 共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。
- (2)業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等(以下「業務停止等」という。)の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ-1-3-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- (1) 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く 組合の巨大地震警戒発表時における対応について
 - ① 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。
 - ② 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合において、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞やインターネットのホームページへの掲載等を要請する。
 - ③ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の 共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業 務の開始又は再開は行わないよう要請する。

④ その他

ア 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

- イ 発災後の組合の応急措置については、「Ⅲ-1-3-1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。
- (2) 事前避難対象地域外に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く 組合の巨大地震警戒発表時における対応について

組合において、事前避難対象地域内の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所等が業務停止等の措置を採った場合であっても、当該業務停止等の措置を採った事前避難対象地域外の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所等においては平常どおり業務を行うよう要請する。

Ⅲ-1-3-3 行政庁報告

以上のような共済事業上の諸措置を採ったときは、遅滞なく経営局長に報告するものとする。

Ⅲ-1-4 組合に関する苦情・情報提供等

Ⅲ-1-4-1 相談・苦情等を受けた場合の対応

(1)組合に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別 取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。

その上で、必要に応じ、組合及び共済関係団体の相談窓口並びにADR機関を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が組合側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該組合側への情報提供を行うこととする。

(2) 組合に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を 記録(様式・参考資料編 その他報告等様式参照)するものとし、特に有力な 情報と認められるものについては、速やかに経営局協同組織課に報告するもの とする。

Ⅲ-1-5 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ-1-5-1 照会を受ける内容の範囲

農協法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ-1-5-2 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 農政局又は都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(様式・参考資料編 その他報告等様式参照。)を作成し、電子メール等により協議するものとする。
- (3)農林水産省経営局協同組織課長は、農協法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける組合等その他団体(注)から、次の①及び

- ②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。
 - (注) その他団体とは、農協法等その執行権限を有する法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。
- ① 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- ア 特定の事業者の個別の取引等に係るものではない一般的な法令解釈に係るものであること (Ⅲ-1-5-3の法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)の利用が可能でないこと)
- イ 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ウ 組合においては、照会内容が、組合に共通する取引等に係る照会であって、他の組合からの照会が予想される事項であること
- エ 過去に公表された共済事業事務ガイドライン等により明らかになっているものでないこと
- ② 照会書面(電子的方法によるものも含む。)

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- ア 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに関する同意
- ③ 照会窓口
 - ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協指導担当課とする。 都道府県が照会書面を受領した場合には、速やかに照会内容に係る法令を 所管する農林水産省経営局協同組織課に電子メール等により照会書面を送 付することとする。
 - イ 共済連については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する農林水産省経営局協同組織課とする。農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局協同組織課に電子メール等により照会書面を送付することとする。
- ④ 回答
 - ア 農林水産省経営局協同組織課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に 到達してから原則として2月以内に、照会者に対して回答を行うよう努め ることとし、2月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由 を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
 - イ 回答書面には、以下の内容を付記することとする。「本回答は、照会対 象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照

会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別 具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関 の判断や司法判断を拘束し得るものではない。」

ウ 本手続による回答を行わない場合には、農林水産省経営局協同組織課は、 照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、農林水産省は、速やかに照会及び回答内容を農林水産省ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- (4) (3) に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 その他報告等様式参照。)を作成した上で、関係部局に回覧し、農林水産省経営局協同組織課、農政局担当課の各担当係に保存するものとする。
- (5) 照会者が照会事項に関し、農林水産省からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-1-5-3 (2) に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-5-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則(平成14年3月27日農林水産省訓令第4号)を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編の細則を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局協同組織課とする。農政局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する農林水産省経営局協同組織課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、 農林水産省が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれ に基づく政省令等(以下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のよ うな照会を行うものとする。

- ア その事業や取引を行うことが、法令に基づく認可等を受ける必要がある かどうか
- イ その事業や取引を行うことが、法令に基づく届出等の必要があるかどう か
- ウ その事業や取引を行うことによって、法令に基づく不利益処分の適用の 可能性があるかどうか。
- エ その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限 されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。 ア 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されている こと。

- イ 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の 条項が特定されていること。
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- エ 上記イにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びそ の根拠が明確に記述されていること。

④ 回答及び公表

ア回答

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、照会者又はその代理人に対して、遅延なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。

(ア) 慎重な判断を要する場合

(イ)事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合。また、照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に含まれないものとする。

イ 公表

農林水産省は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30 日以内に全て農林水産省ホームページに掲載して公表する。ただし、照会 者が、照会書に、公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望 する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認めら れる等の場合には、回答から30日を超えて公開することができる。また、 照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)に定める不開示事由に該当し得る情報が含まれて いる場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ-1-6 組合が提出する申請書等における記載上の留意点

組合又は共済代理店が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、申請書、役員等の選退任の届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ-2 農協法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1 子会社等

組合の子会社(農協法第11条の2第2項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(規則第6条第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下「子会社等」という。)の業務範囲等については、以下のとおりとする。

- (注1)組合又はその子会社が、国内の会社(当該組合の子会社を除く。)の株式等について、合算して、その基準議決権数(農協法第11条の65第1項又は第11条の69第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、農協にあっては同法第11条の64第1項第1号又は第2号、共済連にあっては、同法第11条の68第1項第1号に掲げる会社、同項第3号イ又は口に規定する業務を専ら営む会社及び同項第5号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示及び本指針に関する規準等を満たす必要があることに留意する。
- (注2)子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該組合が、規則及び日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日付け)その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。
- (注3) 農協法第11条の64、第11条の65、第11条の68及び第11条の69に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

Ⅲ-2-1-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1)組合の子会社が営む従属業務(農協法第11条の64第1項第1号又は第11条の68第1項第3号イに規定する従属業務をいう。)については、II-4-1等に沿って適切な対応を行っているか。

- (注)従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示第31条 又は第36条に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この 場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。
- (2) 共済連の子会社が営む関連業務(農協法第11条の68第1項第3号ロに規定する業務をいう。)については、以下の範囲となっているか。
 - ① 健康·福祉関連業務
 - ア 健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設又はコールセンター等 の機能を備え、専門指導員、医療専門者等を配置し、会員や相談者に対し 健康の維持・向上に寄与する業務がある。
 - イ 福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務・移送業務等、リハビリテーション機関(アスレチッククラブを含む。)の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取次ぎ及び調査研究、介護機器の開発・貸付け・販売、介護者の研修、高齢者等の訪問看護、在宅関連サービスがある。
 - ② コンピューターソフトの販売

ソフトは主に(おおむね5割以上)当該共済連の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当該共済連の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われていないか(親共済連が自己のために開発したソフトを他の事業者に提供すること(ソフトの一部の加工を含む。)は差し支えない。)。

③ あっせん・紹介業務

あっせん又は紹介の業務の範囲が共済事業と関連のない業務となっていないか。あっせん・紹介の業務の範囲としては、例えば、主として自動車共済の共済契約者等を対象として行う自動車修理業者等のあっせん・紹介・手配、主として共済契約者等を対象として行う医療機関等のあっせん・紹介・手配がある。

④ リース業務

不動産を対象としたリース契約にあたっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

- (注)優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備する とともに、共済連が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質 的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を営むこととならないよう、 法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。
- ⑤ 電気通信業務(いわゆるVAN業務)

主として(おおむね5割以上)組合の業務及び企業の資金、経理等に関連 したものを取り扱うこととしているか。

(注)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第16条第1項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務(以下「媒介役務」という。)の提供を営利の目的とせず(例

えば、共同出資の子会社等が、出資組合のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合:100%出資の子会社はこれに含まれる。)に行う場合には必要ない」旨回答すること

⑥ 投資助言業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から、投資助言の範囲は、不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

- (3)組合の特定子法人等(特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。)及び特定関連法人等(特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。
 - ① 組合の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社(農協法第11条の64第1項及び第11条の68第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示及び本指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。
 - ② 従属業務を専ら営む組合の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該組合の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等(以下「従属先法人等」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

Ⅲ-2-1-2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の 代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。

他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行 う当該貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介(以下 「代理等」という。)

- (注1) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買や不動産の 売買の代理等は認められないことに留意する。
- (注2)担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第61条第1項第23号及 び第67条第1項第22号に規定する会社以外は認められないことに留意する。
- (2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示第31条又は第36条に定める基準を満た しているか。

Ⅲ-2-1-3 組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い

組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 当該会社の業務は、以下に限られているか。

- ① 親組合(規則第61条第1項第23号に規定する「自らを子会社とする農業協同組合」及び第67条第1項第22号に規定する「自らを子会社とする法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会」をいう。以下同じ。)が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合(親組合に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。)に行う当該貸付金等に係る担保財産の取得(不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。)
- ② 取得した財産の保有・管理及び売却(以下「保有等」という。)
- (2) 当該会社の業務遂行に当たって、以下の点は遵守されているか。
 - ① 不動産の保有等
 - ア 競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によっているか。
 - イ 不動産の取得に当たっては、いやしくも社会的批判を浴びることのない よう厳に留意した運営となっているか。
 - ウ 取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。
 - エ 取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。
 - オ 当該会社は業務を遂行するに当たって、関連会社が営むことができない 業務を営んでいないか。

② 動産の保有等

- ア 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐にわたることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じ得る管理責任や契約不適合責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。
- イ 当該動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価 をしているか。
- ウ 取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理を行い、当該動産の価値の向上、維持に努めているか。
- エ 取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、 その実現に努めているか。
- オ 当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

③ 債権の保有等

- ア 当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価 をしているか。
- イ 取得した債権に関し、当該債権の第三債務者(目的債権の債務者)の信 用力を判断するために必要となる情報を付随入手し財務状況を継続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めているか。
- ウ 取得した債権に関し、適時に適切な回収措置(第三者への譲渡を含む。)を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。
- ④ その他の財産の保有等

その他の財産についても、上記不動産、動産および債権の保有等に準じた 取扱いがなされているか。

- (3) 対象財産は親組合の貸付金等に係る担保財産であり、当該財産の購入により 親組合に回収が見込まれるか。
 - (注)貸付金等には、親組合が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4) その他

- ① 不動産の保有等を行う当該会社は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第17 6号)の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に必要な 免許、許可、登録又は承認等を取得しているか。
- ③ 当該会社は取得した財産ごとに収支・損益の分別管理を行っているか。
- ④ 親組合及び当該会社は当該会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ-2-1-4 共済連の海外における子会社等の業務の範囲

- (1) 共済連の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と 同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以 外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。
 - (注)海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、 現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制 上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保 流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

また、保険業を行う外国の会社が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、保険業法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認する。

- (2) 出資先外国法人として報告がなされたもの(当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。) で、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、III-2-1-1(3)①に準じて取り扱う。
 - (注)出資先外国法人とは、共済連が海外の外国法人に経営支配又は経営参画 の形態をもって出資するものをいう。

経営支配とは、共済連が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有(議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等共済連以外の者となっていても、共済連が自己の計算で所有している場合を含む。)している場合(共済連及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。)をいう。

経営参画とは、共済連が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当

Ⅲ-2-2 アームズ・レングス・ルール

農協法第11条の9ただし書の承認申請があったときは、当該申請をした組合が 同条各号に掲げる取引又は行為をすることについて規則第7条各号に掲げるやむ を得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとお りとする。

- (1) 規則第7条第2号に該当する場合
 - ① 特定関係者(規則第6条に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)が経 営危機に陥り再建支援の必要な状況か。
 - ② 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。
 - ③ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに 経済的合理性があるか。
 - ④ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失 見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしている か。
- (2) 規則第7条第3号に該当する場合

組合が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな 損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

Ⅲ-2-3 弊害防止措置

規則第27条に掲げる書面には、適正な共済推進を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。

- ① 当該組合とその特定関係者に該当する保険会社とは別法人であること
- ② 当該組合が引き受ける共済契約は、当該保険会社が引き受ける保険契約ではなく、また保険契約者保護制度の対象となるものではないこと
- ③ 当該組合は、その特定関係者に該当する保険会社の役職員に対して、組合が 提供する共済若しくは役務に関する評価、意見等を表明し、又はその共済若し くは利点を強調すること等によって当該組合と共済契約者との間の契約の締結 を補助させることはできないこと
- ④ 共済代理店において、組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の特定関係者が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為は、規則第22条第9号により禁止されていること
- ⑤ 当該組合は、当該保険会社の顧客に関する非公開情報が当該組合が行う共済 推進に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該 非公開情報が共済契約の推進に利用されることにつき事前に当該顧客の書面に よる同意がある場合を除く。)とされていること

Ⅲ-2-4 契約条件の変更

Ⅲ-2-4-1 契約条件の変更の申出

(1) 契約条件の変更の申出の承認

農協法第11条の52第3項に基づく契約条件の変更の申出の承認に当たっては、 以下の点に留意することとする。

- ① 現時点では共済事業の継続が困難である状況にはないこと
- ② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該組合の財産をもって債務を完済することができない等、共済事業の継続が困難となり得ることが合理的に予測できること

なお、このうち、上記②の予測に当たっては、

- ア 金利、株価、為替レート等、金融経済動向に関わる事項
- (ア)新契約進展率、共済契約継続率、共済事故発生率等、共済契約に関わる事項
- (イ) 資産配分等、運用に関わる事項

等について客観的かつ妥当な前提を置くこと(注)

- イ 合併、事業譲渡、事業費削減、業務の再編成等、共済事業の継続のため に取り得る経営改善方策の効果を織り込むこととする。
 - (注) これらの分析に当たっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうか の判断に当たっては、日本アクチュアリー会の実務基準に定められて いる方法が一つの参考になる。

(2) 申出書の記載内容

農協法第11条の52第1項の規定による申出を行おうとするときに添付する規則第53条に規定する書類のうち、同条第3号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、上記(1)②に示された方法により作成された将来の業務及び財産の状況の予測、並びに当該予測に織り込まれた経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ-2-4-2 共済調査人の選任

農協法第11条の52第3項の承認をした場合には、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させるため、原則として、速やかに共済調査人を選任することとする。

共済調査人は、原則として、①アクチュアリー(法人を含む。)、②公認会計士、③弁護士のそれぞれから選任することとする。

Ⅲ-2-4-3 組合の対応

組合が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の点に留意して、適切な対応がとられているか。

(1)経営改善の取組

契約条件の変更に当たっては、契約条件の変更に至った経緯に加え、契約条件の変更後に共済契約の確実な履行が行えるよう、合併、事業譲渡、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、総会(又は総代会)及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(2) 出資金の取扱い

契約条件の変更の対象となる共済契約者のみに負担を強いることのないよう、 出資金の削減、金利減免、あるいは増額その他の方策を検討し、その結果講じ ることとした方策について、総会(又は総代会)及び共済契約者に明確かつ平 易に説明を行っているか。

(3)経営責任に関する事項

契約条件の変更後における経営体制について、その理由を含め、総会(又は総代会)及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(4) 契約者割戻し等に関する方針

契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に 関する方針がある場合には、その内容について、総会(又は総代会)及び共済 契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

Ⅲ-2-4-4 契約条件の変更に係る承認

(1) 契約条件の変更の承認

農協法第11条の61第1項に基づく契約条件の変更の承認に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ① 総会(又は総代会)に係る手続が適正に実施されたか。
- ② Ⅲ-2-4-3で示したそれぞれの事項について、共済契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。
- ③ 当該組合において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び総会 (又は総代会)において議決された契約条件の変更により、共済事業の継続 が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。
- ④ 契約条件の変更が、特定の共済契約者にとって著しく公平性を欠くことその他共済契約者等の保護の見地から問題がないか。
- (2) 申出書の記載内容

農協法第11条の61第1項による承認を受けようとするときに添付する規則第57条に規定する書類のうち、同条第5号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、契約条件の変更と併せて講じられる経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ-2-5 財産運用限度

規則第43条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項の承認に当たっては、今後の財産運用限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ-2-6 議決権の取得制限

- (1) 共済連の子会社である投資顧問会社が投資一任契約に基づき利用者のために 議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、 農協法第11条の69において共済連の子会社が取得し又は保有する議決権に含ま れないことに留意する。
- (2) 農協法第11条の69第2項において読み替えて準用する同法第11条の65第2項

ただし書の承認を行う場合で、その議決権の取得理由が規則第73条第3号に定める場合(いわゆるデット・エクィティ・スワップによる場合)には、同法第11条の69第2項において読み替えて準用する同法第11条の65第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは、「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

- (注) 「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。
- (3) 農協法第11条の69第2項において読み替えて準用する同法第11条の65第2項の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ、1年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるほか、以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 農協法第11条の68第1項第4号及び第11条の69第3項に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社(いわゆるベンチャービジネス会社)が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については含まれない。

Ⅲ-2-7 責任準備金対応債券

規則第202条第3項第4号別紙様式第9号(1)(第8有価証券等に関する書面)に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(平成12年11月16日)に準じたものであるか。

Ⅲ-2-8 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-8-1 記載項目についての留意事項

規則第204条第1項第2号及び同第205条第2号に規定する記載項目についての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般的な留意事項
 - ① 各記載項目については、本指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に 関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)、連結財務諸表規則等も参考と して、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。
 - ② 各記載項目について該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
 - ③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。
- (2) 個別の記載項目についての留意事項

- ① 「業務の運営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ② 「共済連の主要な業務(事業)の内容」には、共済契約の引受け、財産運用、保険会社の業務の代理・事務の代行業務等の区分ごとにその内容が記載 されているか。
- ③ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、財産運用、 損益の状況等についての概括的な説明、共済連が対処すべき課題等について 説明されているか。
- ④ 「保有契約高」については、共済の種類ごとに記載されているか。
- ⑤ 「財産運用に関する指標(別表第5)」については、特別勘定以外の勘定 について記載する。
- ⑥ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及 び審査体制・内部監査体制・資産負債の総合的な管理体制等のリスク管理体 制等について記載されているか。
- ⑦ 「法令遵守の体制」には、法令遵守(コンプライアンス)に対する基本方 針及び運営体制について記載されているか。
- ⑧ 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称及び連絡 先が記載されているか。指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措 置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか (例えば、外部機関を利用している場合は当該外部機関の名称及び連絡先な ど)。
- ⑨ 「貸倒引当金」については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金に区別して記載されているか。
- ⑩ 「共済連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、共済連グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ① 「当該共済連及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報に準じた記載がなされているか。この場合の「各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合」については、10%未満とする。

Ⅲ-2-8-2 農協法に基づく債権の額の開示

(1) 農協法に基づく債権の開示区分

規則第204条第1項第2号へ(2)に定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種

等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力及び成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況及び資産内容、保証状況及び保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定調停法の規定による特定調停の申立てについては、申立てが行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。

具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(若しくはこれらに類する事由が生じており)、再建の見通しがない状況で、元金若しくは利息について実質的に長期間延滞(原則として6月以上遅延しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。)している債務者又は自主廃業により営業所を廃止している等、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。

このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。

② 危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態 及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが できない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経 営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破 綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債 務者を含む。)に対する債権である。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥って おり、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終 の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をい う。

なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを満たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は貸付条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。

- ア 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則としておおむね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っている等貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞している等履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計画等がおおむね計画どおりに推移すると認められること。
- イ 当該債務者が、5年を超えおおむね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っている等貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞している等履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況がおおむね計画以上であり、今後もおおむね計画どおりに推移すると認められること。

③ 三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権

三月以上延滞債権とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三 月以上遅延している貸付金」をいう。また、貸付条件緩和債権とは、「債務 者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸付金」をいう。

ア 規則第204条第1項第2号へ(2)(iv)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。

また、その具体的な事例としては、例えば、次のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらにかかわらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。

(ア) 金利減免債権

約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有してい

る債務者に対して、通常適用される新規貸出金利(以下「基準金利」という。)を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金

(イ) 金利支払猶予債権

利息の支払を猶予した債権

(ウ)経営支援先に対する債権

債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金

(工) 元本返済猶予債権

約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予 した貸付金

(オ) 一部債権放棄を実施した債権

私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残額

(カ) 代物弁済を受けた債権

債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者 に引き渡した貸付金(担保権の行使による引渡しを含む。)の残債権

(キ) 債務者の株式を受け入れた債権

債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債権。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合を除く。

- (注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。
 - (i) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること
 - (ii) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること
 - (iii) 特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分すること
 - (iv) 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する 資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保 されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されているこ
- イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減 免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を 行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により 新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信 用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合

と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3) に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)に は、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しない ものと判断して差し支えない。

また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長1年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

- (注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。ただし、債務者が中小企業であって、その進捗状況がおおむね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は「実現可能性の高い」計画であると判断して差し支えない。
 - (i) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
 - (ii) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
 - (iii) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳 しいものとなっていること
- (注2) 「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、Ⅲ-2-8-2(1)③ウにおける「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。
- (注3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)又は 株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談セン ターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生AD R手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法(平成25年法律 第98号)第2条第16項)をいう。)に従って決議された事業再生計 画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域 経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画 (同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機 構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25 条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号) については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしてい ると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建

計画」であると判断して差し支えない。

(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。例えば、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき(他の金融機関(政府系金融機関等を含む。)が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。)は、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

- (注5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、組合と 債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のため の資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開 発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債 務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。
- ウ 形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三月以上遅延している 債権も、三月以上延滞債権に該当する。実質的な延滞債権となっているか どうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元金又は利息の 返済原資となっていないか等により判断する。

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を満たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は貸付条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない(当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)。

なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、 大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合が ある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、 今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画 や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析し た資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。また、債務者 が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないこ とから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る (売上高等及び当期利益が事業計画に比しておおむね8割に満たない)場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・ 画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとと もに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である(ただし、 経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的 かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない)。なお、経営改 善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面 についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視す ることが適当である。

このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、 当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合に は、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘 案して判断する。

本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証する ための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・ 画一的に適用すべきものではない。

- (ア)経営改善計画等の計画期間が原則としておおむね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超えおおむね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況がおおむね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比しておおむね8割以上確保されていることをいう。)であり、今後もおおむね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。
- (イ)計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っている等貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞している等履行状況に問題がある状態及び業況が低調若しくは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であること。
- (ウ)全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行う ことが合意されていること。

ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。

(エ)金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与等の債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。 ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与等の債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場 合及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与等の債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済みで、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

④ 正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権以外のものに区分される債権」をいう。

なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。

(2) 農協法に基づく債権の額として開示対象となる債権

農協法に基づく債権の開示対象は、規則第204条第1項第2号へ(2)に定める基準に従う。

規則第204条第1項第2号へ(2)本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。

- ① 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息
- ② 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金

Ⅲ-2-8-3 説明書類の縦覧場所等について

共済連が農協法第54条の3に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する「事務所」については、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

- (1) 共済連の役職員が共済契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、共済連の業務上の組織とされている店舗等をいうものとする。例えば、支所、出張所は含まれることに留意する。
 - (注) コンピューターセンター、福利厚生施設等は含まない。
- (2) 公衆の縦覧に供する時間については、当該縦覧場所における業務時間として 差し支えない。
- (3) 縦覧場所の組織上の性質から、例えば職員等が当該場所に不在になる場合においては、縦覧が可能な時間帯を表示する等の措置が講じられているか。
- (4)居住の用に供している場所と異なる場所において共済契約者等に応接できる スペースを有する主要な共済代理店においても、共済連の説明書類を備え置き、 公衆の縦覧に供するなど、事務所と同程度の開示がなされるよう指導が行われ ているか。
 - (注) 「主要な共済代理店」について、その範囲及び取扱いに関する内部規程 を設けるなどの措置が講じられているか。

Ⅲ-2-8-4 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項

共済連が、説明書類に関して簡易な補助資料(パンフレット等)を作成する場合には、当該補助資料の内容について、一部の指標を取り出すこと等によって全体が優良であるかのように表示することのないよう配慮されたものとなっている

Ⅲ-2-9 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第13条及び第14条の規定に基づき、 告示第3条から第6条までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ-2-9-1 届出書の記載内容のチェック

規則第231条第1項第15号に規定する劣後特約付金銭消費貸借(以下「劣後ローン」という。)による借入れの届出があった場合において、これが共済金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

- (1) 少なくとも破産といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払の請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容である旨の記載があるか。
- (2) 上位債権者に不利となる変更、劣後特約に反する支払を無効とする契約内容である旨の記載があるか。
- (3) 債務者の任意(オプション)による償還については、行政庁への届出が必要であるとする契約内容である旨の記載があるか。

Ⅲ-2-9-2 出資の安定性・適格性等のチェック

- (1)告示第3条第10項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。
 - ① 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利 を上乗せしていないこと。
 - ② 『「150ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

ただし、告示第3条第6項に規定する特定負債性資本調達手段においては、 上記「150ベーシス・ポイント」を「100ベーシス・ポイント」と読み替えるもの とする。

- ③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。
- (2) 出資等の調達を行った共済連が、当該出資等の出資者等に対して迂回融資等

Ⅲ-2-9-3 「意図的な保有」控除のためのチェック

告示第4条において支払余力総額から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「共済連の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該保険会社の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる」場合(以下「意図的な保有」という。)と規定している。この「意図的な保有」については、当分の間、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

- (1) 共済連の子会社等である保険会社が借手となる劣後ローンの供与又は劣後債 の引受けを行っている場合
 - (注) この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、全て「意図的な保有」に該当する。
- (2) 共済連の子会社等である保険会社の株式その他の資本調達手段(劣後ローン 及び劣後債を除く。)を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、引受け を行っている場合
 - (注)経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により 流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有は、 「意図的な保有」には該当しない。

Ⅲ-2-9-4 支払余力比率の計算に際してのチェック

- (1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であって も、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われて いるか。
- (2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手共済連の支払余力総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。
- (3) 告示第3条第4項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、純資産 の部に計上される任意積立金のうち特別積立金の額を指すこととするが、これ に該当しているか。
- (4)告示第6条第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っていると 認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引」について、 適正な控除が行われているか。
 - (注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高 の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残 高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合(以下「カバー率」とい う。) が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回ってい る場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ-2-9-5 期限前弁済の届出受理に際してのチェック

規則第231条第1項第16号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出組合における期限前弁済後の支払余力比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特

Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ-3-1 行政指導等を行う際の留意点

組合に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

- (1) 一般原則(行政手続法第32条)
 - ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

- ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理 解を得ているか。
- イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもか かわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
 - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなく ても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、 当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導を すること自体を否定するものではない。
- (2) 申請に関連する行政指導(行政手続法第33条)

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

例えば、以下の点に留意する。

- ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使 を妨げるようなことをしていないか。
- イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、 行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保してい ないか。

- ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止 し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。
- (3) 許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。
- (4) 行政指導の方式(行政手続法第35条)
 - ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
- イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必 要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか(ただし、行政手続法第35条第4項各号に該当する場合を除く。)
 - ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが 必要である。
 - イ 書面交付を拒み得る「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
 - ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合 であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはい えないことに留意する。

Ⅲ-3-2 面談等を行う際の留意点

職員が組合の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール等によるやり取りをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

(1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨

んでいるか。

- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、 面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ-4 行政処分を行う際の留意点

Ⅲ-4-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて

Ⅲ-4-1-1 行政処分

監督部局が共済連に行う主要な行政処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①農協法第94条の2に基づく業務改善命令又は同法第95条に基づく必要な措置を採るべき旨の命令、②同法第94条の2に基づく業務停止命令、③同法第95条に基づく業務停止命令、④同法第95条の2に基づく解散命令等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

- (1)農協法第93条に基づく報告徴求
 - ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング(ヒアリング、不祥 事件届出書など)を通じて、共済連のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経 営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、農協法第93条に基 づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必 要と認められる事項について、報告を求めることとする。
 - ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、農協法第93条に基づき、追加報告を求めることとする。
- (2) 農協法第93条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ
 - ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、共済連の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
 - ② 必要があれば、農協法第93条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。
- (3) 農協法第94条の2に基づく業務改善命令又は同法第95条に基づく必要な措置を採るべき命令等

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、共済連の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、農協法第94条の2又は第95条に基づき、業務の改善計画の提出とその実行又は必要な措

置を採るべき旨を命じることを検討する。

(4) 農協法第94条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、農協法第94条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。

(5) 農協法第95条に基づく業務停止命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、農協法第95条に基づき、全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。併せて、同法第94条の2又は第95条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。

(6) 農協法第95条の2に基づく解散命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違 反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適 当と認められる場合においては、農協法第95条の2に基づく解散命令を検討す る。

なお、(3)から(6)の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

ア 公益侵害の程度

共済連が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著し く不適切な仕組みを開発・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど 公益を著しく侵害していないか。

イ 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の仕組みを推進し続ける行為を行うなど、共済連の行為が悪質であったか。

エ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。 反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の 違反行為が行われたことがあるか。

オ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、 過失によるものか。

カ 組織性の有無

当該行為が現場の推進担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

キ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それ が組織的なものであったか。

- ク 反社会的勢力との関与の有無
 - 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ア 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
 - イ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機 能しているか。
 - エ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。
- ③ 軽減事由

以上のほかに、行政による対応に先行して、共済連自身が自主的に利用者 保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(注)上記(3)から(6)の行政処分をしようとする場合における標準処理期間については、III-1-2-2 (6)の規定による。

Ⅲ-4-1-2 農協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の 解除

農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく共済連の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該共済連の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- ① 農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している共済連に対して、当該共済連の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該共済連の報告義務は解除される。
- ② 農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している共済連に対して、当該共済連の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ -1-2-2(2)により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ-4-2 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合に は聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明 の機会を付与しなければならないこと (不利益処分を書面でするときは、処分 の理由も書面により示さなければならないこと) に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められていることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ-5 意見交換制度

Ⅲ-5-1 意義

不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。)を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合からの求めに応じ、監督当局と組合との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅲ-5-2 監督手法・対応

農協法第93条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自組合に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合から、当局の幹部(注1)と当該組合の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該組合に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

- (注1) 当局の幹部の例: 当局の担当課室長以上
- (注2)組合からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての農協法第93条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

IV 共済規程の承認に係る審査上の留意点等

共済規程の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び

透明化の観点から、共済規程の承認に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂の 上、現在に至っている。

組合から農協法第11条の17第1項又は第3項の規定に基づき、共済規程の設定又は変更若しくは廃止に係る承認申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成22年4月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた共済規程の承認に係る審査を引き続き行っていくとともに、共済規程の承認に係る審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改定を行っていくこととする。

Ⅳ-1 申請書類

農協法第11条の17第1項又は第3項の規定に基づく共済規程の設定又は変更若 しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとす る。

また、審査を行う上で必要となる書類(理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等)がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

- (1) 設定承認申請書類
 - ① 共済規程設定承認申請書(様式については、別紙様式1を参照)
 - ② 理由書
 - ③ 共済規程全文
 - ④ 規程を定める議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録
- (2)変更承認申請書類
 - ① 共済規程変更承認申請書(様式については、別紙様式2を参照)
 - ② 理由書
 - ③ 共済規程変更条文新旧対照表
 - ④ 共済規程全文(現行のもの)
 - ⑤ 規程変更の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(農協法第44条第5項の規定に基づき、共済規程の変更について理事会で議決した場合には、当該理事会の議案及び議事録)
- (3) 廃止承認申請書類
 - ① 共済規程廃止承認申請書(様式については、別紙様式3を参照)
 - ② 理由書
 - ③ 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面
 - ④ 規程廃止の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録

Ⅳ-2 審査要領

- (1) 共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、次に掲げる要件(変更の承認にあっては、①及び②を除く。)に適合するか慎重に審査するものとする。
 - ① 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること

- ② 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率 的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を 有する者であること
- ③ 規則第11条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること
- ④ 共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること
 - ア 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること
 - イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするも のでないこと
 - ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又 は誘発するおそれのないものであること
 - エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること
 - オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ⑤ 決定手続は、農協法第44条及び第45条等に照らし適法に行われていること
- (2) 共済規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記(1)の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

Ⅳ-2-1 保障内容

- (1) 保障内容が共済契約者等の需要及び利便に適合しているか。
- (2) 適正な死亡率や発生率が組み込まれているか、保障(補償)の内容が偶然性 及び損害の塡補性を有しているかなど、共済性の有無に係る検討が十分行われ ているか。
- (3) 支払事由に比して極端に高額な共済金が支払われるものや免責事由が極端に 少ないもの、あるいは実損額を上回る共済金が支払われるものなどについては、 射倖性が高いものとなっていたり、モラルリスクが生じやすいものとなってい ないか、検討が十分に行われているか。
- (4) 支払事由が明確なものとなっているか。

Ⅳ-2-2 事業を行う地域

共済契約の共済推進地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

Ⅳ-2-3 共済の名称(共済約款又は特約の名称)

共済の名称から想起される権利義務その他の内容が、共済契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。

Ⅳ-2-4 危険選択

(1)被共済者の健康状態等に係る身体的危険及び被共済者の職業等に係る環境的 危険を適切に選択する方策を講じているか。

(2) モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。

Ⅳ-2-5 告知項目

共済契約者又は被共済者に求める告知項目は、組合が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。また、「趣味」など判断基準があいまいな用語は適当でないことに留意するものとする。

Ⅳ-2-6 免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや組合の経営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

Ⅳ-2-7 告知義務違反に基づく契約解除期間

告知義務違反に基づく契約解除期間が、共済契約者等の保護の観点から、不当に長期間のものとなっていないか。

Ⅳ-2-8 共済金額・共済期間・契約年齢範囲

- (1) 共済金額・共済期間・契約年齢範囲が、公序良俗の観点から問題のない設定となっているか。
- (2) 共済金額又は損害を塡補する割合、免責金額の設定については、モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

Ⅳ-2-9 共済契約者等(利用者を含む。)への説明事項

低解約返戻金型仕組み、転換及び転換に類似する取扱い等については、仕組内 容等を共済契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

Ⅳ-2-10 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、共済契約者等に明瞭に開示するため、共済証書等に表示するか、又は、解約返戻金例表等を共済約款に掲載するなどの措置が講じられているか。

Ⅳ-2-11 共済約款の規定による貸付けに関する事項

- (1) 共済契約貸付制度を備えた共済については、共済契約貸付限度額が、解約返 戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、共済期間満了前 の一定期間は新規貸付けを行わないなどの方策により、いわゆるオーバーロー ンを防止するための適切な措置が講じられているか。
- (2) 共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度の適用が共済契約者の選択に委ねられるものになっているか。また、自動振替貸付けを実行する場合には、共済契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講じられているか。
 - (注) 既承認仕組みについても、自動振替貸付けを実行する場合には、共済契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置を講じることが望ましい。

Ⅳ-2-12 特別勘定を設ける共済契約

経営方針に基づいた明確かつ具体的な財産運用に関する戦略目標に従い、財産 運用全体のリスクを管理する体制が整備されているか。財産運用全体のリスクを 管理する部門を、運用部門及び収益管理部門から独立させることなどにより、相 互牽制機能が確保されているか。また、理事会と財産運用リスク管理部門の権限 及び責任について明確にされているか。

Ⅳ-2-13 保険法対応

保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済 約款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するよ うな約款内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行うこととする。 なお、これらに加え、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないことと なる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該 規定に係る共済約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合(例えば、 危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など)もあり得る ことに留意する。

(1) 告知義務違反による解除

- ① 告知制度が共済契約者等からの自発的申告義務から組合が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた共済約款の規定となっているか。
- ② 組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、組合は共済契約を解除できないことを共済約款に明確に規定しているか。ただし、当該規定については、組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても共済契約者又は被共済者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。

(2) 共済金給付の履行期

① 共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済約款に定めているか。

なお、その際、現行の共済約款に規定している履行期を不当に遅滞するものとなっていないか。

② また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、共済の類型ごとに共済金給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、共済金を請求した者に対し、共済金給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。

③ 共済金給付事由が発生し、共済契約者等から通知を受けた場合には、「Ⅱ -4-6-3 共済金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、共済契約者等 に対し、共済金等請求手続の明確な説明及び共済金等請求書類の迅速な交付 が行われるような態勢が整備されているか。

(3) 重大事由による解除

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、 共済契約者等の故意による共済金給付事由の発生(保険法第30条第1号、第57 条第1号及び第86条第1号)及び共済金受取人等の共済金給付請求の詐欺(同 法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号)以外の事項を定めようとす る場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされてい るか。

Ⅳ-2-14 共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置

人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済種類については、共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置として以下の点に留意することとする。

- (1)被共済者を受取人とする共済契約において、共済金等の支払事由が発生し、 被共済者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い共済契約については、被共 済者に代わる者が速やかに共済金等の請求を行えるように十分な措置を講じて いるか。
- (2)疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるに当たり、共済契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。
- (3) 契約更新前の共済金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に共済契約者等に適切に説明する措置を講じているか。

Ⅳ-3 共済数理

共済規程のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の審査に 当たっては、特に以下の点に留意することとする。

Ⅳ-3-1 共済掛金

- (1) 共済掛金の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ 妥当なものとなっているか。
- (2) 共済掛金については、被共済者群団間及び共済の種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定発生率又は予定解約率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (4) 予定利率については、共済の種類、共済期間、共済掛金の払込方法、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。
- (5) 予定利率変動型共済の予定利率については、共済契約者等の保護の観点から、 恣意性のない合理的な見直しルールが定められているか。
- (6) 予定事業費率(事業費の割引を含む。)の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなって

いるか。

- (7) 仕組内容の改定に伴って、共済掛金率の改定を行っていない場合において、 共済掛金率改定の必要性について十分な検証を行っているか。
 - (注) 比較的長期にわたり共済掛金率改定を行っていない共済については、適 宜、共済掛金率水準の妥当性等について検証が必要となることに留意する。

Ⅳ-3-2 責任準備金

- (1) 責任準備金の審査に当たっては、「Ⅱ-2-1-2 積立方式」に規定する 事項について、特に留意することとする。
- (2) 仕組開発に当たり、契約期間初期の給付を大きくすること若しくは将来の給付を減少させること又は共済掛金を後払いにすることについては、責任準備金が負値とならないように設定されているか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分な検討がなされているかに留意する。

Ⅳ-3-3 返戻金

返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、共済設計上の仕組み等 に照らし、合理的かつ妥当に設定し、共済契約者にとって不当に不利益なものと なっていないか。

Ⅳ-3-4 過去の損害率等による割増引の適用

疾病系(医療、がん、介護等)の定額給付型共済(特約を含む。)について、 過去の損害率(支払率を含む。)による割増引を適用することができる旨を共済 規程に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

- (1) 割増引の対象共済(特約を含む。)が、企業等の団体を共済契約者とする共済期間1年以下の疾病系の定額給付型共済(特約を含む。)であるか。
- (2) 割増引に使用する実績については、次の要件を全て満たす共済契約の1年以上の成績を確認する規定となっているか。
 - ① 当該団体を対象としている契約であること
 - ② 主たる担保危険が重複する定額給付型の団体共済契約(ただし、主たる担保危険が専ら傷害又は就業不能状態になることとなっている共済契約は除く。)であること

Ⅳ-3-5 各種割引制度

- (1) 割引の新設(改定を含む。)については、当該割引が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡、共済契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。
- (2)装置・サービスの普及促進のみを目的とする等、数理的にみて合理的でない割引となっていないか。

Ⅳ-4 留意事項

農協の共済事業については、その健全性の確保と契約者保護を図るため、全国

的に統一された共済の仕組みのもとで行われている。このため、農協の共済規程の設定又は変更について $\mathbb{N}-2$ に基づき審査するに当たっては、当該農協が共済契約により負う共済責任を実質的に負っている共済連が作成する共済規程例を参考とするものとする。

∇ グループベースでの監督等

Ⅴ-1 監督に当たっての基本的考え方

共済・保険グループ(注)の形成は、例えば、グループ内でリスクの分散・軽減、事業上のシナジーによる経営の効率化、サービスの向上等に資することが考えられる。他方、グループ内のリスクの伝播、リスクの集中等のグループ化に伴う新たなリスクが顕在化する可能性及び事業構造や組織構造の複雑化に対応した経営管理が求められる点にも留意が必要である。こうした点を踏まえ、共済・保険グループにおいては、単体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化を図っていく必要がある。

なお、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化のあり 方は一様に定まるものではなく、経営管理組合による集権的な態勢からグループ 内法人の市場環境又は事業内容に応じた自律的な管理を尊重するより分権的な態 勢まで、多様な形態が採られうる。これらのガバナンスモデルに優劣をつけるも のではなく、共済・保険グループの形成に伴うリスクへの対応の観点や事業・組 織構造の複雑性を踏まえ、実効性のある態勢整備が図られていることが重要であ る。

(注) 「共済・保険グループ」とは、保険業を行う子会社の経営を管理する組合 及びその子会社等の集団をいう。また、共済・保険グループを構成する各法 人を「グループ内法人」といい、グループ内法人のうち当該共済・保険グル ープの経営管理を行う組合を「経営管理組合」という。

∇-2 グループの経営管理

∇-2-1 意義

共済・保険グループ全体の健全性及び業務の適切性の確保のためには、まずは 当該共済・保険グループを構成する各グループ内法人において、経営陣が自らの 役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理 の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。

さらに、経営管理組合は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・ 遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理組合の 経営管理委員会会長、経営管理委員、代表理事、理事、監事、管理者及び内部監 査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ有効に機能している必要がある。

以上を踏まえ、共済・保険グループの経営管理のモニタリングに当たっては、 II-1-2 に掲げる着眼点のほかに、例えば以下のような着眼点に基づき、その

機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

V-2-2 主な着眼点

- (1) 経営管理組合の経営管理
 - ① 経営管理組合の経営管理委員会会長、経営管理委員、代表理事、理事、監事、管理者においては、共済・保険グループの規模、複雑性、国際性、グループとして有するリスクに鑑み、その役割を果たすために必要な知識・経験を有しているか。
 - ② 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、グループの構造を理解しリスクの特定・管理の高度化に資するよう、グループの経営構造及び相互関係について文書化するとともに、グループ内法人と経営管理組合間の指揮命令、報告態勢を明確にしているか。
 - ③ 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、グループ全体の組織の構造、各グループ内法人の事業及びリスクについて十分理解した上で、共済・保険グループ全体の事業運営をより効果的に監督するための適切な経営管理態勢を構築しているか。
 - ④ 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、グループ全体の目標及びその目標を達成するための事業戦略を策定し、又は監督するに際し、以下の点に留意しているか。
 - ア グループの中長期にわたる財務の健全性
 - イ 共済契約者とその他利害関係者との利害
 - ウ 利用者の公平な取扱い
 - エ グループ内法人の利益と目標
 - ⑤ 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、グループ内法人間又は業務 部署間の潜在的な利益相反を特定し、回避し、管理するためのプロセスを定めているか。
- (2) 経営管理組合の監査機能(注)

監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、グループガバナンスの観点 も踏まえ、業務監査を実施しているか。

- (注) 「機能」とは、特定の活動を行うために権限を付与された主体を指す。 個人・部門等の形式を問わず、また、複数の部門に跨って権限が配分され 全体として一つの機能を構成する場合もある。
- (3) グループ内部監査機能

共済・保険グループにおけるグループとしての内部監査態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。

- ① 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、グループとしての内部監査 の方針を策定し、経営管理組合の内部監査部門は、それを踏まえてグループ 内の内部監査態勢を評価しているか。
- ② 経営管理組合の内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について 遅滞なく経営管理委員会及び理事会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する態勢 となっているか。

- ③ 経営管理組合の内部監査部門は、グループ全体の方針、プロセス及び統制 を評価しているか。また、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立 し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。
- ④ 経営管理組合の内部監査部門は、グループ内の被監査部門のリスクの種類 ・程度に応じ、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を 立案した上で、内部監査を実施しているか。
- ⑤ 経営管理組合の内部監査部門は、グループ内の内部監査部門と連携しているか。

∇-3 グループベースの統合的リスク管理

∇-3-1 意義

共済・保険グループにおいては、グループを形成することにより、単体での経営に比べ多様なリスクを内包する、又は個々のグループ内法人が適切なリスク管理を行っていたとしても、グループベースで捉えた場合には特定の資産又は領域にリスクの集中をもたらすことも考えらえる。一方、グループ内でリスクの分散が図られる結果、グループ全体のリスクが軽減されることも考えられる。したがって、事業戦略及び日常業務の両面においてグループレベルで重要な全てのリスクを管理する必要があり、グループ全体の健全性確保やリスク管理がより一層重要となっている。

∇-3-2 主な着眼点

- (1) グループ内法人の相互関係により、グループ内法人に与えるリスクの影響が変わることに留意しているか。例えば、リスク及び資本の管理において、リスクの伝播、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー等を考慮しているか。
- (2) リスク計量モデルを使用する場合には、グループとしての重要な戦略上及び 事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなり得ることを十分認識し、グループ内で共通の内部モデルを使用する等、グループ全体の統合リスク量を的 確に計量する態勢を整備しているか。
- (3) グループの統合的リスク管理に関する枠組みは、グループ全体にわたって可能な限り一貫性のあるものとなっているか。
- (4)経営管理組合は、経営戦略及びリスク特性等に応じて、グループとしてリスクの特定及びリスク・プロファイル、リスク測定、リスク管理方針及びリスクと支払能力の自己評価等を含む統合的リスク管理を適切に実施しているか。
- (5)経営管理組合は、グループリスク管理態勢を、定期的(少なくとも年1回) 又は戦略目標の変更時等必要に応じ見直しているか。

また、経営管理組合は、グループベースの統合的リスク管理態勢について、 定期的に内部又は外部による独立的な評価を行っているか。

- (6) 定量又は定性的なリスク選好をグループ内及び必要に応じて外部に伝達及び 周知するプロセスを確立及び維持しているか。
- (7) 例えば、グループ経営理念の設定周知、各種研修の実施、職員の適切な報酬

体系の構築、エマージングリスク (現在は認知していないリスク又は発生の可能性が極めて低いリスク又は影響が軽微であるリスクのうち、環境の変化により重要なリスクとなる可能性があるものをいう。) の洗い出し及びその共有態勢の構築等を通じ、グループ全体のリスク文化を醸成する取組を実施しているか。

(8) グループ内取引は、グループ内法人間のシナジー効果を生み出し、コストの最小化と利益の最大化、リスク管理の向上及び効果的な自己資本並びに資金調達の管理に資するものであるが、他方で、グループ内取引は、グループ内でのリスク移転や伝播を伴う側面があることから、健全性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、グループ内において取引の公正性が歪められたり、業務の適切性が損なわれたりする可能性がある。

したがって、経営管理組合及び各グループ内法人は、以下のようなグループ内取引について法令等遵守及びリスク管理に係る適切な態勢が構築されていることが重要である。

- ・グループ内法人間の配当
- ・グループ内法人間の資本(信用状を含む)取引
- ・グループ内法人間の貸付や借入等の流動性を補完する取引
- ・グループ内法人間の投資取引
- ・グループ内法人間の再保険
- グループ内法人間のサービス提供取引
- ・複数のグループ内法人が共同で実施する取引
- ・グループ内法人間の委託受託取引

∇-3-3 グループベースの報告態勢

∇-3-3-1 意義

グループ内法人は、それぞれ法人として独立した存在であるが、グループ内法人で顕在化したリスクがグループ内の他の法人に波及し、グループ全体に損害が生じる可能性があることを踏まえれば、経営管理組合は、グループベースのリスク管理及び支払能力の状況を十分把握、理解していることが必要であり、これらを的確に監視、管理するため、グループベースのリスクと支払能力の自己評価を定期的に実施することに加え、例えば四半期に一度、直近のリスク管理の状況を経営管理委員会及び理事会に報告すること等が求められる。

V-3-3-2 報告対象とするグループの範囲

(1)報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、子会社、関連会社のいずれかを問わず、その法人の行う取引のリスクが組合へ波及していくことを考慮し、非共済事業体も含めた実質的な関係(例えば、外部出資、影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引等)に着目し、グループの範囲を定めているか。

なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的等、他の目的のために定義

されたグループとは異なる場合があることに留意する。

(2) 再編、新規事業への参入、既存事業からの撤退、市場環境の変化等を踏まえ、 必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。

マー3-3-3 報告体制と役割

- (1)経営管理組合は、業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、グループベースのリスクを統合的に管理する部門、同部門の長及び担当理事を明確化した上で、グループ内法人及び関連部門との間の役割分担を明確化しているか。リスクを統合的に管理する部門は、グループ内法人及び関連部門に対する牽制機能を確保しているか。
- (2)経営管理組合の経営管理委員会及び理事会並びにグループ内法人の取締役会は、それぞれの役割に応じて、グループベースの必要な経済資本の充足状況、 支払余力規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行う 等、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

∨-3-4 グループベースの資産負債の総合的な管理

経営管理組合は、グループの資産負債の総合的な管理に関する方針等を策定し、 有効なガバナンス機能を発揮し、当該方針等と整合的なグループ及びグループ内 法人の資産負債の総合的な管理態勢を適切に整備することが重要である。

∇-3-5 グループベースの共済・保険引受リスク管理態勢

∇-3-5-1 意義

経営管理組合が、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、共済・保険引受、掛金率・料率設定、準備金計上、再保険プロセス等に関するグループベースの共済・保険引受リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内法人においても、グループベースの共済・保険引受リスク管理態勢と整合的な共済・保険引受リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

v-3-5-2 主な着眼点

- (1)経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの共済・保険引受に関する方針等を整備し、各グループ内法人は、当該方針等と整合的な共済・保険引受に関する規程を整備及び適用しているか。
- (2) 経営管理組合は、グループベースの共済・保険引受リスク管理態勢及びグループ内法人内における共済・保険引受リスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。
- (3)経営管理組合は、例えば以下のような事項を含む、グループとしての共済・ 保険数理に関する方針及び実務に関する基準等を策定しているか。
 - ・共済・保険負債計算の前提条件
 - ・共済・保険負債の計算方法
 - ・共済・保険負債の計算に使用するデータの内容

- 再保険を考慮した共済・保険負債計算の計算方法
- ・上記の事項及び計算に使用するモデルの妥当性を検証するプロセス
- ・財務上の支払能力評価のための将来キャッシュフロー予測において使用され る共済・保険数理に関するモデルに係るモデルリスク管理
- ・グループ全体において、当該方針及び実務に関する基準等が適切に遵守されているかをモニタリングするための態勢
- (4) グループベースの財務状況を適正に分析及び把握し健全性を確保する観点から、グループベースの共済・保険数理に基づく財務の現状及び将来の分析に関して、直近の実績等、共済・保険引受及び再保険戦略等を踏まえ、経営管理組合の経営管理委員会及び理事会に適切に報告されているか。また上記の分析上、重要な要素となる共済・保険負債及び再保険回収資産の評価の妥当性について検証が行われ、併せて報告されているか。

Ⅴ-3-6 グループベースの再保険に関するリスク管理

∇-3-6-1 意義

再保険はグループベースの共済・保険引受リスクの最適化に役立つ一方、その取引及びリスク管理は複雑になることが多い。経営管理組合は、このような再保険の特徴を十分考慮した上で、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内法人においても、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢と整合的な再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

V-3-6-2 主な着眼点

- (1)経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの再保険に関する方針等を整備し、各グループ内法人は、当該方針等と整合的な再保険に関する規程を整備及び適用しているか。
- (2) グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を整備するに当たっては、 以下の点を考慮しているか。
 - ・グループベースのリスク量若しくはリスク選好等又は資本管理戦略の相互関 係
 - ・グループ再保険戦略及びグループ内法人の実務
 - ・グループ内法人が適用を受ける法令及び慣行
 - ・再保険に係るカウンターパーティの信用リスクに対するリミット又はリスク 選好等
 - ・リスク移転商品を含む代替的リスク移転手法の活用
 - ・ストレス下における再保険を通じたリスク移転の実効性
- (3)経営管理組合は、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢及びグループ内法人における再保険に関するリスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。

V-3-7 グループベースの財産運用リスク管理態勢

V-3-7-1 意義

運用対象となる金融商品の中には、変動性が高いもの、複雑な構造のもの、及び流動性が低いもの等、リスクが相対的に高いものが存在し、一部のグループ内法人等がリスクの高い商品に投資した結果、共済・保険グループ全体の健全性が低下する場合も想定される。経営管理組合は、このような事態が生じないようグループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの財産運用リスク管理態勢(証券化商品等のクレジット資産について、外部格付に過度に依存しないための態勢を含む。)を適切に整備することが重要である。グループ内法人においても、グループベースの財産運用リスク管理態勢と整合的な財産運用リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

V-3-7-2 主な着眼点

- (1)経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの資産運用に関する方針等を整備し、各グループ内法人は当該方針等と整合的な資産運用に関する規程を整備及び適用しているか。
- (2) エクスポージャー(オフバランス項目に係るものを含む。)が集中するリスクを、グループ内法人レベル及びグループ全体レベルの双方で、リスク選好や限度額等を設定する等により、適切に管理する態勢が整備されているか。特に、金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。
- (3) グループベースの財産運用リスク管理態勢及びグループ内法人における財産 運用リスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適 切に整備しているか。

∇-3-8 グループベースの流動性リスク管理態勢

∇-3-8-1 意義

グループベースの支払能力が十分であったとしても、資金流動性が枯渇し支払不能となりグループ内法人が破綻したり、市場流動性が低い商品に一部のグループ内法人等が投資した結果、共済・保険グループ全体が流動性の危機に直面したりする可能性があり、流動性リスク管理は極めて重要である。そのため、経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの流動性リスク管理態勢を適切に整備するとともに、グループ内法人においても、グループベースの流動性リスク管理態勢と整合的な流動性リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

V-3-8-2 主な着眼点

- (1)経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの流動性リスク管理に関する方針等を整備し、各グループ内法人は当該方針等と整合的な流動性リスク管理に関する規程を整備及び適用しているか。
- (2) 経営管理組合は、グループベースにおいて、流動性リスクに関するリスク選

好、リスク許容度、リスク・リミット等を設定し、その遵守状況を確認しているか。また、流動性に関するストレステストを実施しているか。

- (3) 流動性に関するストレステストの実施に当たっては、複数の主体が共通の行動を取ること等により、ストレスが増幅されるような状況を想定する必要がある場合は、そのような状況を適切に考慮しているか。
- (4) 流動性に関するストレステストの実施に当たっては、以下のような事項を必要に応じて勘案しているか。
 - ・流動性資産の保有状況及びストレス下におけるその利用可能性
 - ・ストレス下における流動性資産の減価(ヘアカット)
 - ・ストレス下の共済掛金や利息収入
 - ・大量解約や巨大災害の発生等に伴う共済金等の請求
 - ・共済・保険グループの格下げ
 - 経営管理組合及びグループ内法人間の資金の移転可能性
 - 外貨に係る外国為替市場等の流動性
 - ・保有資産及び資金調達手段の相関関係及び分散状況
 - ・追加証拠金及び追加担保の可能性
 - ・クレジットラインや有担無担の短期資金調達の利用可能性
- (5) 流動性に関するストレステスト等において、ストレス下の資金流出がストレス下の資金流入及び流動性資産を超過することが判明した場合は、利用可能であり、かつ、適切なヘアカットを設定した上で十分な価値を有する流動性資産を準備しているか。

また、短期間に流動性資産が必要となる場合(例えば、日次又は週次)は、 長期間に必要となる場合よりも、より流動性が高い資産が必要となるかもしれ ない点に留意しているか。

- (6)経営管理組合は、グループベースで流動性危機時の対応策を策定するととも に、適時に見直しを実施しているか。
- (7)経営管理組合は、グループベースの流動性リスクに係る管理の状況について、 リスクと支払能力の自己評価と合わせる等により、定期的に経営管理委員会及 び理事会に報告しているか。

Ⅴ-3-9 グループベースのオペレーショナル・リスク管理態勢

経営管理組合は、グループ内法人に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの「オペレーショナル・リスク管理態勢」を適切に整備するとともに、グループ内法人においても、グループベースの「オペレーショナル・リスク管理態勢」と整合的な「オペレーショナル・リスク管理態勢」を適切に整備することが重要である。

∇-4 グループベースの業務の適切性

∇-4-1 グループコンプライアンス (法令等遵守) 態勢

経営管理組合によるグループのコンプライアンス態勢の整備については、以下 のような着眼点に基づき、検証することとする。

(1) 経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、法令等遵守をグループ経営上

- の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理組合及びグループ内法人 の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- (2)経営管理組合の経営管理委員会及び理事会において、法令等遵守に係るグループの基本方針が策定され、グループ内法人に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針及び基準を示すものとなっているか。
- (3)経営管理組合に、グループの規模、特性及びグループ内法人の業務内容等に 応じ、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以 下「コンプライアンス統括部門」という。)を設置し、グループ又はグループ 内法人の法令等遵守態勢を適切に管理することとしているか。
- (4) コンプライアンス統括部門は、適時適切にグループにおける法令等遵守状況 を把握し、経営管理組合の経営管理委員会及び理事会に少なくとも四半期に一 度報告しているか。
- (5)経営管理組合の経営管理委員会及び理事会は、法令等遵守状況の報告に基づき、必要な意思決定を行う等、把握された情報を業務の改善及びグループ内の 法令等遵守態勢の整備に活用しているか。
- (6) コンプライアンス統括部門は、グループ内法人等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役職員に対する周知徹底又は潜在的な利益相反のリスクの明確化を行い、それらに対する具体的な対応又は回避策を定めているか。

∇-4-2 グループ外部委託態勢

経営管理組合は、外部委託を行う際には、外部委託に伴う潜在的な各種のリスクの伝播等の影響を勘案し、利用者保護又は経営の健全性を確保する観点を踏まえた委託方針を作成するとともに、例えば、重要な外部委託については経営管理組合による承認プロセスを設ける等、その経営の健全性の確保の観点から、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。その際、以下に示す点に留意しているか。

(1)委託先の選定

共済・保険グループの経営の合理性、当該グループのレピュテーション等の 観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

(2) 契約内容

契約内容は、例えば、以下の項目について明確に示される等十分な内容となっているか。また、当該契約内容が文書で担保されているか。

- ① 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続
- ② 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係(必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。)
- ③ グループ内法人が、当該委託業務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容

(3)管理態勢

委託業務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢(委託契約において、委託先に対して業務の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛

り込む等の対応を含む。)等の管理態勢が整備されているか。

(4) 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から経営管理組合又はグループ内法人への定期的な報告に加え、必要に応じグループ全体として適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

(5) 監査

経営管理組合又はグループ内法人において、外部委託業務についても監査の 対象としているか。

(6) 緊急時等の対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、共済・保険グループ全体の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、共済・保険グループ全体のレピュテーションに与える影響等を考慮しているか。

(7) グループ内法人への外部委託

委託契約が経営管理組合とグループ内法人との間において締結される場合に、 契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ル ールに違反していないか。 別紙1 オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール (共済連)

<u></u> 別 和		主な行政庁報告	分析、評価、ヒアリング	
	決算等、 ディスクロージャー			その他
	フィスクローンヤー	財務会計情報	財務会計情報、総合的なヒアリング等	
4月		事業計画書(臨時総代会終了後2週間以内)	・総合的なヒアリング(四半期事業概況報告))	(不)(子) (有)
5月		決算速報(5月末)	・決算ヒアリング(再保険契約実績を含む。) ・共済計理人ヒアリング	(不)(子) (有)
6月				(不)(子) (有)
7月	通常総代会	業務報告書(通常総代会終了後2週間以内)	・総合的なヒアリング(四半期事業概況を含む。)	(不)(子) (有)
8月	ディスクロ誌		・トップヒアリング	(不)(子) (有)
9月	中間業務実績 (9月末)			(不)(子) (有)
10月			・総合的なヒアリング(四半期事業概況報告)	(不)(子) (有)
11月	上半期業績の公表 (11月末)		・中間業務報告ヒアリング(上期再保険契約実 績を含む。)	(不)(子) (有)
12月				(不)(子) (有)
1月			・決算見込みヒアリング・総合的なヒアリング(四半期事業概況を含む。)	(不)(子) (有)
2月				(不)(子) (有)
3月	臨時総代会			(不)(子) (有)

- 注1 このほか必要に応じて、内部監査ヒアリング等を実施する。
 - 2 その他として組合不祥事件関係(不)、子会社等状況(子)、有価証券評価損益状況(有)についてヒアリングを実施するものとする。
 - 3 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

別紙2 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する共済事業向けの総合的な 監督指針の特例措置について

共済事業向けの総合的な監督指針については、系統金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないように配慮することとしており、今般の東北地方太平洋沖地震の影響については、その被害の甚大さを十分に踏まえ、運用する必要がある。

また、金融機関は、被災地で同地震の影響により貸付条件の変更時に直ちに 経営再建計画を策定できない債務者を抱えているものと見込まれるほか、全国 で計画停電や原材料の調達難等から財務状況等が一時的に悪化した債務者を抱 えているものと見込まれる。

こうした異例の事態を踏まえ、共済事業向けの総合的な監督指針の運用に当たっては、以下の点に留意することとする。

なお、本特例措置の適用については平成23年3月31日から適用する。

今般の同地震の影響により、「おおむね3年後の当該債務者の債務者区分が 正常先となる」経営再建計画を策定することが困難である場合には、当該「お おむね3年」を合理的期間に延長して差し支えないこととする。

(以上)

別添1 連絡文書集

- 1 自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の承認手続等について (昭和41年12月 13日付け農政B第2937号)
- 2 コンピュータシステム障害等についての資料の提出について(平成18年3月31日付け経営第7480号)

別添 2 標準処理期間

農協法に基づく農林水産大臣の処分(共済事業に係るものに限る。)に係る行政手 続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
・ 第11条の17第1項の規定による共済規程の設	4月
定の承認	
・ 第11条の68第4項の規定による子会社の認可	3月
・ 第11条の17第3項の規定による共済規程の変	
更の承認	
・ 第92条の6の規定による紛争等解決業務を行	2月
う者の指定	
・ 第11条の9ただし書の規定による特定関係者	1月
との間の取引等の承認	
・ 第11条の65第2項又は第11条の69第2項にお	
いて準用する第11条の65第2項の規定による組	
合又はその子会社による議決権の取得等の制限	
の承認	
・ 第11条の34第1項ただし書又は同条第2項た	
だし書の規定による価格変動準備金の不積立て	
等の認可	
・ 第92条の9において準用する保険業法第308条	
の7第7項の規定による業務規程の変更の認可	
第92条の9において準用する保険業法第308条	
の23第1項の規定による紛争解決等業務の全部	
若しくは一部の休止又は廃止の認可	

規則に基づく農林水産大臣の処分(共済事業に係るものに限る。)に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
・ 第43条第3項ただし書又は同条第4項ただし	1月
書の規定による資産の運用額の制限の承認	